

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
只見町	国庫補助取得財産の有効活用	1314	1314010	070010	国庫補助事業施設の民間への貸し出し、統合化による空き校舎の再利用	民間企業への貸し出し、統合中学校化による空き校舎の再利用を図る。	民間企業への貸し出し、統合中学校化による空き校舎の再利用を図る。	国庫補助事業で整備した施設については、処分制限期間内の目的外使用、貸し出し、譲渡はできないこととなっている	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。	6		本件は、統廃合等により廃校となった学校施設の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。				
広島県	行政サービスの民間開放による地域の新たなビジネス機会等の創出	2042	2042050	070020	公営住宅等に係るPFI事業の推進	PFI方式により整備する施設の国庫補助対象事業について、国庫債務負担行為の措置を講じるとともに、買取りにあたり分割支払いを可能とすること	PFI事業により公営住宅等をBOT方式で実施。買取りは数年にわたり分割して支払う。	BOT方式により整備する施設について、一括して買い取る場合、国庫補助予算確保の担保が取れないこと、また、一時期に多額の財源が必要となることから、事業の安定性等が保てない。			6		補助金の交付の可否は、事業を所管する各省各庁からの要求をもとに個別の各事業分野ごとに判断されるべき問題であり、一義的には各省各庁において対応すべきものと考えられる。				
広島県	行政サービスの民間開放による地域の新たなビジネス機会等の創出	2042	2042060	070030	PFIの積極的活用推進	・国庫補助事業をPFI事業として実施するに当たり、その手法の如何を問わず、従来の場合と同様の財政支援策を講じること。 ・また、特定の用途に限定された公共施設用地として国庫補助事業で取得した土地にその補助の目的外の民間収益施設を合築することが可能とすること。	公共施設等の整備等について、PFI方式の円滑な導入及び最も効果的・効率的なPFI事業手法の採用を可能にするため、BOT等の手法を問わず採用可能な国庫補助事業とする。 公共施設と民間収益施設の複合施設を設置可能とする。 ことにより、一層の民間活用推進を図る。	従来方式とPFI方式、また、PFI方式においてもBOTとBOTなどの手法の如何により、国庫補助金等の国の支援措置が異なる。 また、国庫補助事業として取得した土地に民間の収益施設を建設する場合には補助金を返還することとなる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。	6		補助金の交付の可否は、事業を所管する各省各庁からの要求をもとに個別の各事業分野ごとに判断されるべき問題であり、一義的には各省各庁において対応すべきものと考えられる。 また、補助目的外の民間収益施設の合築については、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。				
茨城県	茨城グリーンふるさと交流圏魅力アッププロジェクト	1272	1272040	070040	廃校利用主体の民間参入と税制優遇	・市町村が交流拠点施設として廃校を改修する際、財源確保のためにリニューアル費を措置するとともに、償還金を地方交付税に算入 ・改修した廃校の運営についてはNPO等へアウトソーシングし、都市農村交流事業の拠点施設として活用 ・NPOが事業運営主体となり、民間(地域住民・地域企業)から運営資金等の財政的な支援を受けた場合の優遇税制措置	・NPO等に対して、廃校を野外活動の拠点施設やコミュニティ・ビジネス活動の拠点施設として開放することにより、体験活動を指導する地域の人材活用や地域特産物の活用が図られ、地域雇用の創出や経済的な効果が得られる。 ・また、NPOが事業運営する場合、認定NPO法人とみなして、税法上の特典を与えることにより、民間からの寄付を集め易くなり、円滑な事業活動が促進される。	・特に当該地域の過疎町村においては、学校の統合による廃校が散在し、施設の有効活用が課題となっている。このため、交流活動拠点として、施設の有効活用を図り、建設コストの節約と、地方債の発行対象の拡大等により、財政負担を軽減し、拠点整備を促進するものである。 また、事業運営主体のNPOへの寄附の促進を図り、NPOの活動を支援するものである。	・(適化法について) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。 ・租税特別措置法 41の19、66の11の2 租税特別措置法施行令 39の22の2	NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの(認定NPO法人)に対する寄附金は、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる。	・6 ・3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの	・(交付税) 交付税に算入するか否かについては一義的には総務省から答えるべきもの(適化法) 本件は、統廃合等により廃校となった学校施設の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。 ・3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの					
相模原市	新都市農業推進計画	1160	1160030	070050	アウトソーシングによる新規参入促進と農地活用のための第3セクターの株式会社による農地取得の際の租税特別法の適用(民間開放)	農業施策のアウトソーシングを実施するため、新都市農業推進計画の推進母体である第3セクターの株式会社、研修用農地を取得する場合に、地方公共団体が行う公有地の確保と同等の譲渡所得に対する特別控除を適用する。	農業分野にチャレンジする若者等の振起きを行い、農業技術と経営感覚に優れたプロとしての農業者を育成するため、新都市農業推進計画の推進母体である第3セクターの株式会社未利用農地の権利取得を行い、研修用地としての活用を図る。 ・アグリセンター事業 ・ヤングファーマー・インキュベーター事業	研修用農地の取得による農業のインキュベーションを行うためには、未利用農地の地権者の理解と積極的な協力を得る必要があるが、第3セクターの株式会社農地を取得する場合も、市の公共用地の取得と同様の扱いとすることにより、地権者の協力も得やすくなり、事業の円滑な実施が図れる。	租税特別措置法第34条の2 四	個人の有する土地等が公法の協議に基づき地方公共団体等に買い取られる場合、一定の要件のもとその譲渡益から1500万円の特別控除を差し引きことができる。	3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの	3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	1258	1258050	070060	PF1事業を推進するための税制措置、補助金の弾力的適用	PF1事業として公共施設等の整備を行う場合の補助金交付や、税制措置について、地方公共団体等が自ら事業を実施する場合とイコールフットリングを図る。	PF1事業についても非課税措置がなされたり、BOT方式、BTO方式に関わらず補助金が交付されることにより、PF1事業が一層推進され、行政サービスの民間開放が促進される。	現行の制度では、課税措置を避けたり、補助金の交付を受けやすくするために、BTO方式のPF1を採用するケースが多くなり、行政サービスの民間開放に結びつきにくい。	法人税法第4条 登録免許税法第2条、第4条	株式会社などの内国法人は法人税を納める義務がある。 地方公共団体などの公共法人は法人税を納める義務がない。 登録免許税は、国による登記、登録、免許等を課税対象に、登記等を受ける者に対して課税するもの。なお、地方公共団体などの公共法人が受ける登記等については、登録免許税を課さない。	・6 ・3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		・補助金の交付の可否は、事業を所管する各府省庁からの要求をもとに個別の各事業分野ごとに判断されるべき問題であり、一義的には各府省庁において対応すべきものと考えられる。 ・3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				
稚内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	1327	1327110	070070	自由貿易地域の指定拡大	自由貿易地域の指定により、サハリン州との貿易を促進する。	サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業やインフラ整備等により稚内港を中継基地とした貨物の輸出入が増加している。フリートレードゾーンの設定によるサハリン州と我が国との人や物の自由な往来は「サハリンプロジェクト支援基地化」に大きな弾みとなるものである。当市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。	ロシア連邦では、サハリン州を自由貿易地域に指定する構想をもって、近々に位置する稚内港におけるフリートレードゾーンの設定はサハリン州と我が国との人や物の自由な往来を可能とする新たな「自由貿易圏」を形成し、地域経済の活性化、地域雇用の創出に繋がるものである。		6		自由貿易地域の指定は当省の所管外である					
豊川市、TMO、豊川地区商業観光活性化委員会	万博と地道なまちづくりによる豊川稲荷門前町観光商業活性化	1301	1301050	070080	補助事業施設の目的外利用	補助事業により整備した公共施設を中心市街地の活性化に資する店舗等に使用するため、期間限定で民間に柔軟に貸し付けができるように、補助金等の適正化法における目的外使用に係る各府省庁の承認事項についての規制緩和又は市町村への権限の委譲を行っていただきたい。	駐車場、自由通路、駅前広場等として整備した施設を民間商業者に店舗用地として貸し付ける。 賑わいが創出され、中心市街地の活性化に寄与する。	当該地区の公共施設は、門前町独特の特性から、月別の駐車需要に偏りがあり、閑散期においては、ただの空地となり、中心市街地のイメージを損ねてしまうため、期間限定的に商業用地として民間に貸し出し、賑わいを創出する必要があるため。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各府省庁の長の承認を受けずして補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等をすることはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各府省庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。	6		本件は、駐車場、自由通路、駅前広場等として整備した施設の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。	提案者は、補助金適正化法上、各府省庁の承認権限を市町村に移譲することを要しており、これについて検討し回答されたい。		補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が、国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定のために支出されているものであることに鑑み、補助事業者が補助金により取得された財産を補助目的どおりに使用し、補助目的の達成が図られるよう設けられているものである。 したがって、補助事業者のみの判断をもって補助目的外の処分を認めることは適当ではない。 なお、補助金等適正化法及び同施行令上、補助金により取得された財産であっても、耐用年数等を勘案して各府省庁の長が個々の補助金の内容、目的に応じて合理的に定める期間が経過した場合には、自由に処分できることとされているほか、当該財産取得後の事情の変更等により転用することの合理性がある場合には、各府省庁の長の承認を受けることにより、補助目的外に転用することは可能である。	
富岡町	電源地域の再生計画(電源交付金の町村における一般財源化)	1151	1151010	070090	電源交付金制度の見直し	交付金制度を見直し、電源立地地方の独自の一般財源化とする。	使途のない財源として定額交付	2.2から2.4に同じ	電源開発促進税法第1条 発電用施設周辺地域整備法第7条、第10条 電源開発促進対策特別会計法第1条第2項	電源三法交付金は、発電用施設の設置及び運転の円滑化を目的として、電源地域の地方公共団体が実施する各種事業の費用に充てるため交付されるものである。2003年10月には、複数あった交付金を統合して、交付手続きの簡素化を図るとともに、交付対象事業を大幅に拡充したため、地方公共団体は実施する事業を幅広く選択することが可能となっている。	5		2003年10月に電源三法交付金制度を見直し、従来の主な交付金を統合した電源立地地域対策交付金を新設。当該交付金の交付対象事業として、従来の交付金の対象事業に加え、大幅な対象事業の追加を行っており、一般財源化を図らずとも、地方公共団体が実施を望む事業は十二分に実施できる内容となっている。				
白沢村	花実の里「福舞里」プラン	1035	1035060	070100	税法に関する権限の移譲	一定期間の所得税、地方税、法人税を減免する。	新規立ち上げ法人(株式会社)の経営基盤確立。	現行法では、株式会社等を設立した場合、所得税、地方税、法人税等の納税義務が生じるため、利益が見込める一定期間の減免措置を講じることで、投資効果の拡大を図る。	租税特別措置法第61条の2、第61条の3	特定農業法人が、農用地について特定農用地利用規程の定めるところに従い利用権の設定等又は農作業の委託を受けるために要する費用に充てるため、農業収入の9%相当額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損算入を認める。 農用地利用集積準備金を積み立てている特定農業法人が、準備金を取り崩して農用地又は農業用機械等を取得した場合に、圧縮記帳を認める。	3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答		
福島市	地域遊休資源高付加価値化計画	1121	1121010	070110	市がりんご・柿・柿酢を開発製造することによる地域再生の実現	地域資源であるりんご・柿の高付加価値化を図るため、りんご・柿酢を開発製造するため、市が製造する際に限り、酒税法にかかわる酒類の製造免許を必要としない。	遊休バイオマス果樹資源の健康酢転換事業により、遊休バイオマス資源のりんご・柿を活用して健康酢を製造し、りんご・柿の地域イメージアップ食品並びに健康増進食品として開発製品化する。 このことにより、地域経済の活性化と雇用の拡大を行う。	近年の果実価格の低迷と度重なる災害そして景気の低迷は果樹農家に深刻な打撃を与えてきた。これまで見過ごされてきた果樹バイオマス資源を活用して、果樹産産品のジュース、缶詰、干し柿に加え、付加価値の高い健康食品として「りんご酢・柿酢」の開発製品化を行うことにより、イメージアップを図る。	酒税法第8条	〇もろみを製造しようとする者は、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。 (注) 醸造酢を製造する場合、「酢」は酒類でないことから、酒類の製造免許は不要であり、もろみの製造免許(酒税法第8条)を取得すれば足りる。	3	一	酢を製造する場合には、その製造過程においてもろみ(原料にアルコール発酵させる手段を講じたもの)を製造する必要があるが、もろみは容易に酒類となり得ることから、酒税法では、もろみの製造についても免許制を採用しているものであり、「市」が酢の製造事業を行う場合であっても、民間事業者の場合と同様に免許を取得して頂く必要がある。 なお、提案のように「市」が製造を行うのであれば、免許の取得が困難とは考えにくい。	要望を実現するにはどうすればいいかが再度検討されたい。	3		3: 対応は不可能 醸造酢を製造する場合、もろみの製造免許(酒税法第8条)を取得すれば足りるが、提案のように「市」が製造を行うのであれば、免許の取得が困難とは考えにくい。 (注) 「酢」は酒類でないことから、酒類の製造免許(酒税法第7条)は不要。		
只見町	山里の名水活用による酒づくり	1330	1330010	070120	産業振興と雇用の促進	最低数量の緩和により、参入を簡易にする。	地元酒造会社の設立	現行酒税法では、製造最低基準量が定まっている。	酒税法第7条第2項	〇酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の種類別に、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 一 清酒 六十キロリットル 二 合成清酒 六十キロリットル 三 しょうちゆう甲類 六十キロリットル 四 しょうちゆう乙類 十キロリットル 五 みりん 十キロリットル 六 ビール 六十キロリットル 七 果実酒類 六キロリットル 八 ウイスキー類 六キロリットル 九 スピリッツ類 六キロリットル 十 リキュール類 六キロリットル 十一 雑酒 六キロリットル	7	-							
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325920	070130	徴税事務の一元化	納税者の利便性の向上や事務の効率化を図るため、徴税事務を一元化する。 第一段階として県税と市町村税の地方税を県レベルで一元化し、その後、国税の徴税事務を政令県の事務として移譲する。	・現在、国・都道府県・市町村でそれぞれ行われている徴税事務を地方レベルで一元化することとし、その前段として、まず地方税(県税・市町村税)の徴税事務を政令県において一元化する。 ・徴税事務を地方レベルで一元化することにより、徴税事務の合理化・コストダウン、国民・住民の納税の利便性の向上、地域における税収とサービス(負担と受益)の関係の明示が図られる。	納税者の利便性向上や徴税事務の効率化を図るため、行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効果的・効果的である。	(主なもの) 所得税法120、128、法人税法74、77 消費税法45、49等	国税に関する徴税事務については国(税務署等)において行われている。	3: 対応は不可能		国税については、経済取引の広域化・国際化に対応し、全国的・世界的な規模での所得等の把握、効率的な税務調査等を行い、適正・公平な課税を実現していく必要があるが、こうした観点からは、全国的な組織による一元的な徴税事務の実施が不可欠であって、一部の自治体に徴税事務を委託することは適当ではない。 なお、納税者の利便性向上や事務の効率化との観点から、既に所得税と個人住民税について税務行政運営上の協力を行うなどの対応をしている。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		3 対応は不可能 御提案の趣旨を踏まえて再度検討した結果、国税については、経済取引の広域化・国際化に対応し、全国的・世界的な規模での所得等の把握、効率的な税務調査等を行い、適正・公平な課税を実現していく必要がある。こうした観点から、全国的な組織による一元的な徴税事務の実施が不可欠であって、一部の自治体に徴税事務を委託することは適当ではない。 なお、納税者の利便性向上や事務の効率化との観点から、既に所得税と個人住民税について税務行政運営上の協力を行うなどの対応をしている。		
足寄町 とかちベレット生産組合	木質バイオマス燃焼機器製造構想	1017	1017020	070140	関税率の引き下げ	海外製品への関税率の引き下げ	ベレットストーブの部品類を輸入し、廃校学校体育館で組立を行う。	ベレットストーブの普及を図るために、海外製品の価格の低減が重要課題である。			6		当省は物資所管官庁ではない。						

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理番号	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容(事項名)	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
相馬市	高齢化社会に対応したサービス供給による地域再生計画	1033	1033010	070150	国庫補助事業により整備した施設の目的外使用	国庫補助事業で整備された施設を耐用年数を経過したかどうかに関わらず、地域の判断で目的外使用を認める。	地域内には、国庫補助事業で整備した様々な施設が存在している。それらを活動の拠点として利用する。	ある目的のために新たに、施設をつくるのではなく、既存の施設の全部あるいは一部を活用する。そうすることによって、施設の有効活用を図ることができるとともに、迅速な事業展開が可能になる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じることにより補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。	3		補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が、国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために支出されているものであることに鑑み、補助事業者が補助金により取得された財産を補助目的どおりに使用し、補助目的の達成が図られるよう、設けられているものである。 したがって、補助事業者のみの判断をもって補助目的外の処分を認めることは適当ではない。 なお、補助金等適正化法及び同施行令上、補助金により取得された財産であっても、耐用年数等を勘案して各省各庁の長が定める期間が経過した場合には自由に処分できることとされているほか、当該財産取得後の事情の変更等により転用することの合理性がある場合には、各省各庁の長の承認を受けることにより、補助目的外に転用することは可能である。	要望は、耐用年数を経過したかどうかにかかわらず目的外使用を認めるといふものであり、これについて検討し回答された。	3	耐用年数等を勘案して各省各庁の長が個々の補助金の内容、目的に応じて合理的に定める期間においても、当該財産取得後の事情の変更等により転用することの合理性がある場合には、各省各庁の長の承認を受けることにより、補助目的外に転用することは可能である。 なお、経済的使用価値のある補助財産を補助事業者が自由に処分し得るとすることは適当ではない。	
福岡県	青少年科学技術立県運動	2138	2138030	070160	国有財産の使用目的の拡大	国立大学研究室や国立試験研究施設を活用したNPO法人等の活動や学校教育における校外学習を推進するために、目的外使用要件を緩和する	大学教員等が小中高校の教育現場に出向く出前講座と小中高校生を大学等の施設に迎え入れる校外学習を有機的に組み合わせるとともに、教員等の積極的な参加を促しながら施策の効果増大をはかる。	青少年科学技術立県運動の推進のためには、国立研究施設や研究員等の活用が不可欠であるが、一定の手続きが必要であり、そのための要件は欠かせない。また同様に、地域だけの取り組みでは限界があることから、国等の主催イベントの併催や財政措置等の積極的な協力が必要である。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じることにより補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。	6		本件は、国立大学研究室や国立試験研究施設の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。				
福岡市	公共空間を活用した賑わい創出構想	2081	2081010	070170	国庫補助金により取得した公有財産の使用目的の拡大	福岡市が管理する公有財産同様に、福岡市内にある国庫補助金により取得した公有財産についても、簡易な手続きにより商業・文化芸術活動の目的で使用できるようにする	賑わいを創出する商業・文化芸術活動 (商業活動の例) 飲食(オープンカフェ等)、物販(ワゴンショップ、市場等)、広告など (文化芸術活動の例) フィルムコミッション、ストリートパフォーマンス、パブリックアートなど	左記事業の実施のため国庫補助金により取得した公有財産を使用することが可能かどうか明確になっていないため	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じることにより補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。	6		本件は、道路、公園等の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理番号	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
北九州市	小倉都心・門司港レトロ地区集客活性化事業	2083	2083080	070180	既存の基盤施設・活用対策	国庫補助事業で整備された既存基盤施設等を、本来の政策目的以外の用途へ転・活用する場合に要する取得整備事業費への措置	国庫補助事業で整備された既存基盤施設を他の用途に転・活用する場合、その取得整備事業費や、当初整備の際に充当した国庫補助金の返還、地方債の繰上償還が求められるため、費用負担が大きい。 また、老朽化した施設は日常の維持管理に多額の費用を要するため、民間へのアウトソーシングに際し民間事業者への引継ぎが可能なレベルまでの老朽化更新が必要であり、そのための費用負担が大きい。	国庫補助事業で整備された既存基盤施設を他の用途に転・活用する場合、その取得整備事業費や、当初整備の際に充当した国庫補助金の返還、地方債の繰上償還が求められるため、費用負担が大きい。 また、老朽化した施設は日常の維持管理に多額の費用を要するため、民間へのアウトソーシングに際し民間事業者への引継ぎが可能なレベルまでの老朽化更新が必要であり、そのための費用負担が大きい。	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条 ・財政融資資金普通地方長期資金等借付証書特約条項第4条及び第10条第1項 ・財政融資資金地方資金管理事務処理細則第56条及び第57条	・補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。 ・地方公共団体が財政融資資金地方資金の貸付けを受けて取得した財産について処分を行った場合は、債権管理上、当該処分財産に見合う貸付債権金額の繰上償還を求めることが原則であるが、一定の要件に該当する場合は、繰上償還を猶予することができることとなっている。	・6 ・5		・本件は、道路、公園等の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。 ・財産処分について、当初の貸付け目的に照らしての妥当性や形態を鑑みることなく一律に繰上償還の猶予を認めることは困難であるが、公用若しくは公共の用に供するため、又は住民福祉の向上に資するため、財政融資資金により取得した財産等を所定の用途以外に使用変更しようとする場合は、やむを得ない理由があると認められる場合は、現行の規定により対応可能である。 なお、個別具体的なことについては、財務局にご相談願いたい。	要望内容は実現できるのか、確認されたい。	6 5	・	・本件に係る転用については、承認の判断を行うこととされている国土交通省が対応すべき問題である。 ・財産処分について、当初の貸付け目的に照らしての妥当性や形態を鑑みることなく一律に繰上償還の猶予を認めることは困難であるが、公用若しくは公共の用に供するため、又は住民福祉の向上に資するため、財政融資資金により取得した財産等を所定の用途以外に使用変更しようとする場合は、やむを得ない理由があると認められる場合は、現行の規定により対応可能である。 なお、個別具体的なことについては、財務局にご相談願いたい。
兵庫県・篠山市	陶芸文化の郷づくり構想	2100	2100030	070190	公的施設のリニューアルのための適化法の柔軟な対応	地方債や国からの補助金で建設した公的施設等の目的外転用に当たり、地方債の繰上げ償還を不要とする。 転用の阻害要因(補助金の返還等)を除去する等適切な法的措置を講じる。 転用の際に必要な整備等の財源確保のため、リニューアル債を措置する。	現行では地方債や国からの補助金で建設した公的施設等を目的外転用する場合には、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律により、補助金の交付の決定が取り消され、期限を定め、その返還が命じられることとなり、県・市町等の新たな財政負担が生じることから、地域の特性やニーズに応じた施設利用ができない。そこで、地方債の繰上げ償還を不要とする、転用の阻害要因(補助金の返還等)を除去する等適切な法的措置を講じる。転用の際に必要な整備等の財源確保のため、リニューアル債を措置することが必要である。	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条 ・財政融資資金普通地方長期資金等借付証書特約条項第4条及び第10条第1項 ・財政融資資金地方資金管理事務処理細則第56条及び第57条	・補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。 ・地方公共団体が財政融資資金地方資金の貸付けを受けて取得した財産について処分を行った場合は、債権管理上、当該処分財産に見合う貸付債権金額の繰上償還を求めることが原則であるが、一定の要件に該当する場合は、繰上償還を猶予することができることとなっている。	・3 ・5		・補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が、国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために支出されているものであることに鑑み、補助事業者が補助金により取得された財産を補助目的どおりに使用し、補助目的の達成が図られるよう、設けられているものである。 なお、補助金等適正化法及び同施行令上、補助金により取得された財産であっても、耐用年数等を勘案して各省各庁の長が定める期間が経過した場合には自由に処分できるとされているほか、当該財産取得後の事情の変更等により転用することの合理性がある場合には、各省各庁の長の承認を受けることにより、補助目的外に転用することは可能である。 ・財産処分について、当初の貸付け目的に照らしての妥当性や形態を鑑みることなく一律に繰上償還の猶予を認めることは困難であるが、公用若しくは公共の用に供するため、又は住民福祉の向上に資するため、財政融資資金により取得した財産等を所定の用途以外に使用変更しようとする場合は、やむを得ない理由があると認められる場合は、現行の規定により対応可能である。 なお、個別具体的なことについては、財務局にご相談願いたい。	・要望を実現するにはどうすればいいか再度検討されたい。 ・要望内容は実現できるのか、確認されたい。	3 5	・	・補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が、国費を特定の行政目的達成のために支出されているものであることに鑑み、補助事業者が補助金により取得された財産を補助目的どおりに使用し、補助目的の達成が図られるよう、設けられているものである。 なお、当該財産取得後の事情の変更等により転用することの合理性がある場合には、各省各庁の長の承認を受けることにより、補助目的外に転用することも現行法の下において可能である。 また、転用を承認する際、転用目的や形態等に照らし、国庫補助金相当額の納付を条件とすることが適当な場合もあるが、国庫納付を求めないことが適当であれば、現行法の下でも補助金相当額の納付を求めないことも可能である。 ・財産処分について、当初の貸付け目的に照らしての妥当性や形態を鑑みることなく一律に繰上償還の猶予を認めることは困難であるが、公用若しくは公共の用に供するため、又は住民福祉の向上に資するため、財政融資資金により取得した財産等を所定の用途以外に使用変更しようとする場合は、やむを得ない理由があると認められる場合は、現行の規定により対応可能である。 なお、個別具体的なことについては、財務局にご相談願いたい。	
神戸市	神戸港再生構想	2023	2023050	070200	国有地の財産処理に対する柔軟な対応	神戸港における土地の有効利用を図るための、国有地と市有地の交換に対する柔軟な対応	メリケン地区において、国有地と市有地を交換し、変形地を整形地とすることで、土地利用の範囲が拡大することになり、事業者の進出が容易となり神戸港の活性化につながる。	現状、市有地が三角地であるため、利用希望のある事業者が効率的な利用ができないことにより利用を断念したり、企業誘致も進まない状況にある。隣接する国有地との交換により整形地とすることにより、国有地及び市有地ともに有効に効率的な利用を可能とし、企業誘致や事業者の進出を図ることができる。	国有財産法第27条(交換) 第二十七条 普通財産は、土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物に限り、国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、これをそれぞれ土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物と交換することができる。但し、価額の差額が、その高価なもの価額の四十分の一をこえるときは、この限りでない。 2 前項の交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。 3 第一項の規定により堅固な建物を交換しようとするときは、各省各庁の長は、事前に、会計検査院に、これを通知しなければならない。	国有財産(普通財産)は、国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供する必要があるときに限って、交換することができる。	3		国の財政は国会の議決に基づいて処理されることとされており、普通財産の交換はこの特例として、国又は公共団体において直接公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供する場合に限り認められている。	要望を実現するにはどうすればいいか再度検討されたい。	6	・	神戸市から交換対象として要望されている国有地は国土交通省所管の行政財産であり、当該省庁の行政遂行との関係において判断されるべき問題であると考えます。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
京都府	京都の農村まるごと観光	2053	2053010	070210	各施設の特性を活かした多様なサービスの提供	補助事業等により整備した都市農村交流施設や空き学校等の目的外使用(リニューアルや管理主体の変更等)を可能にする。	今後、府内の関係機関に意見照会等を行い、目的外使用等の意向の有無・内容等について調査を行う。	府内の各施設においては、施設整備の補助目的に該当しないサービスの提供を可能にすることで、施設の持つ経済効果を最大限に発揮できる可能性がある。また、本施設利用の範囲を広げること、施設の管理やサービスの提供等に民間が参入する可能性を高めることができる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。	6		本件は、統廃合等により廃校となった学校施設の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。				
枚方市	福祉コミュニティ・ビジネス構想	2141	2141020	070220	補助金適化法の適用条件の緩和	コミュニティビジネス事業を展開する為に、補助金活用施設である公共施設を柔軟に活用するための措置として、公的活用に限った財産処分の自由化を行う。	公的サービスを補完するコミュニティビジネス事業を展開するにあたっての支援策として補助金施設である公的施設を活用し、事業の拠点として、有効に活用することができる。	公的サービスを補完する事業を民間の活力を活用して行っていく上で、その拠点を確保することは多額の経費負担を伴うものであり、補助金活用の公的施設を有効的に利用することで円滑に事業が展開できる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。	3		補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が、国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために支出されているものであることに鑑み、補助事業者が補助金により取得された財産を補助目的どおりに使用し、補助目的の達成が図られるよう、設けられているものである。なお、補助金等適正化法及び同施行令上、補助金により取得された財産であっても、耐用年数等を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合には自由に処分できることとされているほか、当該財産取得後の事情の変更等により転用することの合理性がある場合には、各省各庁の長の承認を受けることにより、補助目的外に転用することは可能である。	要望は、公的活用に限った財産処分の自由化を求めるものであり、これについて検討し回答された。	3	公的活用に限った財産処分の自由化であっても、補助目的の達成を阻害し得るため適当ではない。	
枚方市	福祉コミュニティ・ビジネス構想	2141	2141030	070230	地域資源の有効活用	既存の公共施設等の再生・有効活用を図るため、転用のための整備等の財源確保に対し、整備補助の対象またはリニューアル債を措置する。	一定の役割を終えた既存の公共施設を、事業の拠点として、有効に活用することができる。	事業拠点を確保するためには多額の経費を要するが、補助対象あるいは起債対象とすることで円滑に事業が展開できる。			6		提案内容は、厚生労働省など他省庁の所掌業務であるため				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
稲川町	地域コミュニティの再生計画	1026	1026010	070240	補助金適正化法処分制限への優遇措置	地域住民自治機能の強化等を図る上で住民活動の拠点施設の整備が早急に必要不可欠であり、既存施設を有効活用しリニューアル(増築・改装)により拠点施設整備を計画しているが、国補助事業により整備されたものであり財産処分制限期間に満たないため、補助金を所管する各府省庁の長の承認の可否とともにそれぞれの施設で所管府省庁が異なるため承認のための手続きが大きな課題となっている。	地区自治連絡協議会の活動拠点となる『住民活動拠点施設』として計画している6ヶ所の施設うち、稲庭・三梨・川連地区においては、下記の国補助事業により整備した施設4ヶ所をリニューアル(増築)し、既存施設を有効活用することにより整備する。 ・稲庭地区:「勤労青少年ホーム」 ・三梨地区:川東地区として「三梨老人憩の家」、川西地区として「菅管理センター」 ・川連地区:「農村環境改善センター」 また、当町において3つの大きな集落(大館・久保・八面)における活動拠点となる施設についても同様に整備を行う。 ・大館集落:「川連老人憩の家」 ・久保集落:「健康管理センター」 ・八面集落:「駒形老人憩の家」	行政改革の推進や市町村合併などに伴う行政のスリム化を目指すとき、国庫補助事業で整備した施設や設備を当初の補助目的以外で利用することにより、既存施設を現在の地域の必要性に応じた有効な活用ができると考えます。 補助目的外使用のための補助金適正化法22条の適用除外または同法による各府省庁の長の承認基準の緩和、さらには複数の施設に係る同一の補助目的外使用について包括的な承認等による手続きの簡素化についての支援措置により、既存施設の有効活用を推進し、地域コミュニティ活動の強化とそれに伴う地域経済の活性化を目指します。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各府省庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各府省庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。	3		補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が、国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために支出されているものであることに鑑み、補助事業者が補助金により取得された財産を補助目的どおりに使用し、補助目的の達成が図られるよう、設けられているものである。 なお、補助金等適正化法及び同施行令上、補助金により取得された財産であっても、耐用年数等を勘案して各府省庁の長が定める期間が経過した場合には自由に処分できるとされているところである。 また、当該財産取得後の事情の変更等により転用することの合理性がある場合には、各府省庁の長の承認を受けることにより、補助目的外に転用することは可能とされており、その承認に当たっては、一定の要件を満たす転用について一種の包括承認として補助金交付官庁への報告をもって承認があったものとみなす制度を採用しているものもあり、個々の補助金について合理性があれば、各府省庁の長による転用承認に関する運用の弾力化、手続きの簡素化・迅速化といった措置の拡充が図られるものと考えている。	要望は、包括的な承認等手続きの簡素化を求めるものであり、これについて検討し回答されたい。	1		関係府省庁の同意を得て地域再生計画の認定を受けた場合には、当該計画に係る補助対象資産について法22条の各府省庁の長の承認があったものとして取扱い、手続きの簡素化が図られるよう検討。
会津若松市	(仮称)会津ベンチャーランド構想	1041	1041050	070250	国民生活金融公庫の条件緩和及びIT支援枠の創設	左記の制度については、自己資本の確保、経験年数、雇用の確保等の条件の制約から、利用が極めて低い状況にある。従って、その条件を緩和するとともに利率を引き下げ利用率アップにつなげる。また、会津大学を核にしたベンチャー企業立ち上げに係る負担軽減を図るため、IT枠を創設する。	優れたアイデアや技術を保有しながら、資金力が乏しく創業できない開業希望者に対し、低利融資制度を準備することで、更なる企業化を促進する。	会津大学を核とした優秀な人材を中心としたベンチャー企業設立を活性化させるためには、企業立ち上げ期の負担をできるだけ軽減することが必要である。	国民生活金融公庫法第18条第28条 通達(国民生活金融公庫特別貸付制度要綱)	1 5		新規開業特別貸付等の保証人特例措置については、新規開業者の事業の継続と返済能力の確実性を担保する条件であることから、融資条件の緩和に対してはリスクデータを十分蓄積し、リスクを適切に算定することが可能となった後、リスクに見合った上乗せ金利を付すこと等による条件緩和について検討することとなる。 IT枠の創設については、現行の情報技術導入資金により対応可能。	具体的に、いつまででどのような措置を実施するのか明確にされた。	1		新規開業開業特別貸付等の保証人特例措置の融資条件(一定以上の職務経験年数、半分以上の自己資金等)については、新規開業者の事業の継続と返済能力の確実性を担保する条件であることから、融資条件の緩和に対しては、会津大学における研究成果を活用して開業する者について、一定の技術力を有していると考えられ、現行の取扱いと比較し、融資条件緩和による事業の継続性と返済リスクの高まる度合いが算定可能と判断される場合には、国民生活金融公庫においてリスクに見合った上乗せ金利を付すこと等による融資条件の緩和に向け、提案者の協力を得て、リスクデータの蓄積・分析に取組む。 なお、国民生活金融公庫においては、16年度から無担保・無保証の新創業融資制度の拡充(融資限度額:550万円・750万円)を行うなど事業者のニーズを踏まえた制度の充実を図る。 IT枠の創設については、現行の情報技術導入資金により対応可能。	
仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	1368	1368170	070260	福祉関連機器普及促進融資条件の充実	日本政策投資銀行が行う福祉関連機器普及促進融資の金利を現行の政策金利型から型とする。	フィンランドプロジェクトの福祉機器・福祉サービス開発事業を行う企業に対して低利での融資を行い、実用化事業を促進する。	健康寿命の延伸、介護保険等の負担軽減、福祉産業の創出といった目的を効果的に達成するため、事業を実施する企業に政策的な観点から低利での資金調達策の提供が必要と考える。	日本政策投資銀行法第20条、第23条 日本政策投資銀行法施行令第2条(日本政策投資銀行投融資指針)	〔日本政策投資銀行の現行融資制度の概要(別紙)〕 対象事業:「福祉関連機器普及促進」 金利:政策金利 融資比率:30%	1		日本政策投資銀行が民間金融機関の補完機関であるとの位置付け、および対象事業の政策的な要請も踏まえ、地域再生計画に合致し償還確実性が見込まれる場合には、現行の政策金利よりも一段低利の政策金利による対応が可能。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案管理番号	c. 管理番号	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
菊池市	いつてみたい農山村・やってみてみたい農林業	2128	2128030	070270	金融機関(非農林系)による経営ノウハウ、事業資金の円滑な提供	施策の利便性の向上: 地域再生構想の実現に向けて事業する主体(個人、法人)を対象に、金融機関による経営ノウハウの提供、事業主体の能力と事業内容により国又は金融機関が債務を保証し低利の資金調達が可能となる施策を地域を限定して行われたい。	この提案のねらいは、農外からやる気のある多様な人材をより多く確保、支援し、その個人の力を最大限生かすことである。農山村に多様な農業経営体を育成し、農山村で様々なサービスを提供するためには、その主体に対する円滑な情報と資金の提供が必要不可欠である。特に優れた人材、魅力ある事業計画に対する融資が個人のリスクをある程度軽減した形で円滑に行われたいことは、地域再生に向けた原動力である新たな事業が生まれにくくなり、構想の実現に向け大きな障害となる。	日本政策投資銀行法第20条、第23条 日本政策投資銀行法施行令第2条(日本政策投資銀行融資指針) 国民生活金融公庫法第18条28条 中小企業金融公庫法第19条30条 商工組合中央金庫法第28条41条 通達(国民生活金融公庫特別貸付制度要綱、中小企業金融公庫特別貸付制度要綱、商工組合中央金庫特別貸付制度要綱)	農林漁業者に対する農林漁業の生産力の維持増進に必要な資金については、農林漁業金融公庫が供給すること(農林漁業金融公庫法第1条抜粋)となっている。 他方、地域の雇用開発等に資する産業立地促進事業や雇用開発事業等、融資の案件によっては、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫等の金融機関でも対応可能となっており、具体的な事業計画があれば、他の地域での取り組みの事例の紹介等とも合わせて協力することが可能。	5		農林漁業者に対する農林漁業の生産力の維持増進に必要な資金については、農林漁業金融公庫が供給すること(農林漁業金融公庫法第1条抜粋)となっている。 他方、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫では、熊本県下の地域金融機関と「業務協力協定」等を締結している。(別紙) ファンドに対する出資機能としては、中小企業総合事業団((注)当省所管外)に「中小企業再生ファンド」、日本政策投資銀行に「事業再生ファンド」、「都市再生ファンド」が存在する。 セーフティネットに係る仕組みとしては、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫に金融環境変化対応資金融資制度が存在する。 このような既存の仕組みを利用することによっても、地域の再生のための資金を円滑に提供することが可能。					
神戸市	神戸港再生構想	2023	2023060	070280	民生活定施設の対象拡大(施設用地費、附帯する道路、緑地の整備費が民間事業者の負担となる)の拡充による民間事業者の進出促進	「神戸ポートアイランド西地域」のコンテナパース跡地(PC1-5)において、都市機能も含めた新しい都市型ウォーターフロント空間を創出する。要望の実現により、民間事業者の進出が促され、再開業が進捗することにより、神戸港及び神戸市の活性化につながることを期待される。	民生活定では、対象が旅客ターミナル、物流高度化基盤施設などに限定されており、対象外の施設用地費、附帯する道路、緑地の整備費が民間事業者の負担となっている。また、インセンティブ補助における国の補助率がかさ上げにより、民生活定事業の円滑な導入が期待される。さらに、民間事業者への貸付が有利子となっており、民間事業者にとって有利な資金確保が課題となっている。	民生活定特定施設には、施設に附帯する駐車場、緑化施設、係留施設等が含まれている。 港湾利用高度化拠点施設緊急整備事業費補助(インセンティブ補助)の補助率は国、港湾管理者あわせて5%。 NTT法による無利子融資は、第3セクターに限られている。	6								
栃木県	栃木県経済新生構想	1211	1211010	070290	政府系金融機関の金融環境変化対応資金の融資条件の緩和	国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の「金融環境変化対応資金」について、貸出基準を緩和して踏み込んだ融資を行うとともに、現在、担保と保証人が必要とされているが、これを、原則として無担保、第三者保証人なしの制度とする。	国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の「金融環境変化対応資金」について、原則として無担保、第三者保証人なしの制度とする。これにより、足利銀行の破綻により資金繰りの悪化が懸念される中小企業に対する円滑な資金供給が可能となる。	国民生活金融公庫法第18条28条 中小企業金融公庫法第19条30条 商工組合中央金庫法第28条41条 通達(国民生活金融公庫特別貸付制度要綱、中小企業金融公庫特別貸付制度要綱、商工組合中央金庫特別貸付制度要綱)	金融環境変化対応資金については、金融機関破綻等、取引状況の変化による一時的な資金繰り難となっている事業者の中長期的な業況の回復、事業継続と返済能力を確保するものと判断する為に、経常利益の計上、経営状況の悪化が見られないこと、という条件を付している。また、特例措置により、国民生活金融公庫においてはリスクに見合った上乗せ金利を付すことで、1千万円を限度として担保や第三者保証人を不要としている(平成16年度より貸付限度額を1500万円まで引き上げ)。同様に、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫においては、8千万円を限度として担保徴求の一部免除(融資額の50%)と代表者個人保証のみとしている。(別紙1,2,3) 商工中金では5千万円を限度として無担保、無保証を不要とする制度がある。	1 5		地域の信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがあるものとして、いわゆる金融危機対応の破綻処理が行われた金融機関に係る金融環境変化対応資金の貸出基準の緩和、原則担保・第三者保証人を不要とするためには、金融機関との取引状況が変化している事業者において中長期的な業況回復、事業継続と返済能力の確実性を担保する必要があることから、提案事項に対してはリスクデータを十分蓄積し、リスクを適切に算定することが可能となった後、リスクに見合った上乗せ金利を付すこと等による対応を検討していきたい。具体的には、16年度においては、リスクデータを十分蓄積し、リスクを適切に算定する取組みを行う。なお、こうした取組みは、一定期間を要するものであり、更なる具体的な措置については、17年度以降も視野に入れて検討していきたいこととする。なお、ご指摘の「金融環境変化対応資金」制度と併用して、国民生活金融公庫では、1千万円を限度として第三者保証人を不要とする特例措置(平成16年度より貸付限度額を1,500万円まで引き上げる)があり、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫では、第三者保証人が不要で融資額の50%(8千万円を限度)まで担保徴求を免除する制度がある。さらに、商工組合中央金庫では、既に5千万円を限度として無担保・第三者保証人を不要とする制度がある。	具体的に、いつまでにどのような措置を実施するのか明確にされた。	1		地域の信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがあるものとして、いわゆる金融危機対応の破綻処理が行われた金融機関に係る金融環境変化対応資金の貸出基準については、金融機関との取引状況が変化している事業者の中長期的な業況回復、事業継続と返済能力の確実性を担保する条件であることから、貸出基準を緩和したり、原則担保・第三者保証人を不要とする場合には、現行の取扱と比較し、新たな財政負担に繋がらないよう慎重に検討した上で、事業の継続性や返済リスクの高まる度合いが算定可能と判断される場合には、融資条件を緩和する代わりにリスクに見合った上乗せ金利を付すこと等による対応を検討していきたい。具体的には、16年度においては、リスクデータを十分蓄積し、リスクを適切に算定する取組みを行う。なお、こうした取組みは、一定期間を要するものであり、更なる具体的な措置については、17年度以降も視野に入れて検討していきたいこととする。なお、ご指摘の「金融環境変化対応資金」制度と併用して、国民生活金融公庫では、1千万円を限度として第三者保証人を不要とする特例措置(平成16年度より貸付限度額を1,500万円まで引き上げる)があり、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫では、第三者保証人が不要で融資額の50%(8千万円を限度)まで担保徴求を免除する制度がある。さらに、商工組合中央金庫では、既に5千万円を限度として無担保・第三者保証人を不要とする制度がある。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案管理番号	c. 管理番号	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
栃木県	栃木県経済新生構想	1211	1211020	070300	政府系金融機関の特別貸付の貸付対象等の拡充	<p>商工組合中央金庫、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫の特別貸付の貸付対象を拡充し、再生が軌道に乗りつつある事業者に対して次の - から借入金の返済(リファイナンス)資金の円滑な融資を可能とすることにより、県内中小企業等の短期的、集中的な再生を促進させる。</p> <p>株式会社産業再生機構 再生に取り組む中小企業等に対する投資事業を行うために中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律及び産業活力再生特別措置法に基づいて組成された中小企業等投資事業有限責任組合(地域中小企業再生ファンド) 株式会社整理回収機構</p>	<p>商工組合中央金庫、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫の特別貸付の貸付対象を拡充し、再生が軌道に乗りつつある事業者に対して次の - から借入金の返済(リファイナンス)資金の円滑な融資を可能とする。</p> <p>株式会社産業再生機構 再生に取り組む中小企業等に対する投資事業を行うために中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律及び産業活力再生特別措置法に基づいて組成された中小企業等投資事業有限責任組合(地域中小企業再生ファンド) 株式会社整理回収機構</p>	<p>地域において企業再生を促進していくためには、再生に取り組む中小企業等に対する投資事業を円滑にする必要がある。大企業に比較し、中小企業等は株式の売却等による投資の出口制約が極めて大きく、このことが地域における企業再生の大きな隘路となっている。このため、企業再生支援のノウハウを有する商工組合中央金庫、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫の融資によって企業再生の最終的出口が確保されることにより、地域における企業再生が大きく促進される。</p>	<p>中小企業金融公庫法第19条30条</p> <p>商工組合中央金庫法第28条41条</p> <p>国民生活金融公庫法第18条28条</p> <p>通達(中小企業金融公庫特別貸付制度要綱、国民生活金融公庫特別貸付制度要綱)</p>	<p>中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫では、既に株式会社産業再生機構や株式会社整理回収機構等に係る企業再生に取り組む中小企業を支援するための貸付制度(企業再建資金等)がある。</p> <p>また、国民生活金融公庫においても、16年度より同様の貸付制度を創設する。</p> <p>なお、借入金返済を目的とする資金の融資については、民業圧迫とならない範囲であること、借入金返済のための融資が事業者にとって必要である合理的な理由が存在すること、事業者の融資資金返済能力に問題がないと判断されること、を満たすことにより対応可能。</p>	5	2	国民生活金融公庫法第18条、中小企業金融公庫法第19条、商工組合中央金庫法第28条による貸付業務の運用により対応可能。				
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277150	070310	業務核都市における中核的民間施設に適用される無利子融資(NTT-Cタイプ)の対象に係る第三セクター要件の撤廃	<p>業務核都市の育成・整備を図るためには、一般民間企業による業務集積地区への立地が不可欠であることから、一定要件を満たす第三セクターのみが対象となっている無利子融資(NTT-Cタイプ)について、一般の民間企業にも摘要を認める。</p>	<p>施策のPRに努め、業務集積地区における未利用地に、商業・教育・福祉医療等多様な都市的機能や民間企業による中核的民間施設の立地を促進する。</p>	<p>業務核都市の育成・整備を図るためには、一般民間企業による業務集積地区への立地が不可欠であることから、一定要件を満たす第三セクターのみが対象となっている無利子融資(NTT-Cタイプ)について、一般の民間企業にも摘要を認める必要がある。</p>	<p>日本電信電話株式会社の株式売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法/第3条第1項</p> <p>日本電信電話株式会社の株式売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令/第1条の2第6項/法第3条第1項に規定する政令で定める事業</p>	3		<p>「地域再生構想の提案募集について」(内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日)において、「第1(2)ニ 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため。</p> <p>無利子融資(NTT-Cタイプ)の対象事業主体が地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(いわゆる第三セクター)に限られている理由は、国民共有の資産であるNTT株式売却収入を活用して国民共有の社会資本の整備促進を図るとし、制度の基本的枠組に照らして、公共性の高い事業主体を対象とすべきであるとの考え方によるものである。</p> <p>このため、純民間事業者に対して無利子融資(NTT-C)を認めることは、新たな無利子融資制度(=新たな財政措置)を創設することになり対応できない。</p> <p>しかしながら、無利子融資(NTT-Cタイプ)に準ずるものとして、公益性の高い事業を行っている民間事業者等に対し、日本政策投資銀行等においてNTT株式売却収入を活用した低利融資(NTT-C)を行っており、一般の融資より有利な融資制度を整備していることから、そちらを活用されたい。(注)PF事業については、純民間事業者であっても、無利子融資を受けることが可能。(平成18年3月未までの措置)</p>					
茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	1279	1279020	070320	ユニバーサルデザインに関する金融支援	<p>・民間企業がユニバーサルデザインに配慮した建物を建設、増改築等する場合の低利の政策融資制度や助成制度を創設する。</p> <p>・住民がユニバーサルデザインに配慮した建物を建築、増改築等する場合の低利の政策融資制度や助成制度を創設する。</p>	<p>金融支援措置により、圏域内のユニバーサルデザイン化が促進される。</p>	<p>企業や住民が自己の建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めるには、負担が大きい。企業の建物(商店等)や一般住宅等をバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化する場合に利用できる低利の政策融資制度(既存の低利融資制度の融資枠の拡大を含む。)や補助制度を創設することにより、企業、一般住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が一層促進される。</p>	<p>日本政策投資銀行法第20条、第23条</p> <p>日本政策投資銀行法施行令第2条(日本政策投資銀行投融資指針)</p> <p>国民生活金融公庫法第18条第28条</p> <p>中小企業金融公庫法第19条30条</p> <p>通達(国民生活金融公庫特別貸付制度要綱、中小企業金融公庫特別貸付制度要綱)</p>	<p>住宅以外の建築物について、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫において以下の制度が存在する。</p> <p>(日本政策投資銀行の現行融資制度の概要)</p> <p>対象事業：人やすしい建築物整備事業¹⁾</p> <p>多数の人々の利用する建築物の中で、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律(以下「ハートビル法」という)第3条第1項に基づく利用円滑化基準(但し、主要な経路²⁾における特定施設については利用円滑化誘導基準)を満たす建築物を整備する事業</p> <p>ハートビル法第6条に規定する認定建築物整備事業</p> <p>金利：政策金利³⁾ 政策金利</p> <p>融資比率：30%⁴⁾</p> <p>(「1-4」については別紙参照)</p> <p>(中小企業金融公庫の現行融資制度の概要)</p> <p>貸付対象：ハートビル法第3条第1項第1号に基づき定められた利用円滑化誘導基準を満たす施設を整備し、かつ、客室内のバリアフリー化を行う中小ホテル・旅館業者</p> <p>ハートビル法第6条の規定に基づく認定建築物を建築する中小企業者</p> <p>金利：特別利率²⁾ 特別利率³⁾</p> <p>貸付限度額 個人又は法人：7億2千万円、組合14億4千万円</p> <p>(国民生活金融公庫の現行融資制度の概要)</p> <p>貸付対象：ハートビル法第6条の規定に基づく認定建築物を建築する小規模事業者等</p> <p>金利：特別利率²⁾ 貸付限度額：7,200万円</p> <p>融資予算枠については、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫が民間金融機関の補充機関であるとの位置づけや、事業者からの資金需要動向等を踏まえて必要十分な金額を確保している。</p> <p>以上のような仕組みを利用することにより、地域に円滑な資金を提供することが可能。</p>							

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
青梅市	圏央道青梅インターチェンジ周辺複合物流拠点整備構想	1037	1037020	070330	立地する企業に対する低金利融資制度の拡充を図りたい。	日本政策投資銀行法第20条にもとづき融資を行うため、日本政策投資銀行は、「平成15年度投融資指針」において、流通基盤施設整備事業または流通活動システム化拠点施設整備事業等に対して、低利融資をできることとしているが、本構想にもとづく流通関連事業者への融資に関しては、さらなる低利融資による施策の利便性向上を願いたい。	首都圏中央連絡自動車道・青梅インターチェンジの北側隣地(今井4丁目)の約53ヘクタールの農地について、東京都多摩地域や埼玉県南部地域の産業および生活拠点地区の活動を支援する広域性の高い複合機能型物流拠点を整備する。具体的には、トラックターミナル、倉庫、卸売市場および商業施設などを誘導する。	日本政策投資銀行法第20条にもとづき融資を行うため、日本政策投資銀行は、「平成15年度投融資指針」において、流通基盤施設整備事業または流通活動システム化拠点施設整備事業等に対して、低利融資をできることとしているが、政策金利の優遇度をアップし、施策の利便性向上を願いたい。	日本政策投資銀行法第20条、第23条 日本政策投資銀行法施行令第2条(日本政策投資銀行投融資指針)	(日本政策投資銀行の現行制度の概要(別紙)) 対象事業:「流通基盤施設整備事業」*1-4 金利:政策金利 政策金利(物流近代化ターミナル、物流効率化計画を有する事業者が整備する施設) 融資比率:40% 対象事業:「流通活動システム化拠点整備事業」 金利:政策金利 政策金利(物流近代化ターミナル、物流効率化計画を有する事業者が整備する施設) 融資比率:40% (*1-4については別紙参照)	1		日本政策投資銀行が民間金融機関の補完機関であるとの位置付け、および対象事業の政策的な要請も踏まえ、整備される施設が物流近代化ターミナルの要件に合致する、または事業者が物流効率化計画の認定を受けている、あるいは当該構想が地域再生計画に合致し償還確実性が見込まれる場合には、現行の政策金利よりも一段低利の政策金利による対応が可能。				
社団法人日本プロジェクト産業協会	東京湾臨海部再生プロジェクト 例:羽田空港再拡張・国際化関連プロジェクト(神奈川川口拠点開発事業、東海道貨物支線旅客化・川崎アプローチ線整備事業、羽田アクセス橋建設事業)、都市型集客施設整備プロジェクト、物流拠点・環境リサイクル拠点・防災拠点	3101	3101060	070340	税制・財政・金融上の措置	社会投資ファンド(仮称)の優先適用 PFIのさらなる推進 コミュニティボンド等地方自治体の債務負担行為に対する公債費比率の拡大 企業誘致助成金の要件緩和 鉄道事業制度に基づく補助制度の要件緩和、鉄道事業者への運営補助等の適用拡大 地域開発のための各種ファンドの購入者に対する減免措置 政策金融制度の創設	経済性の低さを補完しない限り民間としては投資に踏み切れない。	政策金融 日本政策投資銀行法第20条、第23条 日本政策投資銀行法施行令第2条(日本政策投資銀行投融資指針) 国民生活金融公庫法第18条第28条 中小企業金融公庫法第19条第30条 通達(国民生活金融公庫特別貸付制度要綱、中小企業金融公庫特別貸付制度要綱) 税制 該当する法令なし	政策金融 政策金融制度について、日本政策投資銀行においては現行制度中、「都市再生特別措置法に基づく認定事業」、「民間資金活用型社会資本整備」、「関西国際空港、中部国際空港、東京国際空港」及び「流通活動システム拠点施設整備事業」等の融資制度がある。 (別紙1) 中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫においては「新産業地域活性化資金」による融資制度がある。(別紙2、3)	PFI 6 政策金融 5 税制 3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		PFIの推進については、具体的な提案内容がないため。 政策金融 政策金融制度について、日本政策投資銀行においては現行制度中、「都市再生特別措置法に基づく認定事業」、「民間資金活用型社会資本整備」、「関西国際空港、中部国際空港、東京国際空港」及び「流通活動システム拠点施設整備事業」等の融資制度があり、これらの制度を利用することにより、地域に円滑な資金提供を行うことが可能。 中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫においては現行制度中、「新産業地域活性化資金」による融資制度があり、これらの制度を利用することにより、地域に円滑な資金提供を行うことが可能。 税制 3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの					
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066130	070350	補助事業の採択基準のローカルルール策定	画一的な基準は離島のような地域には合わないため、地域の実情に即したローカルルールを策定する。	全国画一的に採択基準により補助事業を行うのではなく、補助事業のローカルルールを策定し、地域の産業構造や立地条件に即した事業の展開や、住民要望による「まちづくり」事業の推進を容易にし、地域の活性化を図る。	補助事業の採択には費用対効果等数値の算出が求められるが、離島という特殊性などにより、画一的な基準ではクリアが困難な状況にある。費用対効果だけでは計れない地域の特殊事情を考慮したローカルルールにより補助事業を有効活用する。		6							
三重県	みえメディカルバレー構想の推進	2057	2057020	070360	国立大学等での物品購入等の規定の緩和	国立大学等において物品等を購入する場合の一般競争入札等制度の例外規定を拡大する。	製品開発の促進 物品等購入時の一般競争入札等制度の例外規定の枠を拡大することにより、製品開発が促進される。	国立大学等において物品等を購入する場合、公平を期するため一般競争入札等を実施することが原則となっており、その大学の特許を利用した製品等であっても、優先的に随意契約で購入することができない。	契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、随意契約によることとされている。	6		提案理由にある「大学の特許を利用した製品等の随意契約で購入」については、会計法第29条の3第4項の各省各庁における運用の問題であることから、本件は、関係する各省各庁において対応されるべきものである。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
水屋グループと西東京市役所防災課との共同提案(現在進行中)	日本の新しい防災予防対策整備の強化策ならびに、地域住民の防災への意識改革、地元商工業の活性化及び構造改革。	3057	3057010	070370	各市の公共施設に備える飲用水整備を図る為自治体レベルでの予算支援	各市における財源不足による防災予算が取れない為、防災整備の遅れが目立ちます。地域住民の意識改革や酒販店の意識改革及び構造改革の促進のためにも必要最低限の支援措置を考慮願います。日本における地下水の汚染、緊急井戸に指定されている場所でも飲用水の確保が先必ず不足していることと見られます。対策整備には時間がかかると見られるので国よりなんらかの対策を願います。	西東京市と西東京市小売酒販組合との協力協定書を添付しておりますが、地域ありとあらゆる場所に最低1400箱のピュアウォーター18リットル入りを用意するものとし、ランニングストックという一切無駄のない体制整備が実現いたします。この事業の理念は、意識改革な主な事業ですがペットボトル等のゴミ問題、減量化、資源の再利用、再活用も念頭に置き、地域住民のリサイクル活動の促進や飲用水の重要性なども普及していくためです。	基本概念は、公共施設及び、地域住民各家庭における飲用水の確保は事業者負担、各家庭負担を薦めております。しかし意識改革にはそれ相当の期間を有するためいちは早く体制整備を図る為、住人の目立つ場所だけでも備えていく必要性はあると思います。		3		新たな税財政措置を伴うもの	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3			ペットボトル飲用水の貯蔵に対する補助事業は現行制度には存在しないため、仮に実施する場合は、新たな税財政措置を伴うこととなる。
㈱東京リーガルマインド	第三セクター制度の改革	3081	3081010	070380	第三セクター制度の改革	産業再生機構が譲り受けることができる債権を「金融機関等」が有するもの以外にまで拡大し、地方公共団体が有する債権を譲り受けることができるように改正する。	産業再生機構による第三セクターの再生を実現するため。	経営状況の厳しい第三セクターを事業を継続したまま再生させるため。			共管である内閣府コメントと同じ						
㈱東京リーガルマインド	第三セクター制度の改革	3081	3081020	070390	第三セクター制度の改革	現在定められている基準とは別個に第三セクター再生のための支援基準を設ける。	産業再生機構による第三セクターの再生を実現するため。	経営状況の厳しい第三セクターを事業を継続したまま再生させるため。			共管である内閣府コメントと同じ						
㈱東京リーガルマインド	第三セクター制度の改革	3081	3081030	070400	第三セクター制度の改革	現在定められている基準とは別個に第三セクター再生のための支援基準を設ける。	地方公共団体が有する第三セクターのための保証債権及び将来発生する求債権を産業再生機構へ譲り渡すことを可能とする。	地方財政のリスクを減少させるため			共管である内閣府コメントと同じ						
栃木県	栃木県経済再生構想	1211	1211040	070410	中小企業再生支援協議会による経営改善計画に係る税務上の取扱いの改善	中小企業再生支援協議会で策定した経営改善計画に基づき債権放棄が行われた場合には、全ての事例について、債権放棄による損失の損金算入及び債務免除の範囲内での過去の欠損金算入を可能とする。	中小企業再生支援協議会が関与して策定した経営改善計画の税務上の取扱いについては、事実上、個々の事例ごとに国税庁に事前相談を行い、国税庁から示されている検討項目に全て該当する場合に限り、債権放棄による損失の損金算入及び債務免除の範囲内での過去の欠損金算入が認められることになっている。これを、中小企業再生支援協議会が関与して策定した経営改善計画に基づき債権放棄が行われた場合には、全ての事例について、これら税務上の取扱いを可能とし、経営改善計画の策定を促進させる。	これまで中小企業再生支援協議会が関与して策定した経営改善計画に基づき債権放棄が行われた場合には、その税務上の取扱いについて個別に国税庁に事前相談をして該当するか否かを確認する必要があったため、経営改善計画策定まで、時間的なロスが発生していた。また、事例によっては、税務上の取扱いが認められないケースもあることから、経営改善計画の策定が進まない要因の一つにもなっていた。そこで、税務上の取扱いが一律的に認められることにより、債権放棄を伴う経営改善計画の策定が促進されることになり、県内中小企業の迅速な再生が可能となる。	法人税法第37条第1項、第59条第1項、法人税基本通達9-4-2、12-3-1?、平成15年7月31日付課審5-13・課法2-19国税庁課税部審理室長回答		3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		新たな税財政措置を伴うもの				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置案管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答	
いわき市	小名浜港背後地等の整備による地域再生	1397	1397020	070420	土地画整理事業における地区外転出等の特例措置について	土地画整理事業において、権利者の申し出や特別な事情により地区内換地が困難な場合には、施行者が用地を取得せざるを得ない。この場合、事業の円滑な施行のため、これら用地を譲渡した地区外に転出する権利者に対し、課税の特例を設けてほしい。	土地画整理事業により貨物ターミナルの移転を計画しているが、貨物ターミナル用地の確保や新たな都市拠点用地の創出が必要となるため、移転先の一般の民家や工場等は地区内への換地が困難となり、地区外へ転出する権利者の用地を買収し、建物を補償する必要がある。従って、土地画整理法において、このような特別な事情がある場合は、施行者が地区外転出者の用地を取得し、補償できる制度や、取得した土地を公共用地や民間共同事業者へ換地すること等の処分及び清算に関する制度の創設するとともに、併せて、地区外転出者(用地譲渡者)に対する課税の特例を創設し、既成市街地における貨物ターミナル移転等の特殊な事業については、土地画整理事業の中で総合的なまちづくり制度の活用と権利者の合意形成を促進し、事業の早期立ち上げと地域の活性化を促進することにより、地域経済の活性化とまちづくりの実現が図られる。	土地画整理事業により貨物ターミナルの移転を計画しているが、貨物ターミナル用地の確保や新たな都市拠点用地の創出が必要となるため、移転先の一般の民家や工場等は地区内への換地が困難となり、地区外へ転出する権利者の用地を買収し、建物を補償する必要がある。従って、土地画整理法において、このような特別な事情がある場合は、施行者が地区外転出者の用地を取得し、補償できる制度や、取得した土地を公共用地や民間共同事業者へ換地すること等の処分及び清算に関する制度の創設するとともに、併せて、地区外転出者(用地譲渡者)に対する課税の特例を創設し、既成市街地における貨物ターミナル移転等の特殊な事業については、土地画整理事業の中で総合的なまちづくり制度の活用と権利者の合意形成を促進し、事業の早期立ち上げと地域の活性化を促進することにより、地域経済の活性化とまちづくりの実現が図られる。	租税特別措置法第33条 三及び第33条の4	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの						
会津若松市	(仮称)会津ベンチャーランド構想	1041	1041040	070430	エンジェル税制の大幅強化	現状のエンジェル税制は、株式譲渡益を1/4まで圧縮することができ、譲渡損失が出た場合には譲渡益と相殺し損失分を3年間繰越控除可能という内容となっているが、譲渡益を生じなければ相殺する事ができない。従って、より実態に即しメリットの大きい所得との相殺を可能とする。また、資金の市場への循環を考慮すると、譲渡益を一定期間内にベンチャー企業に対し再投資した場合には、譲渡益課税を繰り延べることができるようにする。	エンジェルの育成を図るとともに、ベンチャー企業への資金調達を促進する。また、エンジェルの社会的認知度を高め、数多く輩出する。	税制面のメリットが増加すれば、エンジェルの育成にも繋がると、ベンチャー企業への資金調達も容易になる。	租税特別措置法第37条の13、第37条の13の2及び第37条の13の3	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの						
宮城県	地域材活用活性化構想	2068	2068010	070440	補助金で建設した施設への財産処分等に関する制限の緩和	補助金で建設した収支を伴う施設の実施主体の変更等に関する補助金返還の免除及び譲渡先の法人税課税の特例(圧縮記帳価格を適正譲渡価格と見なす)	補助金で建設した施設を所有する組合等が経営難に陥った場合等に、意欲のある事業引受希望先(民間団体等も含めて)が存在し、補助金の目的を達成するために施設を活用していくこととする場合には、施設の円滑な譲渡を可能とすることにより、事業の再生と雇用の継続を確保する。	当施設を財産譲渡する際、有償の場合は、補助金返還を伴わず、また、その引受希望先が施設を引き継ぎ、経営再生と雇用の確保を図ろうとする場合にも、圧縮記帳価格により譲渡するような場合には、法人税が課税される可能性がある。	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条 ・法人税法第22条第1項、第2項	・6 ・3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		・本件は、木材加工施設の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。 ・3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの						
牟礼町	牟礼町まちづくり計画	2092	2092020	070450	特定公益増進法人に係る取扱いの準用	特定公益増進法人の寄付行為に関する税控除に係る取扱を法令の定めにかかわらず、町が認定したNPOにも準用する。	特定公益増進法人の寄付行為に関する税控除に係る取扱を住民と行政が協働するまちづくりの業務委託先であるNPOに対しても準用することにより、地域再生の担い手育成及びNPO活動等の活性化支援を図る。NPO活動等の活性化は、当該NPOの体力強化を図るとともに、地域社会全体への還元が期待できる。	地域再生の担い手育成し、地域再生を実現するためには、従来とは異なる積極的な支援が必要となる。	租税特別措置法 41の19、66の11の2 租税特別措置法施行令 39の22の2	NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの(認定NPO法人)に対する寄附金は、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理番号	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
篠山市	農地を守る担い手・生産組合等活動支援事業	2144	2144010	070460	生産組合及び認定農業者の機械購入に対する補助金の創出及び同積立金法人課税の免除	・生産組合設立時及び認定農業者の機械購入に対する助成。 ・生産組合及び認定農業者の機械更新時に係る助成。 ・生産組合を公益法人並みの扱い並びに減価償却費として積み立てる機械更新用積立金の課税免除。	生産組合による農地の利用調整機能の発揮及び地域農業の担い手としての活動を支援するとともに、集落の農地保全に大きな役割を果たすため、機械購入・更新に係る助成と法人税等において公益法人並みの取り扱いと積立金の法人課税の免除を行う。(地域の農家から受託する農作業委託料については収益事業から除外を希望)	機械のない農家には共同利用機械の調達、耕作できる人がいない農家には自らが農作業を行ない、集落の農業に血を通わす役割を積極的に果たし、集落の農業を守っている生産組合への支援を行うことにより担い手を確保し、農地の保全と有効活用を図る。	法人税法第5条、第31条第1項	協同組合等に対しては、すべての所得について法人税を課する。減価償却費として損金経理した金額のうち、償却限度額に達するまでの金額は、損金の額に算入する。	3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				
神戸市	神戸医療産業都市構想の推進による地域再生構想	2022	2022010	070470	産学民官の連携による地域の科学技術振興・産業活性化のための中核機関の機能強化	産学民官の連携による地域の科学技術振興・産業活性化のために、以下の中核機関の機能強化が必要である。 (1)民間資金導入による中核機関の財政基盤強化 中核機関の「特定公益増進法人」としての認定要件の緩和 中核的支援機関が新事業創出促進法関連特例措置(基金の損金算入)を受けられるための政令4事業実施要件の緩和 (2)地方公共団体による中核機関への支援体制の強化 中核機関への地方公共団体からの財政支援に対する必要な措置 ・中核機関への出資金及び貸付金の財源を地方債とする際の要件の緩和(国または地方公共団体の出資比率の制限)等 (3)中核機関の機能強化を図るための研究費(競争的資金)の運用の弾力化 ・事業費に左右されず、すべての研究費(競争的資金)に間接経費30%を導入(第2期科学技術基本計画に規定されている) (4)大学発のバイオベンチャーの育成を支援するライフサイエンスTLOを創設するための承認TLOの要件の弾力化 TLOの承認基準の明示 TLOの承認基準の弾力化 ・原則1大学1TLOとの指導 ・原数TLOに弾力化 ・承認には学長の同意が必要との指導 同意要件の弾力化(学部長等の同意)	(1)(2)民間資金の導入及び地方公共団体の支援により、中核機関の財政措置を強化し、産学民官の連携による地域の科学技術振興・産業活性化に資する。 (3)地域の科学技術振興を目的とする公益法人や大学等における産学連携型の研究活動を加速することにより、地域における革新技術・新産業の創出を通じた地域経済の活性化を図る。 (4)京都大学、大阪大学、神戸大学、理化学研究所など、関西を中心に広域横断的な研究機関を対象として、ライフサイエンスに特化して、研究成果の事業化(アーリーインキュベーション)及び技術移転を促進するため、承認TLOとして、「ライフサイエンスTLO」を創設する。 これにより、ライフサイエンス分野特有の課題に対応した事業化支援体制を構築することが可能となり、その結果、研究成果の事業化が加速され、地域経済の活性化に資することとなる。	(1)民間資金を導入しやすくすることにより、中核機関の財政基盤が強化され、地域産業活性化に資する。 (2)地域産業活性化に向けた中核機関の財政措置強化は、地方公共団体における将来の税源の涵養につながるため、後年度負担を求めることが適切である。 (3)すべての研究費(競争的資金)に間接経費30%が適用されていない。本来、間接経費によって中核機関の活性化及び産学連携の加速を図る必要がある。 (4)大学知的財産本部の設置に伴い、ライフサイエンス分野での知的財産を、早期に実用化・産業化するためにも、専門的・広域的なTLOが必要。しかしながら、国からは、承認TLOの要件として、 ・原則1大学1TLOと指導されている。 ・承認TLOを設置するには学長の同意が必要と指導されている。 これらの承認基準を明確化するとともに、要件の弾力化が必要。	租税特別措置法第66条の11第1項第6号 租税特別措置法施行令39条の22第2項第12号 所得税法78 所得税法施行令217 法人税法37 法人税法施行令77 租税特別措置法28、66の11 租税特別措置法施行令18の3、39の22	新事業創出促進法の認定中核的支援機関が行う支援事業に属する業務に係る基金に充てるための負担金の支出額について、支出時に損金算入することを認める。 公益法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして、特定の業務を主たる目的とし、運営組織及び経理が適正であると認められること等につき主務大臣の認定を受けたもの(特定公益増進法人)に対する寄附金は、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる。 長期間(5年超程度)にわたって使用又は運用される基金で一定のもの(特定の基金)に係る負担金を支出した場合には、支出時に損金(個人においては必要経費)に算入される。 特定の業務を行うことを主たる目的とする公益法人等で一定の要件を満たすものに設けられるその特定の業務に係る基金が、特定の基金として財務大臣により指定される。	3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの (予算関係については6)		3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの (予算関係については6)				
兵庫県・西宮市	芸術文化あふれるまちづくり構想	2099	2099070	070480	(財)兵庫県芸術文化協会 芸術文化協会の特定公益増進法人認定	芸術文化センターの管理・運営団体である(財)兵庫県芸術文化協会に対する特定公益増進法人認定	芸術文化センター事業(演劇、音楽、舞踊等多彩な分野における、創造・公演事業、芸術文化普及事業、芸術文化創造基盤整備事業)及び付属交響楽団事業(定期公演、青少年コンサート、アウトリーチ活動等)	芸術文化センター事業は入場料収入と県負担で実施することになっているが、県の財源負担には限界があり、より充実した事業を実施するため、(財)兵庫県芸術文化協会が企業等からの寄付を得やすくすることによる民間資金導入が必要である。	所得税法78 所得税法施行令217 法人税法37 法人税法施行令77	公益法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして、特定の業務を主たる目的とし、運営組織及び経理が適正であると認められること等につき主務大臣の認定を受けたもの(特定公益増進法人)に対する寄附金は、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる。	3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの	要望にある協会は認定できないのか、検討し回答されたい。			提案の財団は、県教育委員会が所管しており、特定公益増進法人として認定するか否かは県教育委員会の判断となるため、認定できるか否かについて回答することはできない。 なお、一般論としては、芸術活動に関する公演施設の管理運営を行うことのみを業務とする法人は、現行制度における特定公益増進法人の一つの類型である。芸術の普及向上に関する業務を行うことを主たる目的とする法人(所得税法施行令第217条第1項第3号ル、法人税法施行令第77条第1項第3号ル)には該当しない。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
和歌山県	新ふるさと創り地域再生構想(民間活力による森林再生を通じた地域再生)	2026	2026010	070490	企業等の森林環境保全・社会貢献活動への支援	a 県知事が特定公益増進法人を認定するに当たって、法人税法施行令第77条第2項及び所得税法施行令第217条第2項に基づき求められている「財務大臣との協議」を「当該法人を所管する財務事務所との協議」で足りるようにする。 b 企業等が林業生産を目的としない森林保全活動に要した経費を、「広告料」など法人税法上の「経費」に該当することを明確化する。	a について 地方財務事務所との協議で緑化事業の推進を主たる目的とする法人(「和歌山県緑化推進会」)を特定公益増進法人として認定する。 b について 企業等に「企業の森」制度等への参加を依頼する際に、林業生産を目的としない森林保全活動に要した経費を法人税法上の「経費」として処理できることを明示する。	企業等が「企業の森」や「緑の孫基金」に取り組むためには、森林環境保全の必要性や緊急性に対する理解や協力が不可欠であるが、同時に資金を提出するためのインセンティブを提供することが必要のため。	a: 所得税法 78 所得税法施行令 217 法人税法 37 法人税法施行令 77 b: 法人税法第22条第1項、第3項	a: 公益法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして、特定の業務を主たる目的とし、運営組織及び経理が適正であると認められること等につき主務大臣の認定(特定の業務の類型によっては財務大臣の協議を要する)を受けたもの(特定公益増進法人)に対する寄附金は、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる。 b: 法人の各事業年度の原価の額及び費用の額は、法人税の課税所得の計算上損金の額に算入する。	a: 3: 対応は不可能 b: 3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの	a: 3: 対応は不可能 特定公益増進法人制度では、主務大臣(又は都道府県知事等)が、その所管行政に照らして公益性の判断を行い特定公益増進法人の認定を行うに際し、各主務大臣(又は各都道府県知事等)間における判断の統一性・整合性を図るなど、制度の適正・公平な運用を確保する観点から、主務大臣(又は都道府県知事等)が財務大臣に協議することとしている。 また、特定公益増進法人の認定の要件を満たしているかどうかは、当該法人の公益活動の実態、寄附金の使途の実態及び経理の適正性等から判断しているところである。 協議先を地方支分部局とする場合には、公平な運用を確保するために画一的・客観的な判断基準を用いて、地方支分部局が判断できる仕組みとする必要があるが、公益法人が行う事業等の実態は多種多様であったり、前述のような認定の要件を満たしているかどうかの判断は、あらかじめ画一的な基準を設けて行うことにはなじまない。 従って、協議先を財務大臣から財務事務所等の地方支分部局に変更することは適当ではない。 b: 3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの	一定の基準を設けて協議先を財務事務所等の地方支分部局に変更することができないか、検討し回答されたい。	3	仮に特定公益増進法人の認定を行う際の協議先を地方支分部局とする場合には、公平な運用を確保するため、画一的・客観的な判断基準を用いて、地方支分部局が判断できる仕組みとする必要があるが、公益法人が行う公益活動等の実態は多種多様であったり、その公益性が特定公益増進法人として認定するにふさわしいものであるかどうかの判断は、あらかじめ画一的な基準を設けて行うことにはなじまない。		
三重県	みえメディカルバレー構想の推進	2057	2057050	070500	エンタープライズゾーンの指定	エンタープライズゾーン(法人税等国税の優遇措置地域)制度を導入し、大学が所在する市町村が地域を指定できるようにする。	企業立地、大学発ベンチャー起業の促進 大学が所在する周辺地域をエンタープライズゾーンに指定し、指定地域内の立地企業に対して法人税等国税を数年間免除する。	税制優遇措置地域を設置することにより、指定地域内への企業立地の呼び水となる。	法人税法第4条第1項	株式会社などの内国法人は、法人税を納める義務がある。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				
三重県	みえメディカルバレー構想の推進	2057	2057060	070510	エンタープライズゾーン立地企業の税制優遇措置	エンタープライズゾーン内に立地する企業が地元大学等と共同研究を実施する場合、法人税等国税の優遇措置を行う。	産学共同研究の促進 法人税等国税の優遇措置を行うことにより、共同研究等が増加し、研究開発が促進される。	法人税等国税の優遇措置を行うことにより、共同研究等が増加し、研究開発が促進される。	租税特別措置法第42条の4第3項	大学等との共同試験研究及び大学等に対する委託試験研究について、試験研究費の額の15%相当額の特別税額控除を認める。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
三重県	みえメディアカルバレー構想の推進	2057	2057070	070520	大学への地元企業からの寄付金の税制優遇措置	大学への地元企業からの寄付金に関する国税等税制優遇措置を拡大する。	研究開発の促進 地元企業による大学への寄付について国税等税制優遇措置を受ける率を拡大することにより、大学への寄付が増え、研究開発が促進される。	税制優遇措置率の低さは、企業から大学への積極的な寄付金納入を阻害する要因となる。	法人税法 37 法人税法施行令 77 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件(昭和40大蔵省告示154)	現在、国公立大学に対する寄附金は、国及び地方公共団体に対する寄附金として全額損金算入ができる。また、16年度以降、国立大学は国立大学法人化されるが、同法人に対する寄附金は指定寄附金として、これまでと同様、全額損金算入ができることとなる。 私立大学に対する寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として一般の寄附金とは別枠により一定限度額まで損金算入ができることともに、日本私立学校振興・共済事業団を通じるものは、指定寄附金として全額損金算入ができる。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				
丹羽郡大口町	環境区域(居住・農業・工業)の純化並びに既成との共存・共生	1244	1244010	070530	居住・農業・工業の各「環境区域」の指定	都市計画法第29条、第43条の規定に基づく許可申請、農業振興地域の整備に関する法律に基づく申出及び農地法第3条、第4条、第5条の規定に基づく許可申請(いずれも現在は、愛知県が許認可事務を行っている。)にかかわる許可要件のうち、許可の立地基準に適合する土地が、既存集落から離れた土地あるいは一団での営農に適した土地の場合に、大口町があらかじめ指定した区域内の土地に誘導できるための支援措置を提案する。	現在、愛知県が許認可事務を行っている市街化調整区域内における都市計画法第29条、第43条の規定に基づく許可申請、農業振興地域の整備に関する法律に基づく申出及び農地法第3条、第4条、第5条の規定に基づく許可申請は従来から愛知県が行っているところであるが、許可基準に関して言えば、各市町村(地域)の過去の経過並びにその特性を考慮すると、県内一律に決められるものではないということも事実である。 大口町では、市街化調整区域内における都市計画法第29条、第43条の規定に基づく許可申請、農業振興地域の整備に関する法律に基づく申出及び農地法第3条、第4条、第5条の規定に基づく許可申請は従来から愛知県が行っているところであるが、許可基準に関して言えば、各市町村(地域)の過去の経過並びにその特性を考慮すると、県内一律に決められるものではないということも事実である。 大口町では、市街化調整区域内における都市計画法第29条、第43条の規定に基づく許可申請、農業振興地域の整備に関する法律に基づく申出及び農地法第3条、第4条、第5条の規定に基づく許可申請は従来から愛知県が行っているところであるが、許可基準に関して言えば、各市町村(地域)の過去の経過並びにその特性を考慮すると、県内一律に決められるものではないということも事実である。 大口町では、市街化調整区域内における都市計画法第29条、第43条の規定に基づく許可申請、農業振興地域の整備に関する法律に基づく申出及び農地法第3条、第4条、第5条の規定に基づく許可申請は従来から愛知県が行っているところであるが、許可基準に関して言えば、各市町村(地域)の過去の経過並びにその特性を考慮すると、県内一律に決められるものではないということも事実である。	都市計画法において、開発許可事務は知事(政令指定都市の長を含む。)の機関委任事務とされてきたが、平成12年の地方分権一括法により、地方の自治事務となった。 大口町では、市街化調整区域内における都市計画法第29条、第43条の規定に基づく許可申請、農業振興地域の整備に関する法律に基づく申出及び農地法第3条、第4条、第5条の規定に基づく許可申請は従来から愛知県が行っているところであるが、許可基準に関して言えば、各市町村(地域)の過去の経過並びにその特性を考慮すると、県内一律に決められるものではないということも事実である。 大口町では、市街化調整区域内における都市計画法第29条、第43条の規定に基づく許可申請、農業振興地域の整備に関する法律に基づく申出及び農地法第3条、第4条、第5条の規定に基づく許可申請は従来から愛知県が行っているところであるが、許可基準に関して言えば、各市町村(地域)の過去の経過並びにその特性を考慮すると、県内一律に決められるものではないということも事実である。	所得税法第58条	居住者が固定資産を交換した場合、一定の要件のもと譲渡がなかったものとみなす。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				
新城市	「今夜は街に出かけよう」構想	1237	1237010	070540	遠方からの開業手続きの利便性の向上	新しく事業を始めるときに必要となる、行政官庁に対する様々な許可や認可の手続きが円滑にできるよう、手続き方法の簡素化を図る。	新しく事業を始める場合、開業地を管轄するいくつもの官庁に、許可や認可の書類を提出しなければならず、全国から事業者を募集しても、開業までの手続きに時間がかかることから、遠方からの応募者が得られにくい。	所得税法第229条	居住者が国内において新たに事業等を開始などする場合、開業等の届出を1月以内に所轄税務署長に提出しなければならない。	5: 現行の規定、取扱い等により実現が可能 開業等の届出は許認可ではなく、あくまでも届出。なお郵送やオンライン申請・届出によることも可能		5: 現行の規定、取扱い等により実現が可能 開業等の届出は許認可ではなく、あくまでも届出。なお郵送やオンライン申請・届出によることも可能					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
群馬県	ウェルカム・くま国際観光推進構想	1045	1045010	070550	民間事業者が運営する「輸出物品販売場」に掛かる手続きの簡素化。	国際観光テーマ地区に指定された市町村において、民間事業者が「輸出物品販売場」を運営する時、許可制から届出制にして手続きを簡素化する。	外国人観光客等の非居住者が購入する土産物等に掛かる消費税を免除するため、「輸出物品販売場」の許可を、国際観光テーマ地区に指定された市町村において、許可制を届出制にし、外客の一層の誘致促進と消費の拡大を図る。	許可制を届出制に簡素化し、「輸出物品販売場」の拡大を図る。	消費税法第8条	輸出物品販売場において、その販売場を営業者が、非居住者(外国人旅行者等)に対して一定の物品(輸出携帯品)を販売する場合には消費税を免除する特例が設けられている。この特例は、当該一定の物品が最終的に携帯その他の方法で国外に持ち出されることを前提として認められる制度であるため、販売に際してはこのような要件が満たされていることが確認できるように所定の方法により行うことが必要とされる。本特例により免税で販売しようとする事業者は、その販売場につき輸出物品販売場として所轄税務署長の許可を受けなければならない。	3: 対応が不可能		輸出物品販売場における免税制度は、非居住者により最終的に携帯その他の方法で国外に持ち出されることを前提に、国内市中段階において行われる販売に係る消費税を免除する特例である。このような趣旨を踏まえた適正な免税制度の執行が担保されるよう、本特例制度の適用を受ける事業者には、免税の趣旨を理解し、非居住者であることの確認、免税物品購入記録票の作成及び輸出されるものである旨の非居住者の誓約書の保存など所定の手続きを適切かつ着実に実施することが求められる。また、制度の不正利用を防止する観点からも、その事業者及び販売場について一定の人的要件、場所的要件、物的要件を満たす場合に限り認めることが必要であり、所轄税務署長から輸出物品販売場としての許可を要することとしているものである。本特例制度を届出制にするとの御要望は、このような要件を満たしているか否かにかかわらず自動的に輸出物品販売場として認めることとするものであり、適正な免税制度の執行を担保する観点から問題があり、改正は困難である。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3	3: 対応は不可能 御提案の趣旨を踏まえて再度検討した結果、本特例制度を届出制にするとの御要望は、適正な免税制度の執行を担保する観点等から問題があり、改正は困難である。	
茨城県	鬼怒・小貝花と水の交流圏形成プロジェクト	1274	1274030	070560	NPO法人等による体験・交流活動を支援するコミュニティ・ファンドの形成促進	・NPO法人等による河川等を活用した環境学習や自然体験学習活動を支援するために地方公共団体の行うコミュニティ・ファンドの形成について、(財)河川環境管理財団の河川整備基金を活用した出資を可能にする。 ・上記ファンドに対する民間(企業及び個人)からの出資について、地方公共団体に対する寄付金同様、全額損金算入(個人の場合は所得控除)可能とする税法上の緩和措置を講ずる。	コミュニティ・ファンドを形成し財政基盤の脆弱なNPO法人などに対して出融資を行うことにより、官民協働の河川を活用した環境学習や自然体験活動の活性化を図る。	河川に対する知識向上や保全・再生を進めていくためには、河川を活用した体験・交流事業が効果的であることから、これらの事業へのNPO等の参画を促進するため、NPO法人等の財政基盤の強化を図る。	所得税法 78 所得税法施行令 217 法人税法 37 法人税法施行令 77 租税特別措置法 41の19、66の11の2 租税特別措置法施行令 39の22の2	提案のファンドがどのようなもの(法人格等)を想定しているのか不明であるが、例えば、公益法人であれば、公益法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして、特定の業務を主たる目的とし、運営組織及び経理が適正であると認められること等につき主務大臣の認定を受けたもの(特定公益増進法人)に対する寄附金は、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる。NPO法人であればNPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの(認定NPO法人)に対する寄附金は、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				
茨城県	鬼怒・小貝花と水の交流圏形成プロジェクト	1274	1274040	070570	NPO法人の所得の損金算入枠の拡大	認定NPO法人の収益事業に課される法人税について、みなし寄付金の損金算入枠を社会福祉法人の学校法人等と同等の扱いとする緩和措置を講ずる。 所得金額の20%の範囲内	NPO法人の運営の安定化を図り、河川を活用した環境学習や自然体験活動の活性化を図る。	官民協働による河川を活用した体験・交流事業の活性化を促進するため、NPO法人の実施する非収益事業である体験・交流事業の継続性を確保するなど運営の安定化を図る。	租税特別措置法 66の11の2 特定非営利活動促進法 46 法人税法 37 法人税法施行令 73	NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの(認定NPO法人)は、収益事業から非収益事業への支出を寄附金とみなすものとされている。また、寄附金の損金算入限度額は、所得金額の20%とされている。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277140	070580	業務核都市における中核的民間施設に適用される国税及び地方税の特例措置の適用に係る第三セクター要件の撤廃	一定要件を満たす第三セクターのみが対象となっている国税及び地方税の特例措置について、一般の民間企業にも摘要を認める。	施策のPRに努め、業務集積地区における未利用地に、商業・教育・福祉医療等多様な都市的機能や民間企業による中核的民間施設の立地を促進する。	業務核都市の育成・整備を図るためには、一般民間企業による業務集積地区への立地が不可欠であることから、一定要件を満たす第三セクターのみが対象となっている国税及び地方税の特例措置について、一般の民間企業にも摘要を認める必要がある。	租税特別措置法第43条の3第1項	多極分散型国土形成促進法の重点整備地区又は業務施設集積地区の区域内において、特定中核的民間施設の取得等をした場合には、初年度において取得価額の7%の特例償却を認める。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
茨城県	ひたちなか地区の土地利用及び港湾利用推進プロジェクト	1278	1278040	070590	建物や機械に対する特別償却の期限の延長並びに償却率の引き上げ及び適用年度の繰り下げ	輸入促進地域(FAZ)の特定集積地区において、製造業者、卸売業者、小売業者等が取得する建物や機械について、輸入関連事業用資産の特別償却の期限(平成16年3月31日までのFAZ法期限(平成18年5月29日まで)までの延長、並びに償却率(建物10%、機械20%)の引き上げ(建物12%、機械25%)及び適用年度(供用年度のみ)の繰り下げ(減価償却期間において企業が希望する年度)とする。	輸入促進地域(FAZ)の特定集積地区内に立地した企業に対し、建物や機械に対する特別償却の適用期限の延長、並びに償却率引き上げ及び適用年度の繰り下げを行うことにより、特定集積地区内における税制の優遇措置が拡大され、企業立地が促進される。	輸入促進地域(FAZ)の特定集積地区内において、建物や機械に対する特別償却は、適用年度が供用開始年度のみであることや償却率が低いことから制度の利用がほとんどされていない状況にある。このため、期限(平成16年3月31日まで)の延長、適用年度を減価償却期間において企業が希望する年度とすること、償却率引き上げの優遇措置拡大を図ることにより企業立地を促進する必要がある。	租税特別措置法第11条の10第1項、租税特別措置法第44条の10第1項	3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの	3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの	3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの					
社団法人日本プロジェクト産業協議会	東京湾臨海部再生プロジェクト 例:羽田空港再拡張・国際化関連プロジェクト(神奈川口拠点開発事業、東海道貨物支線旅客化・川崎アプローチ線整備事業、羽田アクセス橋建設事業)、都市型集客施設整備プロジェクト、物流拠点・環境リサイクル拠点・防災拠点	3101	3101010	070600	自主財源の確保	当該地域からの固定資産税その他税収(含む国税)の一定割合を組み入れる。	自主財源の裏打ちにより将来のタスクフォースの活動に対する民間からの信頼性が向上するため。			3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの	3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				
社団法人日本プロジェクト産業協議会	東京湾臨海部再生プロジェクト 例:羽田空港再拡張・国際化関連プロジェクト(神奈川口拠点開発事業、東海道貨物支線旅客化・川崎アプローチ線整備事業、羽田アクセス橋建設事業)、都市型集客施設整備プロジェクト、物流拠点・環境リサイクル拠点・防災拠点	3101	3101050	070610	規制緩和	土地に係る規制の緩和 工場遊休地の土地利用規制緩和、不動産関連課税の減免 公共財(都市公園、海岸域、道路等)の民間利用に係る要件緩和	工場遊休地の転用を容易にする。 公共財の有効活用を図り民間利用を容易にする。			6	6	公共財については、国土交通大臣等の所管する個別の公物管理法によって管理されている。					
岡山県	条件不利地域における地域資源を生かした農村再生	2167	2167020	070620	地ビール、地ワイン等の製造に係る規制緩和・権限移譲	醸造改革特区で認められている濁酒に係る最低製造数量基準の緩和措置を地ビール・地ワイン等へも拡大する。又は、最低製造数量基準未満でも酒造免許を受けることができることとし、その許可権限を都道府県知事に移譲する。これにより農業者が自ら生産する農産物を用い、地ビールや地ワイン等の製造に取り組み、農家民宿や直売施設等で販売することにより、農家の収益が増加するとともに、新たな観光資源となること期待できる。	醸造改革特区で認められている濁酒に係る最低製造数量基準未満でも酒造免許を受けることができることとし、その許可権限を都道府県知事に移譲する。これにより農業者が自ら生産する農産物を用い、地ビールや地ワイン等の製造に取り組み、農家民宿や直売施設等で販売することにより、農家の収益が増加するとともに、新たな観光資源となること期待できる。	酒税法により最低製造数量基準未満の場合は酒類の製造免許が受けられないが、農業者が自ら生産した農産物を用いて地域で特色ある地ビールや地ワイン等を生産するには、少量の場合でも免許が受けられるようになる必要がある。	酒税法第7条第2項	3及び7		酒類製造免許の最低製造数量基準の緩和については、醸造改革特区の提案において、別途検討がなされている。 なお、酒類の製造免許は、酒税(国税)の保全を図るためのものであり、国税たる酒税の賦課・徴収と酒類の製造免許制度は不可分のものであるから、免許の権限を都道府県知事に委譲することはできない。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
富山県	とやまの観光資源活性化プロジェクト	1292	1292010	070630	観光用の酒類販売を行う際の手続緩和	県産品のPR・販路拡大を目的とする3セク(富山県いきいき物産隊)が、県内で開催される各種コンベンション等の会場において容易に地酒の販売を行うことができるよう、酒税法第9条の例外措置を求めるもの。	富山県いきいき物産隊が、各種コンベンション会場等に出店し地酒を販売するためには、その都度、酒類販売免許(期限付免許)の申請が必要となるが、容易に免許を取得することができるよう、その手続の簡素化を行う。具体的には、年度当初の年間事業計画により有効期間を1年間とする免許が取得できるものとし、個々の事業は届出制とする。または、個々の申請に係る添付資料の簡略化等、免許取得申請に係る手続の簡素化を行う。	現行の期限付免許の取得手続は、個々の販売事業ごとに、コンベンション主催者からの県産品販売事業の依頼文書のほか、会場の図面、販売する酒類の数量等に係る資料を添付して、免許申請を行う必要があり、手続が非常に煩雑となっている。	酒税法第9条第1項、第2項 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第2編第9条第2項関係の3	期限付酒類小売免許は、製造者又は販売業者等が、博覧会場等で臨時に販売場を設けて酒類の販売を行う場合に、その催物の開催期間等ごとに、博覧会場等の所在地の所轄税務署長が付与することとしている。	5		酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第2編第9条第2項関係の3により、催物等の入場者の全部又は大多数が有料入場者である。催物等の開催期間があらかじめ客観的に定められている等一定の要件に該当し、かつ、販売場を開設する日の10日前までに、酒類の販売を行う旨を所轄税務署長に届け出たときは、当該届出により期限付酒類小売免許を付与したものと取り扱うこととしている。なお、販売設備状況書などの添付書類は、同一会計年度における2回目以降の申請に当たっては省略が可能である。	要望の内容は実現できるのか、確認されたい。	5		製造者又は販売業者が臨時に人の集まる催物等の場所で臨時に販売場を設け酒類の販売を行う場合において、当該催物等の入場者の全部又は大多数が有料入場者である。当該催物等の開催期間があらかじめ客観的に定められている等一定の要件に該当し、かつ、その販売場を開設する日の10日前までに、酒類の販売を行う旨を所轄税務署長に届け出たときは、当該届出により期限付酒類小売免許を付与したものと取り扱っている。なお、同一会計年度における2回目以降の申請に当たっては、販売設備状況書などの添付書類の省略が可能となっており、簡素化が図られている。
滝根町	「あぶくま洞(鍾乳洞)」を核とした活力ある観光地づくり	1137	1137040	070640	自治体が行なう酒類販売の販売条件緩和	酒類販売は、販売免許を取得するとともに販売地ごとに管轄税務署の許可を必要とするため、全国の博覧会・イベント等で特産品酒類を販売するには煩雑な手続が伴う。自治体が地域特産品酒類を販売する場合は、販売地ごとの税務署の許可を不要とし、販売する酒類の範囲又は方法についても要件を緩和する。	全国各地の博覧会等において、特産品の酒類を販売することで、PRと販路拡大につなげる。	博覧会場等で一時的に酒類を販売する場合でも、その都度、販売地の管轄税務署に申請するという煩雑な手続が必要となっている。	酒税法第9条第1項、第2項 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第2編第9条第2項関係の3	期限付酒類小売免許は、製造者又は販売業者等が、博覧会場等で臨時に販売場を設けて酒類の販売を行う場合に、その催物の開催期間等ごとに、博覧会場等の所在地の所轄税務署長が付与することとしている。	5		酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第2編第9条第3項の定めにより、催物等の入場者の全部又は大多数が有料入場者である。催物等の開催期間があらかじめ客観的に定められている等一定の要件に該当し、かつ、販売場を開設する日の10日前までに、酒類の販売を行う旨を所轄税務署長に届け出たときは、当該届出により期限付酒類小売免許を付与したものと取り扱うこととしている。なお、期限付酒類小売免許における販売する酒類の範囲の条件は、催物の内容等に応じて付すこととしている(条件を付さない場合もある)。	要望の内容は実現できるのか、確認されたい。	5		製造者又は販売業者が臨時に人の集まる催物等の場所で臨時に販売場を設け酒類の販売を行う場合において、当該催物等の入場者の全部又は大多数が有料入場者である。当該催物等の開催期間があらかじめ客観的に定められている等一定の要件に該当し、かつ、その販売場を開設する日の10日前までに、酒類の販売を行う旨を所轄税務署長に届け出たときは、当該届出により期限付酒類小売免許を付与したものと取り扱っている。なお、期限付酒類小売免許における販売する酒類の範囲については、申請に基づき催物の内容等に応じた条件を付している。
天栄村	地域特産作物を活用した「食育」文化の創造による地域再生	1077	1077010	070650	酒税法の規制緩和措置支援	現在税務署が許可している酒類の製造免許について規制緩和により製造を容易とする。	酒類の製造(1年間の見込数量撤廃) 果実酒類、リキュール類、雑酒	酒類の製造は許可までの手続きに時間がかかり、製造見込数量の規制があり数量確保が困難であるため、規制の緩和を受け加工品開発の迅速化を図る。	酒税法第7条第2項	〇酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の種類別に、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 一 清酒 六十キロリットル 二 合成清酒 六十キロリットル 三 しょうちゆう甲類 六十キロリットル 四 しょうちゆう乙類 十キロリットル 五 みりん 十キロリットル 六 ビール 六十キロリットル 七 果実酒類 六キロリットル 八 ウイスキー類 六キロリットル 九 スピリッツ類 六キロリットル 十 リキュール類 六キロリットル 十一 雑酒 六キロリットル	7	-					
神奈川県	グリーンツーリズムによる水源地域の活性化構想	1283	1283040	070660	農家レストラン	農家を利用した飲食物の提供	市民農園等において来訪者が自ら育てた農産物を使用した伝統的な田舎料理の提供	料理の提供や自家製どぶろくの販売には規制があるため。	構造改革特別区域法第24条	〇特区内において農家民宿等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準は適用しない。	4	-	提案は、「特定農業者による濁酒の製造事業」(構造改革特別区域法第24条(酒税法の特例))を適用することにより、対応可能と考えられる。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
兵庫県	市民農園開設による農地活性化構想	2113	2113010	070670	生産緑地に係る相続税の納税猶予措置の要件改善	生産緑地に係る相続税の納税猶予措置については、生産緑地を市民農園としての利用を目的として農園開設者へ貸付ける場合も、納税猶予措置の対象とする。	市町やJAの生産緑地借受けによる市民農園の開設	現行では生産緑地を貸し付けた場合は、相続税の納税猶予が打ち切られるため、生産緑地を市民農園として利用促進することができない。そこで、生産緑地に係る相続税の納税猶予措置について、生産緑地を市民農園としての利用を目的として農園開設者へ貸付ける場合も、納税猶予措置の対象とする必要がある。	相続特別措置法第70条の6	相続税の納税猶予 農地等(特定市街化区域農地等を除く)の相続人が農業を継続する場合に限り、農地価格のうち恒久的に農業の用に供されるべき農地として取引される場合に通常成立すると認められる価格(農業投資価格)を超える部分に対する相続税については、担保の提供を条件に納税を猶予し、その相続人が死亡した場合等には猶予税額の納付を免除する。 なお、特定市街化区域農地等のうち都市営農農地等(生産緑地)については、納税猶予の対象となる。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの						
栃東京リーガルマインド	有資格者の派遣事業(コミュニティ・ビジネスの促進)	3084	3084010	070680	有資格者の派遣事業(コミュニティ・ビジネスの促進)	厚生労働省の労働者派遣事業関係業務取扱要領の改正。 具体的には、第2 適用除外業務等 3 適用除外業務以外の業務に係る制限の2)を削除する。	コミュニティ・ビジネスの事業体の会計・税務・社会保険関係事務などについて専門知識の面から支援するため、土業者をそれら事業体に派遣する。	コミュニティビジネスの定着・発展は地域活性化にとって重要。定着・発展のためには経営の効率化やスタッフの待遇改善がされなければならない。そのため土業者の支援が必要不可欠となる。資金の少ない事業体が土業者の支援を受けられるには、その派遣労働を認める必要があるため。	税理士法第52条	税理士又は税理士法人でない者は税理士業務を行ってはならない。	7						
千葉県	成田空港を活用した周辺地域の活性化	1304	1304020	070690	税関執務時間外の臨時開庁手数料の廃止	「国際空港特区」の認定により臨時開庁手数料の半額化が実現したこと、特区認定後の臨時開庁申請件数は認定前に比べ約10パーセント増加し、航空貨物の取扱いに求められる迅速性の面において、空港内外の物流施設の機能が高まることとなった。 そこで、この成果をさらに大きなものとするため、成田空港での通関等に係る臨時開庁手数料の廃止をお願いしたい。	航空輸送は迅速性の要求に応えることが最大の使命であるため、成田空港での臨時開庁申請件数は、海上輸送の港湾に比べると圧倒的に多く、毎年相当な申請件数に達する。 このような成田空港独自の特殊性を踏まえ、恒常化している臨時開庁の手数料を廃止することにより、物流関連企業の成田空港周辺地域への立地を促進することとしたい。	成田空港での通関等に係る臨時開庁申請の件数は、個々の企業にとっても膨大な数であるため、各企業からは、半額の軽減では不十分との声が多く聞かれ、荷主の負担感も依然として大きい。	関税法第98条、第100条第1項第4号	税関の執務時間外に臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受け、必要な手数料を納付しなければならない。	3	国際物流の変化に応じた臨時開庁手数料の見直しに関する要望が物流業者等から出される一方、特定の受益者が存在する場合には税として国民一般に負担を求めるのではなく、その受益者に一定の負担を求めるべきであるという受益者負担の原則も重要である。このため、臨時開庁手数料については、平成16年4月から、7800円から4100円にすることとした。 これにより、構造改革特別区域においては、臨時開庁手数料の額が2分の1となることから、2050円となる。	提案を実現するにはどうすればいいか再度検討されたい。			国際物流の変化に応じた臨時開庁手数料の見直しに関する要望が物流業者等から出される一方、特定の受益者が存在する場合には税として国民一般に負担を求めるのではなく、その受益者に一定の負担を求めるべきであるという受益者負担の原則も重要である。このため、臨時開庁手数料については、平成16年4月から、7800円から4100円にすることとした。 これにより、構造改革特別区域においては、臨時開庁手数料の額が2分の1となることから、2050円となる。	
富山県	にぎわいと活気あふれた港づくり	1296	1296010	070700	特定重要港湾伏木富山港における税関の臨時開庁の柔軟対応	税関の時間外や土日開庁を前提とした定期便の誘致を進めるため、必要な税関職員人数を確保するなどとして、税関の時間外や土日開庁について、柔軟に対応いただくよう求めるもの。	税関の時間外や土日の開庁については、関税法において、支障がない場合は税関長の承認によって可能となっている。 一定の臨時開庁実績がある地域においては、構造改革特区の指定によって、臨時開庁手数料を含めて恒常的な対応を求めることが可能となっているが、現状の伏木富山港の実績では当該構造改革特区として申請することはできない状況にある。 県としては、積極的なポートセールを進めるため、税関の時間外や土日開庁を前提とした定期便の誘致を行っていきたく考えている。 このため、必要な税関職員人数を確保するなどとして、税関の時間外や土日開庁について、柔軟に対応いただくよう求めるもの。	現状においても、夜間や休日においても事前の承認によって臨時開庁を求めることができるが、税関の人員配置等もあり、臨時的な対応となっているのが現状である。 しかしながら、貨物取扱高の増大を図るためには、伏木富山港の利便性を更に高める必要がある。 このため、伏木富山港を所管する税関の時間外や土日開庁を前提に、定期便の誘致を進めていきたい。	関税法第98条	税関の執務時間外に臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受けなければならない。	3	税関の執務時間外であっても行政需要に対応できるように連絡体制を整備したところ。事前に連絡があれば、所要の税関職員を確保するなど、柔軟に対応してまいりたい。	要望を実現するにはどうすればいいか再度検討されたい。			臨時開庁に係る伏木税関支署連絡先: 0766-44-5124(時間外 090-8966-5628)、富山出張所連絡先: 076-437-9939(時間外 090-8966-5629) なお、行政需要が大きく増加し、その行政需要に対応するため、税関職員を執務時間外に常駐させる必要が生じた場合には、税関職員の常駐の検討が行われることになる。	臨時開庁に係る伏木税関支署連絡先: 0766-44-5124(時間外 090-8966-5628)、富山出張所連絡先: 076-437-9939(時間外 090-8966-5629) なお、行政需要が大きく増加し、その行政需要に対応するため、税関職員を執務時間外に常駐させる必要が生じた場合には、税関職員の常駐の検討が行われることになる。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理番号	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
福井県	福井港湾物流推進構想	1088	1088010	070710	福井港の開港、無線検査港の指定	これまでの福井港の外航船入港数(H110～15年...43～46隻)や貿易額、純トン数等について、要件に準じた実績であることから、開港法上の開港指定要件の弾力化、検査法上の無線検査港指定要件の弾力化を図り、福井港を開港、無線検査港とする。	福井港への外航船の直接入港により、物流経費と時間が短縮し、他の開港等との競争力が強化され、企業誘致促進が図られる。	福井港には、手続きのためだけに開港に寄港している船舶があり、物流経費・時間的コストがかさみ、他港との競争力低下の原因となっている。	開港法第2条、同法施行令第1条	開港法上の開港は、監視取締り、通関等の業務を集中させることによって、効率的・効果的な税関行政の執行を確保するためのものである。	3 新たな税財政措置を伴うもの		開港指定にあたっては、外国貿易船の入港隻数、輸出入申告件数等の実績のほか、定員事情等を総合的に考慮して判断しているところであるが、開港法上の開港は、監視取締り、通関等の業務を集中させることによって、効率的・効果的な税関行政の執行を確保するためのものであるため、福井港開港のため開港指定の弾力化を図ることはできない。 なお、福井港については、ある程度の入港実績はあるものの、依然として輸出入申告件数等の状況からは、まとまった行政需要があるとは現時点では判断出来ず、直ちに開港指定を行うことは困難である。 いずれにせよ、本提案は、これまで同港で徴収されてきた不開港出入許可手数料を免除し、特別とん税の譲与を求めるものであることから、「新たな税財政措置を伴うもの」に該当する。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3 新たな税財政措置を伴うもの		開港指定にあたっては、外国貿易船の入港隻数、輸出入申告件数等の実績のほか、定員事情等を総合的に考慮して判断しているところであるが、開港法上の開港は、監視取締り、通関等の業務を集中させることによって、効率的・効果的な税関行政の執行を確保するためのものではない。 なお、福井港については、ある程度の入港実績はあるものの、依然として輸出入申告件数等の状況からは、まとまった行政需要があるとは現時点では判断出来ず、直ちに開港指定を行うことは困難である。 いずれにせよ、本提案は、これまで同港で徴収されてきた不開港出入許可手数料を免除し、特別とん税の譲与を求めるものであることから、「新たな税財政措置を伴うもの」に該当する。
大竹市	大竹港湾地域の再生	2041	2041010	070720	大竹港の開港及び、税関管轄の弾力的運用	大竹港東栄地区港湾整備事業完成と同時に開港とし、至近距離にある門司税関岩国支署の弾力的運用を実施することにより、入港手続きができるようになる。	大竹港を開港とし、税関の管轄を神戸税関から門司税関に移管して、地理的に至近の山口県岩国市にある門司税関岩国支署の管轄とする。このことにより、大竹港の後背地にある大竹工業団地の企業の輸出入に係る経費は大幅に軽減できる。	岩国港と大竹港とは山口県と広島県との県境である小瀬川を挟んで対峙している。岩国港は開港であるのに対して大竹港は不開港であり、管轄は門司税関と神戸税関に分かれている。神戸税関の支署は広島港にあり、大竹港に外国船が入港する場合には至近に門司税関の岩国支署があるにもかかわらず、広島支署での手続きを余儀なくされている。また、工業製品を輸出する場合には、岩国港に自動車運搬せざるを得ないなど、物流費用が大きな負担となっている。現在整備されている大竹港は、11メートルの水深を持ち3万トンクラスの船が入港できるなど、重要港湾に匹敵する機能を備えたものとなる。この能力を最大限に生かし工業団地の国際競争力を高める為には大竹港を開港とすることはきわめて有効である。	開港法第2条、同法施行令第1条	開港法上の開港は、監視取締り、通関等の業務を集中させることによって、効率的・効果的な税関行政の執行を確保するためのものである。	3 新たな税財政措置を伴うもの		開港法上の開港は、監視取締り、通関等の業務を集中させることによって、効率的・効果的な税関行政の執行を確保するためのものだが、開港とするか否かについては、外国貿易船の入港隻数、輸出入申告件数等の実績のほか、定員事情等を総合的に考慮して判断しているところである。 このため、大竹港については、ある程度の入港実績はあるものの、依然として輸出入申告件数等の状況からは、まとまった行政需要があるとは現時点では判断出来ず、直ちに開港指定を行うことは困難である。 いずれにせよ、本提案は、これまで同港で徴収されてきた不開港出入許可手数料を免除し、特別とん税の譲与を求めるものであることから、「新たな税財政措置を伴うもの」に該当する。 なお、門司税関岩国税関支署の弾力的運用については、現時点においても大竹港を管轄する広島税関支署より職員を出張させ入港手続きを行っているところであり、今後とも適切に対処してまいりたい。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3 新たな税財政措置を伴うもの		開港法上の開港は、監視取締り、通関等の業務を集中させることによって、効率的・効果的な税関行政の執行を確保するためのものだが、開港とするか否かについては、外国貿易船の入港隻数、輸出入申告件数等の実績のほか、定員事情等を総合的に考慮して判断しているところである。 このため、大竹港については、ある程度の入港実績はあるものの、依然として輸出入申告件数等の状況からは、まとまった行政需要があるとは現時点では判断出来ず、直ちに開港指定を行うことは困難である。 いずれにせよ、本提案は、これまで同港で徴収されてきた不開港出入許可手数料を免除し、特別とん税の譲与を求めるものであることから、「新たな税財政措置を伴うもの」に該当する。 なお、門司税関岩国税関支署の弾力的運用については、現時点においても大竹港を管轄する広島税関支署より職員を出張させ入港手続きを行っているところであり、今後とも適切に対処してまいりたい。
神戸市	神戸港再生構想	2023	2023080	070730	神戸・大阪両港の一開港化による利便性の向上	開港法施行令別表の改正により、神戸・大阪両港を一開港とする。	一開港化により両港に寄港する船舶のとん税・特別とん税の負担を1回限りすることにより港湾コストの削減を図り、神戸港の国際競争力を強化する。	近年貨物取扱量の増加の著しい中国をはじめとするアジア諸国と関西を結ぶ近海航路の船舶は、ほとんどが神戸・大阪の両港に寄港している。 京浜港(東京、川崎、横浜)及び開門港(下関、北九州)では、複数港に入港しても、とん税、特別とん税の負担は一回限りである。 このため、神戸港は他港と比べて競争上不利になっており、港の再生を阻害する規制要因となっている。	開港法第2条、同法施行令第1条	開港法上の開港は、監視取締り、通関等の業務を集中させることによって、効率的・効果的な税関行政の執行を確保するためのものであり、開港法上の開港の港域は、原則として港則法上の港域により定められている。	3 新たな税財政措置を伴うもの		開港の港域は、原則、港則法(国土交通省所管)で定められた港域に基づき定められている。 したがって、開港法上、神戸港と大阪港を一開港とするためには、港則法上の改正が前提となる。 なお、神戸港と大阪港との一体化の実現に当たっては、まず関係自治体を含む両港の関係者の合意が前提となることから、今後ともその動向について注視してまいりたい。 いずれにせよ、本提案は、神戸港・大阪港の一体化によって、両港に寄港する外航船のとん税・特別とん税の軽減を求めるものであることから、「新たな税財政措置を伴うもの」に該当する。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3 新たな税財政措置を伴うもの		開港の港域は、原則、港則法(国土交通省所管)で定められた港域に基づき定められている。 したがって、開港法上、神戸港と大阪港を一開港とするためには、港則法上の改正が前提となる。 なお、神戸港と大阪港との一体化の実現に当たっては、まず関係自治体を含む両港の関係者の合意が前提となることから、今後ともその動向について注視してまいりたい。 いずれにせよ、本提案は、神戸港・大阪港の一体化によって、両港に寄港する外航船のとん税・特別とん税の軽減を求めるものであることから、「新たな税財政措置を伴うもの」に該当する。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
大分県	港湾C10利便性向上のための国・県タイアップ計画	2060	2060020	070740	入国管理局、税関の非常勤職員制度創設	港湾を開港、不開港の二つに峻別する関税法を見直し、業務量の見通しが一定量に達しない港についても、入国管理局、税関が職員08等を非常勤職員として雇用し、柔軟に入出港手続を行うことができるようにする	別府港に、入国管理局、税関が、職員08等を非常勤職員として雇用し配置することで、適宜、柔軟に入出港手続を行うことができるようにし、いつでも入国管理、税関業務を行える体制を構築する。	現在、不開港である別府港に、国際観光クルーズ船が入出港する場合には、不開港入出港手続を行い、入国管理局、税関、検疫所から職員の出張予定の調整を行うことが必要になる。これらは、業者にとって負担となっており、別府港への入出港を敬遠する原因になっている。		別府港における外国貿易船等の入港等に係る税関業務については、近隣の大分税関支署から職員を派遣して対応している。	3		別府港については、外国貿易船等の入港隻数が少なく、非常勤職員を雇用し配置するよりも近隣の大分税関支署から職員を派遣して処理する対応が効率的である。なお、同港における税関業務については、これまでも大分税関支署から職員を派遣して、支障なく対応してきている。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3 新たな税財政措置を伴うもの		別府港については、外国貿易船等の入港隻数が少なく、非常勤職員を雇用し配置するよりも近隣の大分税関支署から職員を派遣して処理する対応が効率的である。なお、同港における税関業務については、これまでも大分税関支署から職員を派遣して、支障なく対応してきている。
大阪府	国際交流の拠点形成	2030	2030020	070750	海上貨物と航空貨物の通関手続きの一元化	りんくうタウン内の通関業者が航空貨物及び海上貨物を輸出入する際に、航空貨物通関情報処理システム及び海上貨物通関情報処理システムの両方を使って、一連の税関手続き等を行えるようにする	りんくうタウンを所管する2税関では、それぞれ航空貨物通関情報処理システムまたは海上貨物通関情報処理システムしか導入されていない。システムが導入されていない税関に別の通関処理を行うとなればマニュアル申請となり不便である。りんくうタウンにおいては両システムが使える体制を整え通関業者の利便性の向上を図る。	通関業者の利便性の向上を図ることにより、企業の立地・事業(地域)の活性化に結びつけ、さらに雇用の促進を図る。		通関情報処理システムは、税関手続及びこれに密接に関連する民間業務を処理する官民共同利用システムで、航空システム(Air-NACCS)と海上システム(Sea-NACCS)があり、独立行政法人通関情報処理センター(センター)が運営している。	5		Air-NACCSを利用する場合には、関連業界が一体となって利用する必要があることから、関連業界の要望を取りまとめた上で当該税関に申し出ていただきたい。				
千葉県	成田空港を活用した周辺地域の活性化	1304	1304010	070760	保税運送に係る手続の簡素化と包括保税運送承認の適用範囲の拡大	成田空港外の周辺地域は、空港内貨物施設のスペース不足を主な原因として、民間事業者が単独で運営する保税蔵置場等の物流施設が、個々に分散して立地する状況である。 航空貨物は、取扱いの迅速性がその特性であるため、空港外の保税施設においても、空港内と同等の短いリードタイムが求められる。 そこで、空港と空港外保税施設間の保税運送、及び同一企業が運営する空港外保税施設相互間の保税運送については、保税運送承認手続全体の簡素化をお願いしたい。 また、その方策の1つとして、包括保税運送承認制度をより広範囲に適用していただき、承認期間についてもより長期としていただければ、制度の運用面についてご検討いただきたい。	空港と空港外保税施設間の保税運送自体にかかる時間的ロス避けられないものの、保税運送承認手続が簡素化されることにより、運送前後の作業時間短縮やコスト軽減が図られる。 このことにより、今まで空港内で通関していた貨物も空港外保税施設で通関する機会が増えるなど、空港外保税施設への需要が高まることとなるので、その優位性を活かして、物流関連企業の成田空港周辺地域への立地を促進することとしたい。	空港外保税施設を運営する民間事業者からは、保税運送のたびに税関の承認を受けなければならないらず、承認申請作業等で手数と時間がかかり負担になっているとの声が多く聞かれる。	関税法第63条 関税法基本通達63-22、63-23	外国貨物は、税関長の承認を受けて、外国貨物のまま保税地域等間で運送することができる。	3		保税運送では、外国貨物が税関の監督下にある保税地域を離れて運送されることとなるので、保税運送手続は、国民の安全等を確保するため、社会悪物品等の輸入禁止・輸入規制物品の国内への流入、外国貨物の荷抜き・すり替え等がないよう外国貨物の適正な管理を確保するための不可欠な手続である。 この保税運送手続においては、(1)申告項目は税関の取締に必要な項目に限っていることのほか、(2)運送の状況その他の事情を助産して取締上支障がないと認められるときは、最長1年以内に行われる保税運送を一括して承認することが可能であること、(3)NACCS(通関情報処理システム)を用いて電子的に申告を行うことができることから、既に手続は十分簡素化されている。 保税運送手続を更に簡素化することは、外国貨物に対する税関の取締機能が低下するので、国民の安全等の確保の観点から適当ではない。	要望を実現するにはどうすればいいか再度検討されたい。	3		現在政府一体として我が国の治安強化に向けて水際対策の強化等に取り組んでいるところであるが、保税運送手続を更に簡素化することは、社会悪物品等の輸入禁止・輸入規制物品の国内への流入防止、外国貨物の荷抜き・すり替え等の防止のための税関の取締り機能を低下させることとなるので、国民の安全等の確保の観点から適当でない。 なお、成田空港周辺地域における保税運送については、そのほとんどに包括保税運送制度が適用されているので、既に同制度の適用は広範囲であり、また、保税運送手続は前回回答のとおり既に十分簡素化されている。
石川県	都市内公共交通利用促進に伴うコンパクトシティ化プロジェクト	1054	1054010	070770	パーク・アンド・ライドの賑わい、雇用の創造	パーク・アンド・ライド駐車場を増やし、そこに車を止め公共交通機関に乗り換えて都心部へ通勤したり、中心市街地で買物を行う。利用者は、中心商店街の共通商品券の購入を行うこととする。これにより、公共交通の利用促進を図るとともに、中心市街地の賑わいを創出による地域経済の活性化やパーク・アンド・ライド駐車場を管理することによる地域雇用の創造に寄与することができる。	県や市が主体となって実施するパーク・アンド・ライド駐車場として、国有財産である駐車場や未利用地を積極的に提供する。 利用者は、そこに車を止め公共交通機関に乗り換えて都心部へ向かうことになるが、郊外の商業施設を利用したパーク・アンド・ライド駐車場では、駐車する商業施設の月当たり3000円から5000円の商品券を購入しているため、国有地に駐車する場合は中心商店街の共通商品券の購入を行う。	国の行政財産を使用については、国有財産法18条第3項により、「その用途又は目的を妨げない限度において許可することができる」とこととなっているため、国の事務、事業の遂行上必要な場合や使用機関が一時的な場合などについては使用を許可されている。 これを、国有財産の有効な活用を図るため、「その用途又は目的を妨げない場合は、使用を許可すること」とし、国が管理する駐車場や未利用地のうちパーク・アンド・ライド駐車場として適当な用地について、原則として使用を許可する。	国有財産法第18条第3項 「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」(昭和33年1月7日蔵管第1号)通達	庁舎等の行政財産は、国有財産法第18条第3項により、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができることとされており、当該財産を所管する各府省庁の長が許可を行っている。 なお、その統一的な基準は左記通達で定めている。	5		庁舎敷地等の行政財産を地方公共団体が駐車場として一時的に使用する場合は許可については、国有財産法第18条第3項及び左記通達の規定により、用途又は目的を妨げない限度において、当該財産を管理する部局の長の判断により対応してきたところであるが、今後とも具体的な要望を踏まえつつ適切に対処してまいりたい。	要望の内容は実現できるのか、確認されたい。	5		当該財産を管理する部局の長が、当該財産の用途又は目的を妨げないと判断した場合は、使用許可は可能である。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コース	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
金沢市	元気で暮らしやすい金沢まちなか再生構想	1128	1128040	070780	道路等占用(使用)許可の容易化・迅速化	道路、河川、公園、合同庁舎、裁判所等公共施設の施設の一部を占用又は使用する場合に必要国、県の許可について、届出制にする等許可基準を緩和する。	観光案内板や臨時観光案内ブースを適時適切に設置することにより、観光客に対するホスピタリティの向上を図る。	現状の許可制度では、許可を得るまでに多大な時間を要する場合が多く、迅速な対応ができないため。	国有財産法第18条第3項 (処分等の制限)第十八条 3 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。	合同庁舎、裁判所等の行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度で使用を許可することができる。	3		提案にある公共施設のうち合同庁舎、裁判所等の行政財産は、特定の行政目的に供している財産であり、目的以外の使用については、当該目的・用途を妨げないことについて個別の検討が必要であることから、届出制には馴染まない。	公共施設の使用について届出制にする等許可基準の緩和を求める提案の趣旨を踏まえ再度検討し回答されたい。	5 (ただし届出制については3)		提案にある公共施設のうち合同庁舎、裁判所等の行政財産は、特定の行政目的に供している財産であり、目的以外の使用については、当該目的・用途を妨げないことについて個別の検討が必要であることから、届出制には馴染まない。 ただし、提案のうち許可手続の迅速化については、庁舎等を管理する各省の許可に係る処理期間の問題であり、使用許可の手続に関しては行政手続法第6条に基づき財務省より各省ごとに標準処理期間の設定を求めていることから、可能な限りこの処理期間の短縮を各省庁に求めてまいりたい。なお、当該事業については小規模であり、使用許可に係る財務大臣への協議が不要な事業であると見受けられる。
宮崎県	港湾環境整備事業により整備した緑地・公園及び海岸環境整備事業のより整備した緑地等の有効活用による本県活性化	2069	2069010	070790	緑地等内の土地の利活用の規制緩和	緑地等の土地を積極的に活用してもらうため企業・個人にレストラン等の施設の設置及びその施設を設置する土地の使用許可を行う。この際、目的外使用における補助金返還を免除してほしい。	営利・非営利に関わらず、緑地等内で行政が指定した部分を使用したい企業等を公募し、その中で審査を行い選定された企業等にレストラン等の施設の設置及びその施設を設置する土地の使用許可を行う。	緑地等の財産は、全体を行政財産として管理している。行政財産の活用については、各法律に縛りがあり、企業・個人に使用許可を行うには、多くの制限がある。しかしながら緑地等内の土地の活用については、レストラン等の営利施設の設置を可能とするよう規制緩和を行えば、港湾施設用地及び国有海浜地の機能を大いに増進し、一般利用者の利用促進にも繋がることと期待されるため。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。	・6 ・6		・本件は、緑地、公園等の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。 ・行政財産である港湾施設及び国有海浜地は国土交通大臣の所管する個別の公物管理法で管理されている。				
福岡市	公共空間を活用した賑わい創出構想	2081	2081020	070800	国有財産の使用目的の拡大	福岡市が管理する公有財産と同様に、福岡市内にある国有財産についても、簡易な手続きにより商業・文化芸術活動の目的で使用できるようにする	賑わいを創出する商業・文化芸術活動 (商業活動の例) 飲食(オープンカフェ等)、物販(ワゴンショップ、市場等)、広告など (文化芸術活動の例) フィルムコミッション、ストリートパフォーマンス、パブリックアートなど	左記事業の実施のため国有財産を使用することが可能かどうか明確になっていないため	国有財産法第18条第3項 「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」(昭和33年1月7日蔵管第1号)通達	庁舎等の行政財産は、国有財産法第18条第3項により、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができることとされており、当該財産を所管する各省各庁の長の許可を行っている。 なお、その統一的な基準は左記通達で定めている。	5		庁舎敷地等の行政財産を地方公共団体等がイベント等会場として一時的に使用する場合は許可については、国有財産法第18条第3項及び左記通達の規定により、用途又は目的を妨げない限度において、当該財産を管理する部局の長の判断により対応してきたところであるが、今後とも具体的な要望を踏まえつつ適切に対処してまいりたい。	要望内容は実現できるのか、確認されたい。	5		当該財産を管理する部局の長が、当該財産の用途又は目的を妨げないと判断した場合は、使用許可は可能である。
神戸市	神戸国際集客観光都市構想	2024	2024020	070810	ロケーションにおける施設使用許可手続きの簡素化	国立の施設については、国有財産法第18条第3項の規定により、施設管理者の判断により、撮影の許可を受けることとなるが、許可についての明確な基準がないため、道路と同様の問題点があるが、許可基準を明確化することにより、手続きの簡素化が図れる。	ロケーション撮影のために許可手続きが簡略化された「ロケーション・ルート」(神戸大橋、浜手バイパス等)、「ロケーション・エリア」(旧居留地、北野等)「ロケーション・ビルディング」(税関、裁判所等)を設定することにより、映像制作者に魅力あるロケーション環境を提供することができ、ロケーション撮影誘致の大きなインセンティブとなり、ロケーション撮影誘致件数の飛躍的な増加が見込まれる。	道路におけるロケーション撮影については、道路交通法第77条第1項第4号により、警察署長の許可を受けなければならないこととなっているが、煩雑な手続き、資料の提出を求められることが多く、許可を受けるまでに相当の時間を要するだけでなく、許可を受けられないケースも多々ある。ロケ地を決定するのに多大な時間を要し、さらにはシナリオの変更を余儀なくされることもあり、映像制作にとって大きなロスが発生している。許可基準を明確化することにより、あらかじめロケーション撮影が可能かどうか予想できるため、ロケ地の決定が容易になる。また、道路でのロケーション撮影については、道路使用者への事前周知が課題となることが多いが、エリア、ルートが指定されることにより、ロケーション撮影実施の認知が高まり、事前周知の効果も期待できる。また、国立の施設については、国有財産法第18条第3項の規定により、施設管理者の判断により、撮影の許可を受けることとなるが、許可についての明確な基準がないため、道路と同様の問題点があるが、許可基準を明確化することにより、手続きの簡素化が図れる。	国有財産法第18条第3項 「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」(昭和33年1月7日蔵管第1号)通達	庁舎等の行政財産は、国有財産法第18条第3項により、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができることとされており、当該財産を所管する各省各庁の長の許可を行っている。 なお、その統一的な基準は左記通達で定めている。	5		庁舎敷地等の行政財産をロケーション撮影に一時的に使用する場合は許可については、国有財産法第18条第3項及び左記通達の規定により、用途又は目的を妨げない限度において、当該財産を管理する部局の長の判断により対応してきたところであるが、今後とも具体的な要望を踏まえつつ適切に対処してまいりたい。	提案は、許可基準の明確化を求めるものであり、これについて検討し回答されたい。	5		庁舎敷地等の行政財産をロケーション撮影に一時的に使用する場合は許可については、国有財産法第18条第3項及び左記通達の規定により、用途又は目的を妨げない限度において、当該財産を管理する部局の長の判断により対応してきたところであるが、許可基準の明確化を含め、今後とも具体的な要望を踏まえつつ適切に対処してまいりたい。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
さいたま市	市民と行政の協働(コラボレーション)によるまちづくり構想	1209	1209030	070820	国有財産の使用収益の許可の弾力化	市域内の国有財産となっているオープンスペース、広場などにおいて、夜間や休日にNPOやボランティア団体など市民活動団体がイベント等を行うことを認めるなど、国有財産法に基づく使用収益の許可の運用の弾力化を求めている。	市域内の国有財産を活用して、NPOやボランティア団体など市民活動団体の活動拠点の確保を図る。	国有財産の使用収益の許可については、国有財産法に基づき、「その用途又は目的を妨げない限度において」使用又は収益を許可することとされているが、現状においては許可基準が厳しく、使用することが困難なものとなっているため。	国有財産法第18条第3項 「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合は取扱いの基準について」(昭和33年1月7日蔵管第1号)通達	庁舎等の行政財産は、国有財産法第18条第3項により、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができることとされており、当該財産を所管する各府省庁の長が許可を行っている。 なお、その統一的な基準は左記通達で定めている。	5		庁舎敷地等の行政財産をイベント、講演会、研究会等の会場として一時的に使用する場合の許可については、国有財産法第18条第3項の規定により、用途又は目的を妨げない限度において、当該財産を管理する部局の長の判断により対応してきたところであるが、今後とも具体的な要望を踏まえつつ適切に対処してまいりたい。	要望は、許可の運用の弾力化を求めるものでありこれについて検討し回答されたい。	5		本件については、現行基準上、当該財産を管理する部局の長が、当該財産の用途又は目的を妨げないかと判断した場合は、使用許可は可能となっており、既に実現が可能なものである。
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277010	070830	つくば駅周辺における新しい顔づくり	・公務員宿舎の改築の弾力的運用 公務員宿舎については、公務員宿舎の建替え等に関する基本的な取扱い(財務省)等に拘わらず地域の実情に合わせて弾力的に建替え等を行うとともに、空き室の多目的利用を認めること。 (参考) ・公務員宿舎の建替え等に関する財務省の基本的な取扱い 耐用年数：60年 建替え等の検討開始時期：築40年 ・減価償却資産の耐用年数に関する省令 鉄骨鉄筋コンクリート造りの住宅用 建物の耐用年数 47年	・つくば駅前の国家公務員宿舎移転後の跡地は、業務施設の誘致や産学官連携のための拠点施設整備を行う。 ・国家公務員宿舎の空き室については、ビジネスインキュベーターやオープンラボ等の創業支援施設として活用する。 ・国家公務員宿舎のTX沿線地区への建て替えを促進し、優れた研究環境を誇るモデル的な街区づくりを行う。	・つくば駅前の国家公務員宿舎は築24～30年経過しており、建築当時には想定がなかったTXの開業を控え駅前地区に相応しい街区のリニューアルが望まれているなかで、建物耐用年数の壁が早期建替えを阻害している。 ・周辺地区の公務員宿舎では、相当数の空き室が存在している。	・国家公務員宿舎法第1条 ・国有財産法第18条第3項 ・「宿舎設置要求書等の提出について」通達(平成14年7月23日付財理第2813号)	公務員宿舎については、国家公務員宿舎法の趣旨を踏まえ、必要な整備に努めることとしている(平成14年9月1日現在 全国の公務員宿舎 288千戸)。 現状においては、建設後相当の年数を経過した老朽宿舎や狭隘な宿舎が多いなどの状況にある。 公務員宿舎の整備に当たっては、厳しい財政事情に鑑み、集約・立体化による老朽・狭隘宿舎の建替えを基本としつつ、近年、国家公務員数が減少していることも踏まえ、不用な宿舎敷地については都市再生などに寄与するため、売却を推進していくこととしている。	建替え時期の基準については5、多目的利用については3。	筑波地区の公務員宿舎は、周辺地域の宅地開発等に伴って宿舎需要が減少し、未入居宿舎が増加しており、居住者を入替調整の上、計画的に廃止し、売却することとしている。建替え時期の基準については、大都市地域の土地の有効利用等の推進に大きく資する場合には、時期が未到来であっても例外的に建替えを行うことができるが、現下の厳しい財政事情から、相当困難な状況にある。なお、筑波地区の一部の宿舎については、平成16年4月1日付で設立される国立大学法人等に出資され、当該法人の財産となる予定である。 また、空き室の多目的利用(目的外利用)は、法令が定める宿舎の用途又は目的を妨げる懸念があることや、調整用宿舎の確保に支障を来すこと、用途によっては騒音等、住環境の悪化を招き他の居住者に悪影響を及ぼすことなどから認められず、空き宿舎については前述のとおり、集約の上、廃止し、売却処分することとしている。	要望内容は実現できるのか、確認されたい。	5		筑波地区の空き宿舎については、平成16年3月末までに居住者の退去を完了させた後、地元公共団体等の取得要望を踏まえ、速やかに売却することとしており、空き室の利用を認めた場合、売却事務に支障を来すことになる。 ただし、極めて短期間の利用で、かつ相手方の利用用途などを勘案し、管理処分上問題が生じないと考えられる場合には、空室の転用について検討してまいりたい。	
横浜市	ナショナルアートパーク構想	1253	1253010	070840	国有地の利用に関する協議窓口の一元化	国有地の利用に関する各府省庁の協議窓口を一元化する。	都心臨海部の国有地において、民間による文化芸術活動や商業施設利用等を進め、ウォーターフロントの賑わいを創出する。	都心臨海部の国有地の所管が各府省庁にまたがっており、協議に時間がかかり煩雑であるが、窓口が一元化することで国有地の利用について円滑かつ迅速に進めることができる。	国有財産法第5条及び第6条 (行政財産の管理の機関) 第五条 各省各庁の長は、その所管に属する行政財産を管理しなければならない。 (普通財産の管理及び処分の機関) 第六条 普通財産は、財務大臣が、これを管理し、又は処分しなければならない。	行政財産は各省各庁の長が、普通財産は財務大臣が管理することとされている。	3		行政財産は各省各庁の行政目的を遂行する手段であるため、当該行政目的を遂行する各省各庁が管理を行っているが、各省各庁所管の国有地の利用については当該省庁の行政遂行との関係で判断されるべき問題であり、協議そのものを一本化することはできない。なお、協議の受付窓口の一元化については、関係省庁が不明なため判断できない。	要望は、国有地の利用に関する各府省庁の協議窓口を一元化することを求めるものでありこれについて検討し回答されたい。	5		協議の事務的な窓口の一元化については現行制度下でも可能であるが、当該地域によって事情が異なるため、今回の提案については今後具体的に関係する省庁が判明した時点で、どの省庁が窓口になり得るか等関係省庁間での事務的な検討が必要になると考える

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
兵庫県	「つくろ」から「つかう」公的施設等活用構想	2098	2098010	070850	公的施設のリニューアルのための適法法等の柔軟な対応(事項名)	地方債や国からの補助金で建設した公的施設等の目的外転用に当たり、地方債の繰上げ償還を不要とする。転用の阻害要因(補助金の返還等)を除去する等適切な法的措置を講じる。転用の際に必要な整備等の財源確保のため、リニューアル債を措置する。	・統廃合等により廃校となった学校の特産品製造施設への転用 ・市町・JA等の余剰施設の民間施設への転用等	現行では地方債や国からの補助金で建設した公的施設等を目的外転用する場合には、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律により、補助金の交付の決定が取り消され、期限を定め、その返還が命じられることとなり、県・市町等の新たな財政負担が生じることから、地域の特性やニーズに応じた施設利用ができない。そこで、地方債の繰上げ償還を不要とする。転用の阻害要因(補助金の返還等)を除去する等適切な法的措置を講じる。転用の際に必要な整備等の財源確保のため、リニューアル債を措置することが必要である。	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条 ・財政融資資金普通地方長期資金等借入証書特約条項第4条及び第10条第11項 財政融資資金地方債管理事務処理細則第56条及び第57条	・補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各府省庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各府省庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。 ・地方公共団体が財政融資資金地方債の貸付けを受けて取得した財産について処分行為を行った場合は、債権管理上、当該処分財産に見合う貸付債権金額の繰上償還を求めることが原則であるが、一定の要件に該当する場合は、繰上償還を猶予することができることとなっている。	・6 ・5	・本件は、統廃合等により廃校となった学校施設の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。 ・財産処分について、当初の貸付け目的に照らしての妥当性や形態を鑑みることなく一律に繰上償還の猶予を認めることは困難であるが、公用若しくは公共の用に供するため、又は住民福祉の向上に資するため、財政融資資金により取得した財産等を所定の用途以外に使用変更しようとする場合で、やむを得ない理由があると認められる場合は、現行の規定により対応可能である。 なお、個別具体的なことについては、財務局にご相談願いたい。					
大津市	古都大津ルネッサンス	2085	2085020	070860	公共駐車場の用途変更に伴う起債残高の一括繰上返還の免除	高齢化が進み、会社や行政機関の郊外への移転が進む中心市街地を再生させるためには、住みやすく働きやすい町の機能を取り戻すことが最も大切である。そのため、公共施設を中心市街地への再配置を検討しているが、その場合には次の支援策が不可欠になる。 公共駐車場の用途変更に伴う起債残高の一括繰上返還の免除	高齢福祉や子育て支援、健康づくり、ライブラリーなどの機能を有する心と体の健康センターを市が再開発ビルの空き床を利用して設置することを検討している。 再開発ビルの商業施設利用を目的に整備した公共駐車場を地域再生の核となる公共施設のための駐車場として利用する。	現在、既存施設の有効活用を図るための方策を多面的に検討しているが、方針が決定した際に生じる起債の一括返還等の問題を解消しておく必要があるため	財政融資資金普通地方長期資金等借入証書特約条項第4条及び第10条第11項 財政融資資金地方債管理事務処理細則第56条及び第57条	地方公共団体が財政融資資金地方債の貸付けを受けて取得した財産について処分行為を行った場合は、債権管理上、当該処分財産に見合う貸付債権金額の繰上償還を求めることが原則であるが、一定の要件に該当する場合は、繰上償還を猶予することができることとなっている。	5	財産処分について、当初の貸付け目的に照らしての妥当性や形態を鑑みることなく一律に繰上償還の猶予を認めることは困難であるが、公用若しくは公共の用に供するため、又は住民福祉の向上に資するため、財政融資資金により取得した財産等を所定の用途以外に使用変更しようとする場合で、やむを得ない理由があると認められる場合は、現行の規定により対応可能である。 なお、個別具体的なことについては、財務局にご相談願いたい。					
大津市	古都大津ルネッサンス	2085	2085130	070870	公共施設の移転に係る補助金返還及び起債残高一括返還の免除	健康センター等市民生活に直結した公共施設を高齢化の進む中心市街地へ移転を検討しているが、その方針が決定した場合において、その公共施設が移転した跡を利用して、防災センターを整備したときに、当該公共施設設置の際、交付を受けた補助金の返還及び起債残高の一括返還を免除	地震調査委員会の長期評価によると、本市域を南北に縦断する琵琶湖西岸断層帯について、今後30年以内の地震発生確率は0.09%～9%と高く、誠に憂慮すべき状況にある。地震、風水害など様々な災害から市民の生命や財産を守るため、万一の災害発生に際しても、その災害活動拠点や、市民に対する防災意識の啓発などの機能も併せた防災拠点施設として、防災センターの整備を検討している。	現在、防災センターの整備について、様々な事業手法を検討している。選択肢の一つとして、既存の公共施設が移転したあとの活用も検討しているが、その場合においては、当該公共施設を設置したときの補助金返還等の問題が考えられるため。	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条 ・財政融資資金普通地方長期資金等借入証書特約条項第4条及び第10条第11項 財政融資資金地方債管理事務処理細則第56条及び第57条	・補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各府省庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各府省庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。 ・地方公共団体が財政融資資金地方債の貸付けを受けて取得した財産について処分行為を行った場合は、債権管理上、当該処分財産に見合う貸付債権金額の繰上償還を求めることが原則であるが、一定の要件に該当する場合は、繰上償還を猶予することができることとなっている。	・6 ・5	・本件は、健康センター施設等の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。 ・財産処分について、当初の貸付け目的に照らしての妥当性や形態を鑑みることなく一律に繰上償還の猶予を認めることは困難であるが、公用若しくは公共の用に供するため、又は住民福祉の向上に資するため、財政融資資金により取得した財産等を所定の用途以外に使用変更しようとする場合で、やむを得ない理由があると認められる場合は、現行の規定により対応可能である。 なお、個別具体的なことについては、財務局にご相談願いたい。					
美浜町	自助・自立の地域、そして町づくり	1302	1302010	070880	高率政府債の任意繰上償還	将来の借入に支障を及ぼすことなく、過去に借り入れた高利率の政府資金(現行の1～2%を超えるもの)について、補償金等を課すことなく、任意の繰上償還を認めていただきたい。	各資金の中で低率の借り換え制度を創設してほしいというものではなく、地域の金融機関から資金を調達して償還に充てるもので、地域経済の活性化にも貢献できる。	現行制度では事実上不可能であるとともに、将来の借入に支障が出るようでは困るため、地域再生で提案するもの。	財政融資資金普通地方長期資金等借入証書特約条項第3条 財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則第44条 財政融資資金地方債管理事務処理細則第40条	財政融資資金を借入れた地方公共団体が、任意に繰上償還を行う場合には、補償金を支払うこととなっている。	3	新たな税財政措置を伴うもの。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答	
静岡市	学校統合により廃止となる学校施設、用地を活用したまちづくり	1245	1245010	070890	学校統廃合等により廃止となる学校施設、学校用地の他の公共施設、公用施設への転用の容易化	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認等についての局長裁定に含まれない公共施設、公用施設へ転用する場合に補助金の返還、市債の繰上償還の免除。学校用地を他の公共施設、公用施設へ用途変更する場合に市債の繰上償還を免除。	小学校の統廃合により廃止となる学校施設及び学校用地をNPOセンターなどに転用し、地域活動の拠点として利用し、地域の活性化を図る。	現状の制度では、予定している施設への転用する場合、補助金の返還と市債の繰上償還があり、改修費等も含めて財政負担が大きい。	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条 ・財政融資資金普通地方長期資金等借用証書特約条項第4条及び第10条第1項 財政融資資金地方資金管理事務処理細則第56条及び第57条	・補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各府省庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各府省庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。 ・地方公共団体が財政融資資金地方資金の貸付けを受けて取得した財産について処分行為を行った場合は、債権管理上、当該処分財産に見合う貸付債権金額の繰上償還を求めることが原則であるが、一定の要件に該当する場合は、繰上償還を猶予することができることとなっている。	・6 ・5		・本件は、統廃合等により廃校となった学校施設の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。 ・財産処分について、当初の貸付け目的に照らしての妥当性や形態を鑑みることなく一律に繰上償還の猶予を認めることは困難であるが、公用若しくは公共の用に供するため、又は住民福祉の向上に資するため、財政融資資金により取得した財産等を所定の用途以外に使用変更しようとする場合で、やむを得ない理由があると認められる場合は、現行の規定により対応可能である。 なお、個別具体的なことについては、財務局にご相談願いたい。	要望内容は実現できるのか、確認されたい。	6 5		・本件に係る転用については、承認の判断を行うこととされている文部科学省が対応すべき問題である。 財産処分について、当初の貸付け目的に照らしての妥当性や形態を鑑みることなく一律に繰上償還の猶予を認めることは困難であるが、公用若しくは公共の用に供するため、又は住民福祉の向上に資するため、財政融資資金により取得した財産等を所定の用途以外に使用変更しようとする場合は、やむを得ない理由があると認められる場合は、現行の規定により対応可能である。 なお、個別具体的なことについては、財務局にご相談願いたい。	
茨城県	『鹿島経済特区』推進プロジェクト構想(=コンピナート地域再生プロジェクト)	1276	1276110	070900	工業用水道に係る政府債借換制度の創設	工業用水道事業に係る高金利の政府債を現状に則した低金利の政府債に借り換えできる制度の創設。	政府債については、公庫債のような借換制度がないため、現状でも8%の金利の負債があり、工業用水のコスト高の要因となっている。このため、現状に則した金利への借換を推進することで、工業用水単価の低減を図る。	現行の政府債借換制度は、借換による効果の約7割が違約金として徴収されるため効果が薄れ実質的に機能しない状況となっている。鹿島において競争力あるコンピナートを構築する上では、工業用水コストの低減は急務となっており、政府債の金利負担(最大8%)の現行水準への切り替え(政府債借換)を図ることが極めて効果的な手段となっている。	財政融資資金の債権の条件変更等に関する法律昭和22年法129号(条件変更法)といふ)	3		新たな税財政措置を伴うもの						
千葉県	既存水源(県営工業用水水源)の有効活用	1309	1309010	070910	既存水源の有効活用を図る上での国庫補助及び起債制度の見直し	既存水源の有効活用に当たり、国庫補助金及び起債を財源として取得した水源を他の事業体に転用又は融通する場合、水道事業体間若しくは都市用水間では目的外使用とされ、国庫補助金の返還及び起債の繰上償還が求められることにに対し、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の「目的外使用」の解釈の弾力化や補助金返還と交付の相殺のしくみの導入などによる補助金のあり方の見直し及び起債の繰上償還の方法等の改善を提案する。 なお、起債の繰上償還の方法等の改善に係る具体的な提案内容は以下のとおりである。 事業体(借入者)において繰上償還する借用証書を選択できるようなこと。 一般会計出資(債)については、その算定に当たり、補助金交付がない場合であっても補助対象要件を満たす場合には出資対象経費として認定できる等制度の見直しを図ること。 (詳細は、別紙のとおり)	工業用水道の既存水源を上水道水源に用途転用するとともに、上水道事業体間での地域間水源融通を同時に行い、水源不足の解消と地域住民の水道料金負担の抑制及び波及効果としての地域経済の活性化をはかる。 また、水源の移転に伴う新規浄水場の建設及び管理については、PFIの活用及びアウトソーシング等を検討し、地域雇用の創出を図る。	国庫補助金及び起債を財源として取得した水源を他の事業体に転用等を行う場合、目的外使用とされ国庫補助金の返還等が必要とされることから多額の資金を必要とし、既存水源の有効活用を図れないばかりではなく、ひいては供給を受ける地域住民の水道料金等の負担となる。	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条 ・財政融資資金普通地方長期資金等借用証書特約条項第4条	・補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各府省庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各府省庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。 ・地方公共団体が財政融資資金地方資金の貸付けを受けて取得した財産について処分行為を行った場合は、債権管理上、繰上償還を求めようとする場合、繰上償還は当該処分財産にかかる借用証書について行うこととなっている。	・6 ・3		・本件は、工業用水道の既存水源の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。 ・繰上償還する借用証書を選択できるようなことは、債権管理上問題がある。 また、提案別紙に記載されている高金利のものからの抽出は、新たな税財政措置を伴うものである。	提案の趣旨を踏まえ再度検討されたい。	6 3		・本件に係る転用については、承認の判断を行うこととされている経済産業省が対応すべき問題である。 財政融資資金地方資金は、地方公共団体が行う個別の事業ごとに貸付けられるものであることから、借用証書と当該事業により取得された財産とは対応関係にある。従って、取得財産を処分する際に、繰上償還する借用証書を自由に選択できるようにすることは、債権管理上借用証書と取得財産との対応関係が不明確となるため問題がある。 また、提案別紙に記載されている高金利のものからの抽出は、新たな税財政措置を伴うものである。 なお、補償金を支払って任意の繰上償還を行う場合には、借用証書の選択が可能である。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079100	070920	港湾関係起債事業にかかる償還条件の改定	起債の償還期間の延伸	港湾機能施設整備事業にかかる起債の償還期間の延伸(効果) 償還期間の延伸を行うことで、単年度の償還額が減り、より適正な港湾施設使用料金設定が可能となり、港の国際競争力の強化により、地域の活性化につながると考えられる。	港湾機能施設整備事業については、港湾使用料等の収益で返済する必要がある。収支の黒字化を図るためには、使用料の増額を行う必要があるが、国際競争が行われている中で、現実的にこれ以上の増額は不可能であり、より一層の料金の引き下げが求められており、港湾運営を圧迫している。このため、償還期間の延伸を行うことで、単年度の償還額が減り、より適正な料金設定が可能となり、港湾運営の効率化、国際競争力の強化が図れるものと考えられる。特に激しい国際競争にさらされている中、国際競争力強化のためには、港湾運営の延伸は早急にお願したい。	財政融資資金の償還の条件変更等に関する法律昭和22年法129号(「条件変更法」という。)	3		償還期間の延長については、条件変更法の規定により、「災害その他特殊の事由により、元利金の支払が著しく困難になったとき」に限られている。	港湾運営の効率化、国際競争力の強化を目的として償還期間の延長を行うことは、条件変更法に定める「災害その他特殊の事由」、「元利金の支払が著しく困難」という要件に該当すると認められないことから、条件を変更することはできないと考える。 財政融資資金の貸付については、条件を審議後に諮った上で実行されるとともに、融資条件を例外的に変更することは法律により極めて限られた場合にしか認められていない。また、財政融資資金は、利ざやをとらず収支相償うように運営していることを基本としているため、当該要件を緩和し償還期間の延長を認めることは財政負担につながりかねない。こうしたことから、当該償還期間の延長を認めることは困難である。				
㈱アイ・ビジネスセンター	地域経済活性化・中小企業のための貿易決済保証システム「アジア国際取引決済機構(AIBCS)」	3075	3075010	070930	・AIBCS設立にかかるシステム開発費用 ・アジア諸国との提携交渉 ・信用保証協会の信用保証 ・(必要に応じて)アジア政府へODAを使った決済保障援助。	1. アジア国際取引決済機構(AIBCS)設立にかかる開発費用負担。 2. アジア諸国政府との提携折衝。 3. 信用保証協会の信用保証 4. 政府レベルでの信用保証が困難なアジア政府に対する、ODAを使った、決済保障支援。	「アジア国際取引決済機構(AIBCS)」を営利団体として設立。出資元は国内外の銀行・損保・商社・信用調査会社等。アジア政府と提携し、相互に同決済機構を持つ。同システム構築は、行政支援の基に、e-アジアマーケットプレイス福岡(Nextrade)の運営を行う。㈱アイ・ビジネスセンターが行う。	従来は国際取引決済では解決出来ていない、国際取引の際の企業の資金負担、与信管理・代金回収リスクを日本政府及びアジア諸国政府が保証することにより、日本とアジアの中小企業間の直接取引を活性化し、地域産業の活性化、及び中小企業の再生と育成を目指す。	外国為替及び外国貿易法(外為法)(第16条第2項)我が国の国際収支の均衡維持のために、我が国から外国へ向けた支払等について、許可を受ける義務を課すことができる。	・8(外為法部分) ・6(銀行法・出資法部分)		支援措置として挙げられている政府間の提携交渉の対応策への検討については、ご提案の決済機構を設置するための国内法上の整備が前提となる。なお、現在、外為法第16条第2項の許可義務が課せられていないことから、本決済機構の設置において、当該規定は影響を及ぼすものではない。					
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079050	070940	対内直接投資に係る統計データの地域版の公表	対内直接投資額の統計(日本銀行)及び外資系企業の立地統計(経済産業省)について、地域別の統計についても公表する。	日本銀行が公表している国別の対内直接投資額の統計及び経済産業省が公表している企業活動基本調査に基づく外資系企業の立地統計について、調査結果を市町村レベルにまで細分化して、地方での対内投資施策実施のための情報として活用できるようにする。	対内投資を促進するにあたり、地域における現状を把握する必要があるため。	外国為替及び外国貿易法(外為法)(第55条の9)外国為替令第18条の9	3		同統計では、国際間の居住者・非居住者間の取引として捉えているため、例えば、居住者を更に地方自治体別にブレイクダウンし把握・公表することまでは想定していない。同統計は、外為法に基づく報告書により作成されているが、同法上、報告は、法律の目的を達成するため「必要な限度」において請求することされており、同統計の元となる現行の報告では、事業地の情報が報告の対象となっていない。そのため、仮に事業地情報を報告の対象とした場合、民間事業者の報告者負担が増大する。平成17年から外為報告書のシステムが稼働することとなっているが、仮に事業地の情報を加えた報告書の電子化を行うとした場合、平成17年の当該システム化の実施が困難となる。また、当該報告書の電子化を行う場合には、予算、人員に係るコストがかかる。一方、財務省では直接投資の統計として、上記のほか報告届出ベースのもの(対外及び対内直接投資状況)がある。同統計は、報告・届出者が提出した報告・届出書を集計したものであり、当該統計においても、投資を受けた企業の所在地を公表することを想定していないため、データ処理により作成できるものではない。現在は紙ベースの報告・届出書を収集しているが、地域別情報を作成するには、実際の報告・届出書を使って手作業で入力していく方法はなく、相当な追加的労力及び時間を要し、現実的ではない。また、当該統計のもととなる報告・届出制度は、平成17年に電子化され、国際収支統計に統合され、現在のシステムは平成16年をもって終了する。以上のことから、報告・届出ベースの直接投資統計によっても、ご提案の地域別情報を盛り込むことは困難である。	提案の趣旨を踏まえ検討された。	3	要請を受けて再検討を行ったが、クロスボーダーの統計である国際収支統計等での対応は困難であり、敢えて対応を検討すれば、報告者負担、行政上のコストなどが大幅に増加することが懸念される。なお、外資系企業の地方への進出状況については、他の統計により把握可能である。		

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
電子認証局 市民ネットワーク福岡	ITを活用した地域通貨モデル	3021	3021010	070950		<p>*複数回流通可能な商品券型地域通貨の認可基準の緩和 紙幣類似証券取締法 商品券型地域通貨の複数回流通を http://www.mn.jp.or.jp/gyoukaku/chiiiki/20030428.htm (支援措置の範囲)全国 *公的個人認証サービスの民間利用基準の緩和 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第17条 公的個人認証サービスによって発行されたデジタル証明書を失効情報を含めて検証できる「署名検証者」は、認定認証機関に限定されているが、この条件を緩和し、地方自治体が認めた民間事業者にも失効情報を提供し安全に署名を検証できるようにしていただきたい。 (支援措置の範囲)当該地域のみ (支援措置を用いて実施しようとする事業の内容) 公的個人認証サービスによって発行されるデジタル証明書は、暗号化電子メールなどで利用されている電子署名の標準であるS/MIMEに準拠していないため、一般的に普及しているソフトウェアで署名や暗号化などを行うことができないという問題がある。我々が提案する電子地域通貨では、一般に入手が容易なS/MIME標準に準拠した暗号化と電子署名の形式を利用するため、これが大きな問題となる。このため、公的個人認証の証明書を利用してより広範囲のソフトウェアで利用できるデジタル証明書を可能な限り低コストで二次発行して利用したい。認定認証機関を利用する方法は、デジタル証明書の価格が高くなるため電子地域通貨のような用途ではコスト的に現実的でない。</p>	<p>実施を想定する体制 飯塚市、株式会社アイ・ビジネスセンター、飯塚商店街連合会、NPO法人電子認証局 市民ネットワーク福岡、飯塚商工会議所、近畿大学、九州工業大学、地域金融機関</p> <p>(・想定している地域で、地域経済の活性化と地域雇用の創造の観点から地域再生を行う意義と目標を明確にする ・地域再生構想の区域と想定している地域の特徴を記述する ・地域再生構想を実現するために想定している実施スケジュール及び実施体制)</p>	<p>飯塚市は、中世の交通の要所でありまた産炭地の筑豊地方の中核都市として繁栄した歴史を持つ都市であり、文化的にも嘉穂劇場など多くの資産を持っている。 主要産業だった石炭産業からの転換への対応として、技術系大学誘致による学園都市化と情報産業を中心とする産業育成を行ってきたが、これらの努力の成果が地場産業として実を結び雇用を産むという段階にはきておらず、公的補助金への依存度が高いのが現状である。このような状況は、地域の活力を失わせ、それが地域内での貨幣の滞流や地場産業への再投資や雇用が減少するという負の連鎖に悩まされている。</p>	紙幣類似証券取締法	5		地域通貨は紙幣類似証券取締法との関係が問題になり得るが、一般的に「どこでも、誰でも、何にでも」利用できるものではないことから、直ちに同法に抵触するとは考えていない。	地域通貨と紙幣類似証券取締法との関係は(38. 制度等の現状)に記載したとおりであり、今回の提案についても、直ちに同法に抵触するとは考えていない。	要望内容は実現できるのか、確認されたい。	5		地域通貨と紙幣類似証券取締法との関係は(38. 制度等の現状)に記載したとおりであり、今回の提案についても、直ちに同法に抵触するとは考えていない。
仙台市	健康づくりウェルネス・コミュニティ構想	1368	1368020	070960		<p>健康施策として各府省庁の施策の集中</p> <p>各府省庁が所管する健康福祉分野における、介護医療技術の確立及び育成・産業創出等の各種の施策を集中して本提案構想に適用する。</p>	<p>財務省・厚生労働省・経済産業省における健康福祉分野事業に対する補助制度、支援制度及び保険適用範囲の拡大策を本構想に集中的に適用することにより、高齢化社会に対応した次世代の健康・福祉施策を早期に確立させる。これにより、効率的にかつ早期に本格的な高齢化社会への対応が可能となる。</p>	<p>本市では既に、国のプロジェクトとして認定を受けた、「高齢化社会対応産業クラスター事業」「IT活用のフィンランド健康福祉プロジェクト」「健康福祉分野での知的クラスター創成事業」があり、また、寝たきり予防・痴呆予防策の研究を地域で実証実験を展開している「鶴ヶ谷プロジェクト」さらには国際的産業特区を起因とする東北大学との共同事業である「脳機能健康プロジェクト」等の取り組みを行っており、これらを総合的に行うモデル事業としてのベースが十分にある。</p>			6		提案内容は、厚生労働省など他府省庁の所掌業務であるため				
白沢村	花実の里「福舞里」ブラン	1035	1035070	070970		<p>酒類等に関する製造免許の一元化</p> <p>現在、酒類等の製造施設を国庫補助事業で建設する場合、事業認可があった時点で酒類の製造免許も受けたものとみなす。</p>	<p>新規に酒類の製造施設及び販売所を建設する。</p>	<p>現在、醸造施設の事業認可者と酒類販売関係の許可者が分かれているものを一元化することにより事業の迅速化を図る。。</p>	酒税法第7条	○酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の種類別に、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。	3		酒税法では、酒税の保全の観点から、酒類の製造について免許制を採用しており、一定の要件を満たす場合に付与している。免許の付与に当たっては、申請者が過去に免許の取消しを受けたことがないか等の人的要件とともに、製造設備が酒類を製造するのに充分であるか否かについて審査を行っているところであり、製造設備の建設費用がいかなる手段で調達されているかに拘わらず、こうした審査を別途行うことが不可欠である。	要望を実現するにはどうすればいいか再度検討されたい。	3	3 対応は不可能 酒類の製造免許の付与に当たっては、申請者が過去に免許の取消しを受けたことがないか等の人的要件とともに、製造設備が酒類を製造するのに充分であるか否かについて審査を行っているところであり、製造設備の建設費用がいかなる手段で調達されているかに拘わらず、こうした審査を別途行うことが不可欠である。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答	
栃木県	栃木県経済再生構想	1211	1211030	070980	産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	足利銀行の一時国有化による本県経済の停滞を防ぐためには、経営不振に陥っている企業を、迅速かつ集中的に、1社でも多く再生させる必要があることから、産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構、日本政策投資銀行をはじめとする政府系金融機関が相互に連携し、より効果的な支援が可能となるよう、これら関係機関によるネットワークを構築する。	経営不振に陥った企業を再生させていくことは、県内経済の活性化に不可欠な方策である。規模、業種等により企業再生の形態も様々であることから、産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構、政府系金融機関が組織の壁を越えて相互に連携を図ることにより、県内企業に対する各種の再生支援の取組が迅速かつ効果的に実施されるようになる。	産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構、政府系金融機関が組織の壁を越えて相互に連携を図ることにより、県内企業に対する各種の再生支援の取組が迅速かつ効果的に実施されるようになる。	株式会社産業再生機構法第59条(預金保険機構・整理回収機構・産業再生機構の協力)	栃木県内の金融・経済の安定を目的として、関東財務局、関東経済産業局、県、商工団体、政府系金融機関など金融・経済に係る機関で構成する「栃木県金融・経済安定連絡協議会」が設置されている。	5		足利銀行においては、産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の様々な方法を活用して、積極的に企業再生に取り組むものと考えている。 この際、38.にあるような枠組みを活用しつつ、適切に対応。 また、栃木県において、県内企業に対する再生支援のため、産業再生機構等関係機関の連絡調整組織の整備を行う場合には、財務省としても関係機関に参加を呼びかけるなどの協力をしてまいりたい。	提案者の要望は連絡調整組織の整備を求めるものであるが、それも実現可能であると考えているのか。	1(地域に限定して対応)	(運用で対応)	栃木県から地域再生構想の提案を受け、栃木県内企業に対する再生支援を含む各種施策を集中連携して行うため、栃木県金融・経済安定連絡協議会に産業再生機構等が新たに参加することとしたところ。 今後、地域再生計画の認定を踏まえ、関係機関から連携状況について定期的に報告を求めつつ、関係機関の連携を一層強化するよう適宜適切に働きかけを行うほか、当該地方公共団体からの要請等に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同機構等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う	
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039070	070990	国合同庁舎建設のための省庁間の調整	各地方機関の合同庁舎の早期建設のための各府省庁間の調整。	各地方機関の施設・敷地の狭小化の解消を図るため、中心市街地への合同庁舎建設。	地方機関が市内各所にバラバラに存在しており、また、施設・敷地の狭小化が課題となっている。	官公庁施設の建設等に関する法律第6条並びに第9条の2第1項第2号及び第4号		6		合同庁舎の建設及び用地の取得については、官公庁施設の建設等に関する法律第9条の2第1項第2号及び第4号の規定に基づき国土交通大臣が行うこととなっている。					
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079010	071000	対日直接投資総合案内窓口の地方への設置	現在、東京のみに設置されている対日直接投資総合案内窓口を、対内投資を促進する地域にも設置し、関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口を一元化することにより、中国や韓国をはじめとした海外からの進出に対応する。	本市では、外国企業の進出支援のためのワンストップサービス機能を持つ「アジアビジネス支援センター」を設置する予定であるが、同センターと関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口との連携により、より効果的な外国企業の誘致を図る。	地方に進出してくる外国企業者にとって、日本で事業を実施する際に必要となる手続きは煩雑で分かりにくく、具体的に進出を検討する際の障害となっている。そのため、地方における対内投資の促進にはこのような総合案内窓口機能が必要である。	対日直接投資総合案内窓口の設置・運営に関する基本的考え方(対日投資会議議長決定平成15年5月23日)内閣府における対日直接投資総合案内窓口の設置・運営に関する細則	対日投資に関する問い合わせの対応、適切な対応部署への確実な引継ぎを行なうなどして、利用者の利便にかなうよう業務を行なっている。	5		各省庁に設置している「対日直接投資総合案内窓口」は民間事業者だけでなく、各地方公共団体からの照会も受け付けており、既に地方自治体からの問合せ等に対応している。	提案者は、対日直接投資総合案内窓口の地方における設置を要望しており、これについて検討し回答されたい。	5		平成15年5月に、各省庁及びJETROに設置した「対日直接投資総合案内窓口」において、既に民間事業者だけでなく、各地方公共団体及び関係機関等からの照会も受け付けており、地方公共団体からの問い合わせ等にも対応している。今後、現行制度において地方自治体から利用しやすい点があるのであれば、必要に応じ、関係省庁の地方支分部局にも同様の窓口を設置することも含めて検討していくこととしている。	
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066140	071010	各種補助金・助成金等の一体的活用	各種補助金・助成金の一体的活用を実施する。	現在、各種補助金・助成金はそれぞれの港湾・漁業・観光・中心市街地等の各課で行われている。結果として、助成金が細切れになる傾向にあるため、それぞれが有効な効果が得られづらい傾向にある。そのため、一体的に活用することでまちづくり事業を実施する。	補助金・助成金は、使用目的が細かく限定され、細切れであるため、効果的な投資ができないのが現状となっている。			6							
非特定営利法人：名古屋エアフロント協会	名古屋エアフロント・プロジェクト	3045	3045020	071020	フラクショナルオーナーシステム用の運航・税法上の統一見解	一元化後の名古屋空港は国際ビジネス拠点構想を模索している。そのためFBO構築を民間事業者に標榜しているが、フラクショナルオーナーシステム等が行き渡らなければFBOも発展もありえない。そのため早急な運航・税法上の統一見解が必要である。	広大なエプロンを有する現名古屋空港が一元化するとスロット・スポットは充分すぎるほどに確保できる。国内GAの規模はまだ小さく、空港の品格向上のためにも国際ビジネスの誘致は必須の要件である。そのため当面フラクショナルオーナーシステムの導入が必要となる。	わが国のGAの現状は経済の中心が中央に偏っており定期便が広がっているためビジネス機が発展しない。一方で1企業のみでの機体所有も不経済の面もあり、新しい制度の導入が要望される。このような制度による機体でのアジア地域全域での活用が望まれる。			6		地方税に係る提案であるため。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
岩代町	遊休農地の有効利用	1177	1177030	071030	贈与税の納税猶予措置の緩和	贈与税の納税猶予措置の緩和	荒廃した桑園を元の里山に戻し、「自然美術館のまちづくり」を推進する。	農地転用をすることにより贈与税の納税猶予措置が受けられなくなることから、荒廃した桑園が手付かずの状態に放置され自然景観を阻害しているため、これらの規制を緩和することにより、「自然美術館のまちづくり」が推進される。	租税特別措置法第70条の4	贈与税の納税猶予 農業を営む個人が推定相続人のうちの1人に農地(特定市街化区域農地等を除く)の全部並びに採草放牧地(特定市街化区域農地等を除く)及び準農地のそれぞれ3分の2以上を贈与した場合の贈与税については、担保の提供を条件に納税を猶予し、贈与者又は贈与者の死亡前に受贈者が死亡した場合には、猶予税額の納付を免除する。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066030	071040	牛突きを題材とした地域通貨の導入	牛突きを題材とした地域通貨の導入	牛突きを題材とした地域通貨を発行し、隠岐島後での地域産物の購入やボランティア活動での使用ができることとする。	牛突きイメージアップと、地域経済の活性化を促進し、コミュニティ意思の向上を図る。	紙幣類似証券取締法	地域通貨は紙幣類似証券取締法との関係が問題になり得るが、一般的に「どこでも、誰でも、何にでも、利用できるものではない」ことから、直ちに同法に抵触するとは考えていない。	5		地域通貨と紙幣類似証券取締法の関係は(38. 制度等の現状)に記載したとおりであり、今回の提案についても、直ちに同法に抵触するとは考えていない。	要望内容は実現できるのか、確認されたい。	5		地域通貨と紙幣類似証券取締法の関係は(38. 制度等の現状)に記載したとおりであり、今回の提案についても、直ちに同法に抵触するとは考えていない。
長野県	コモンスの視点からのまちづくり	1068	1068080	071050	補助金取得財産の補助目的外使用の容認	補助目的に既に使用していれば、その使用期間の長短にかかわらず、補助金の返還を要しないで補助目的以外の使用ができるようにする。	補助金で取得した財産の有効利用を図るとき、その状況によって補助金返還の義務が生じる。この問題が地方公共団体にとって一番の課題となっており、施設の有効利用が図れない。1度でも補助目的に利用していれば、その地方公共団体の裁量により目的外に利用できるほうが、その地域での税金の有効利用に繋がる。	様々な状況の変化に対し迅速な対応が可能になり財政難のなか、不要な施設の管理に多額の経費を要しなくなり、施設の有効利用が図れる	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。	3		補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が、国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために支出されているものであることに鑑み、補助事業者が補助金により取得された財産を補助目的どおりに使用し、補助目的の達成が図られるよう、設けられているものであり、一度でも補助目的に利用してはいけいものではない。 なお、補助金等適正化法及び同施行令上、補助金により取得された財産であっても、耐用年数等を勘案して各省各庁の長が定める期間が経過した場合には自由に処分できることとされているほか、当該財産取得後の事情の変更等により転用することの合理性がある場合には、各省各庁の長の承認を受けることにより、補助目的外に転用することは可能である。	要望は、使用期間の長短にかかわらず補助金の返還を要しないで目的外使用を求めるものであり、これについて検討し回答されたい。	3		耐用年数等を勘案して各省各庁の長が個々の補助金の内容、目的に応じて合理的に定める期間においても、当該財産取得後の事情の変更等により転用することの合理性がある場合には、各省各庁の長の承認を受けることにより、補助目的外に転用することは可能である。 なお、経済的使用価値のある補助財産を補助事業者が自由に処分し得るとすることは適当ではない。
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039060	071060	国の各地方機関の行政管轄区域の統一	市内における国の各地方機関の行政管轄区域の統一する方針の決定と統一までの期限の設定。	合併に伴う新市域内で行政管轄区域を統一することの政府の方針決定を求めるとともに、これが迅速に行われるために期限の設定を行う。	合併後の新市の一体性の強化や住民の利便性の向上を図るため、これらの管轄区域を同一にすることが必要である。	・財務省組織規則(平成13年財務省令第1号)別表第2(第261条関係) ・別紙のとおり(財務省組織規則第343条) ・別紙の通り	・東広島市、福富町、豊栄町、河内町は、中国財務局本局の管轄である一方、黒瀬町、安芸津町は中国財務局呉出張所の管轄。 ・財務省組織規則により、税関支署の管轄区域を定めており、合併が予定されている東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町のうち、河内町を尾道系税関支署が、その他の市町を呉税関支署が管轄している。 ・東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町は西条署の管轄である一方、安芸津町は竹原税務署の管轄。	2 2 2		・合併日に併せて、財務省組織規則別表第2を改正し、中国財務局呉出張所の管轄地域から、黒瀬町及び安芸津町を削除する。 ・市町村合併に合わせて、財務省組織規則の改正を行う。 ・内閣の方針を踏まえ、管轄変更を検討。		5		提案主体に確認したところ、要望対象は税務署に関するものであったが、税務署の管轄変更については、地方公共団体等の意向を踏まえ、納税者利便及び行政効率等の観点から個別に検討することが可能である。
相馬市	植林NPO育成とグリーンツーリズムによる地域再生計画	1032	1032010	071070	NPO法人の収益事業に対する法人税課税の廃止	収益事業に対する税率22%の廃止	NPO法人として、植林活動とグリーンツーリズムの推進	NPOは収益事業による資金を公益事業への資金に充てることを目的としているので法人税課税を廃止し、NPO法人の活性化を図る	特定非営利活動促進法46 法人税法2、4、5、7	NPO法人は、公益法人や人格のない社団と同様に、収益事業から生じた所得に対してのみ法人税が課税される。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
加世田市	人と自然の「往来」地域再生構想	2097	2097070	071080	特区内の農地を市に売り渡した場合の譲渡所得の控除の特例措置	特区内の農地を市に売り渡した場合、土地収用法などの規定により土地を売り渡した場合と同様に、譲渡所得から500万円を控除する特例を適用すること。	特区内の農地を市が取得し、株式会社等に貸し付ける場合、この措置の適用により、地権者の農地の売却による税負担が小さくなることから、市による農地の取得が容易となり、株式会社等の農業参入が進めやすくなる。	この特例が受けられない場合は、長期譲渡所得控除の100万円しか認められておらず、市への売り渡しを強く希望する地権者がいた場合、地権者の譲渡所得に対する課税額が大きくなり、結果的に市が農地を取得することができず、株式会社等の農業参入を阻害することとなる。	租税特別措置法第33条の4	個人の有する土地等を収用交換等により譲渡した場合、一定の要件のもとその譲渡益から500万円の特別控除を差し引くことができる。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				
中津江村	200海里の森・サッカーと笑顔の村づくり事業	2061	2061010	071090	法人税の経費算入の枠拡大	事業者が温室効果ガス排出抑制等のための措置としてとった森林づくり事業について、地球温暖化防止のための措置と認め、その一部を経費算入することを認めることとするものである。(参考: CDMの考え方を準用)	(実施内容) 事業者が中津江村で行った森林造成事業について、経費算入を認める。 (効果) 山間地への直接の事業誘因が図られ、森林再生につながることも、中山間地での事業創出、地域での雇用につながる。国においては、京都議定書の批准を控え、目標数値達成に貢献する。企業によっては、イメージアップとともに、従業員の参加を促すことで、連帯が深まる。	長引く不況により、各事業者はメセナ活動等を積極的に展開する余裕がない。一方で、環境に関する関心は高く、社会貢献を展開する上で、何らかの支援を必要としている。一方、中山間地域は疲弊しており、緊急の事業創出、雇用確保の必要がある。	法人税法第22条第1項、第3項	法人の各事業年度の原価の額及び費用の額は、法人税の課税所得の計算上損金の額に算入する。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				
福岡県	高齢者安心住み替え支援構想	2073	2073010	071100	高齢者安心住み替え支援事業	・中古住宅の取得及びリフォームに係る課税の特例措置の拡充 ・高齢者等が戸建て持ち家等を貸し付けて高齢者向け賃貸住宅等に住み替える場合、賃貸料収入に係る所得税の特例措置を創設 ・高齢者の安定居住に関する支援施策の創設	高齢者安心住み替えバンクを設置	地域活性化を図るため、ソーシャルミックスを実現することが不可欠であるが、当該事業の成否はその起点である高齢者の円滑な住み替えを図ることが最も重要である。 このため、高齢者が資産を活用する際の障壁を低く設定することが重要であると思われる。	租税特別措置法第70条の3、3の2 旧租税特別措置法第70条の3(平成15年附則第123条) 租税特別措置法第72条の2、73条、74条 租税特別措置法第41条	・住宅取得資金に係る相続時精算課税制度の特例 一定の要件を満たす住宅取得資金の贈与を受けた場合には、65歳未満の親からの贈与についても、相続時精算課税制度を選択することができる。また、2,500万円の特別控除額に上乗せして1,000万円の住宅資金特別控除額を控除することができる。 ・住宅取得資金に係る贈与税の特例 父母又は祖父母から受けた住宅取得資金の贈与について、一定の要件を満たす場合には、1,500万円を限度に5分5乗方式により、贈与税額を計算する。 ・住宅用家屋に対する登録免許税の軽減 個人の住宅の用に供される家屋で、一定のものに係る所有権の保存登記、所有権の移転登記及び抵当権の設定登記については軽減措置がとられている。 ・居住者が一定の要件を満たす居住用家屋を取得等をした場合、その者が一定の借入金等を有するときは、一定の要件のもと税額控除することができる。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				
福岡県	青少年科学技術立県運動	2138	2138020	071110	NPO法人等への寄付に関する税控除要件緩和	科学関連等、設立目的を限定したうえでNPO法人等への寄付に関する税控除要件緩和	地域や分野等、自由な発想に基づく科学技術クラブの創設支援を行い、当該クラブや一部NPO法人等(活動計画を公募、その取り組みが「青少年科学技術立県運動モデル事業」として認定されたNPO等)に対するソフト面の支援に加え、当該組織への寄付等の税控除要件緩和の適用や活動経費の一部を助成等を通じた資金面での支援も実施する。	青少年科学技術立県運動の推進のためには、国立研究施設や研究員等の活用が不可欠であるが、一定の手続きが必要であり、そのための要件は欠かせない。また同様に、地域だけの取り組みでは限界があることから、国等の主催イベントの併催や財政措置等の積極的な協力が必要である。	租税特別措置法 41の19、66の11の2 租税特別措置法施行令 39の22の2	NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの(認定NPO法人)に対する寄附金は、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
梶原町	所得税法施行令の見直し	2076	2076010	071120	所得税法の見直し	所得税法施行令第12条の改正 所得税法第2条に基づく農業所得を定義している同法施行令第12条に定められた「農業」の範囲の見直し	所得税法に定める「農業」の定義の見直しによる申告の簡素化。(民泊部分を営業所得、現在の農業部分を農業所得という事業所得を区分して申告せず、農業を営んでいる者が行う民泊を農業の収入・支出として一括して経理し申告を行う。)	地域の資源を有効に関連させて活用する自然環境や農林業等と宿泊サービスをミックスさせた農業経営をさらに進め地域の活性化を図るうえで、所得の区分による細かな経理を行うのは農業振興に支障が生じる。	所得税法施行令第12条 所得税法第107条	予定納税の特例を受けることができる特別農業所得者の農業の範囲 (予定納税の特例) 居住者が前年において特別農業所得者であった場合には、年2回の予定納税の納付が年1回とされる。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				
三次市	市町村合併時の新市まちづくりを早期に実現	2040	2040020	071130	租税特別措置法施行規則の適用範囲の拡大	租税特別措置法施行規則第14条第7項第3号イの特掲事業に「地域活性化の目的で官民が連携して事業を推進する場合」を追加することで、市又は土地開発公社が事業用地を取得する場合、租税特別措置法施行規則の適用を可能とする。	三次駅周辺について、市が先行して用地を取得し、民間活力主導により、JR三次駅、バスターミナル、駐車場を一体的に整備するとともに、アミューズメント施設、飲食・物販施設、高規格マンション等を併設した若者が集える空間を創出し、新三次市のエントランスであるJR三次駅前の「にぎわい」を創出する。駅周辺整備事業スケジュールは、平成16年度事業計画及び事業規模の検討・三次駅前複合施設の整備手法の決定・用地取得。平成17年度用地取得・事業実施方針の公表・事業者の募集。平成18・19年度実施設計。19年度造成工事。平成20・21年度建設工事。	民間主導による自由な発想での再開発を検討しているが公共施設に該当しない施設も想定され、用地取得にあたって買収条件が整わず計画区域全体の用地確保が困難となっている。このため、整備対象区域の虫食い状態が起きる恐れがあり、用地取得については行政主導による早期の対応が必要である。よって、租税特別措置法施行規則の課税の特例の適用を可能とし迅速に用地確保することで、事業開始までの期間を短縮するとともに雇用の創出を促進しようとするものである。	租税特別措置法第33条 及び第33条の4	個人の有する土地等を収用交換等により譲渡した場合、一定の要件のもと課税の繰延べをすること又はその譲渡益から5000万円の特別控除を差し引くことができる。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163120	071140	自動車燃料としてのバイオエタノールの普及拡大に係る措置検討	米国で行われているような、国内バイオマスを用いたバイオエタノールの精製そのものに対する補助やバイオエタノールの使用に対する優遇税制(ガソリン税の適用除外)等を検討する。	本支援措置により、国内バイオマスを用いたバイオエタノール生産や利用の普及拡大を図る。	米国ではエネルギー政策等の観点から国内バイオマスを用いたバイオエタノールの活用に対して積極的な支援が行われており、本支援措置により、我が国のバイオエタノール活用の積極的な推進が図られる。	揮発油税法第1条、第3条、第6条	エタノール混和ガソリンは揮発油とみなされ、混和ガソリン全量に揮発油税が課税される。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				
岡山県	おかやま木質バイオマス産業クラスター整備構想	2168	2168040	071150	バイオマス製品の利用推進	バイオマス製品の利用推進を図るための支援(税制の優遇措置等)	割高となるバイオマス製品と競合する製品価格との差額について、国民全体で負担するシステムを構築する必要がある。例えば地域内で生産されたエタノールを混入したガソリンの場合は石油関係税の軽減等が考えられる。	製品を市場流通に乗せ、消費拡大を促すためには、製品の流通価格を極力抑える必要がある。	揮発油税法第1条、第3条、第6条	エタノール混和ガソリンは揮発油とみなされ、混和ガソリン全量に揮発油税が課税される。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理番号	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
神戸市	神戸港再生構想	2023	2023030	071160	内航フィーダー船におけるボンド油の使用	神戸港に寄港する外貿二次輸送貨物を輸送する内航コテナフィーダー船に対して、関税・石油税の賦課されていないボンド油の使用許可	神戸港は九州・中国・四国地方の各港と内航コテナフィーダー船で密接に結ばれている。しかし近年、九州や瀬戸内海沿岸から発生する輸出入貨物の多くが従来のように神戸港に集荷されずコストの安い外航フィーダー船によって釜山等にトランプされている。神戸港の活性化に向けて海外へ流出している貨物の集荷力を高めるためには、外貿貨物の二次輸送(国内輸送)に従事するフィーダー船料金を低減し、外航フィーダー船に対するコスト競争力を確保する。	扱った貨物が外貿貨物である内航フィーダー船の競争力を確保するために内外航フィーダー船のコスト差の一因である船舶燃料費格差を縮小し、瀬戸内海沿岸において同じ国内発生する輸出入貨物を二次輸送する外航フィーダー船と同等の競争条件を整備する必要がある。	関税法第23条(船用品又は機用品の積込み等) 外国から本邦に到着した外国貨物である船用品又は機用品は、保税地域から本邦と外国との間を往來する船舶(これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを除く。)又は航空機に積み込む場合に限り、外国貨物のまま積み込むことができる。この場合においては、当該船用品又は機用品を積み込むとすることを、政令で定めるところにより、税関(税関が設置されていない場所においては税関職員。以下本条において同じ。)に申告し、その承認を受けなければならない。	関税法第23条第1項においては、外国貨物である船用品(ボンド油)は、本邦と外国との間を往來する船舶に積込む場合に限り、外国貨物のまま積込むことができる。このため、本邦と外国との間を往來しない内航コテナフィーダー船にボンド油の積込みは認めない。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		新たな税財政措置を伴うものであり、対応は不可能である。 なお、外国貨物の二次輸送(保税運送)は、内航コテナフィーダー船に限らず、その他の沿海通航船による海上運送や車両による陸上運送等も行われており、コテナフィーダー船のみを特別扱いとする合理的な理由はない。	コテナフィーダー船の扱いについて提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		新たな税財政措置を伴うものであり、対応は不可能である。 なお、外国貨物の二次輸送(保税運送)は、内航コテナフィーダー船に限らず、その他の沿海通航船による海上運送や車両による陸上運送等も行われており、コテナフィーダー船のみを特別扱いとする合理的な理由はない。
掛川市	保留地販売促進による地域経済の活性化と地域雇用の創出	1066	1066020	071170	保留地取得並びに売買に伴う課税の免除	保留地に限り、土地の取得、保有、流通の課税軽減措置を図り、土地の流動化及び戸建住宅の建築を促進させる。	区画整理事業により創出される保留地は、道路・水路・公園等の計画的な都市基盤整備のために、組合員より収入財源とするため、減歩により生み出された土地であり、単に営利目的の民間宅地分譲とは異なるものである。保留地管理法人の経営支援と、事業収束に向け各区画整理組合が取り組んでいる保留地販売を促進し、早期の街並みづくりを実現し、新たな需要と雇用創出のため、保留地管理法人が都市開発資金を活用して、未処分保留地を取得する際の課税と一般土地購入者が保留地を取得する際に生じる税の非課税化を提案する。	本市においては街づくりの手法として区画整理事業を積極的に実施し、用途地域面積1,931haの32%、620ha22地区の区画整理事業により整備された経緯がある。現在1つの保留地管理法人と3地区の区画整理組合が保留地処分に取り組んでいるが、長引く不況の中、保留地販売が不調で事業を収束できない状況にある。早期の街並みづくり実現のために税制支援を提案する。	登録免許税法第2条 法人税法第4条第1項	登録免許税は、国による登記、登録、免許等を課税対象に、登記等を受ける者に対して課税するもの。 内国法人は、法人税を納める義務がある。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				
浜松市	世界都市浜松・地域経済振興構想	1287	1287040	071180	事業用耐震建築物の特別償却による設備投資と雇用の活性化	事業者が耐震工法による事業用建築物を新築する場合において、一定期間の割増償却を認めるインセンティブを与え、設備投資の活性化と雇用の創出を図る。 (具体的内容) 浜松市内に事業者が耐震工法による事業用建築物を新築して事業の用に供した場合、通常の償却限度額と同額を割増償却限度額とし、これを加算した金額を当期の償却限度額とする。尚、この割増償却期間は5年間とする。	企業誘致活動事業(ウェルカムはままつ) 首都圏の成長性の高い中小企業(光関連、情報サービス産業等)に対し工場、研究所、事務所等の誘致活動を行う。 産業立地促進事業費補助金事業 光技術を活用した製造業、高度技術工業、研究開発機関、その他新産業の創出に寄与すると認定される事業者が、浜松市内に進出する場合の用地取得費、建物設備費、新規雇用にかかる経費の一部を助成することにより、本市への企業立地を促進し、新産業の育成と既存産業の振興を図る。用地取得費助成金の上限2億円、建物設備費助成金の上限1億円。 中心市街地への商業施設等立地優遇税制 中心市街地に新築・増築する3階建て以上の耐火建築物(1階を店舗として50%以上使用している)に課す固定資産税を5年間軽減することにより、中心市街地での設備投資・企業活動を活性化させ、商業機能等の集積促進を図る。 地域再生産業クラスター計画、知的クラスター創成事業 「光技術」を21世紀の浜松地域産業を担うキーテクノロジーに位置づけ、「光技術関連産業集積促進特区」と併せて本市を中核とした光技術産業並びに光技術研究機関・研究者の集積拠点「フォトンバレー」を形成し新たな技術・産業・雇用に地域に創出する。	東海地震の被害予想や防災対策が叫ばれている環境下において、「クラスター事業」や「光関連特区」等に魅力を感じ他から進出しようとする企業や、従来から本市に立地する企業の新規設備投資マインドやリスク管理に対し、耐震構造の堅牢な建築物の建設が唯一の解決策となる。しかしながら企業の建設コストが大幅に増加する点が問題点であり、これに対処する方策として建築物の特別償却の実施による法人税の優遇策が必要となる。	法人税法第31条第1項	減価償却費として損金経理した金額のうち、償却限度額に達するまでの金額は、損金の額に算入する。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
長野県	信州伊那谷菜の花プロジェクト	1074	1074030	071190	自動車重量税の非課税措置	BDFの普及には使用する車両を増やすことが必要。現在低公害車に税制面で優遇しているような措置が必要。車検証にBDF使用車両と記載されている場合に限り、自動車重量税の非課税措置	BDF使用車両に対する自動車重量税の非課税措置によりBDF利用車両が増加し、利用促進が図られ、硫酸化物等の有害な物質の排出が抑制される。	BDFの普及には使用する車両を増やすことが必要。現在官公庁の公用車等に限られている。使用者を増やし、BDFを広く普及するには、低公害車に税制面で優遇しているような措置が必要。	自動車重量税法第3条、第4条	検査自動車及び届出軽自動車には、自動車重量税が課される。	3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				
志木市	生き生きまちづくり構想	1362	1362030	071200	市民活動の促進	NPO法人の収益事業に係る法人関係税の非課税化	市内を活動拠点としているNPO法人に係る法人関係税の非課税化	市内における社会貢献活動に取り組むNPO法人が増加し、市民公益活動の促進が図れる。	特定非営利活動促進法 46 法人税法 2、4、5、7	NPO法人は、公益法人や人格のない社団と同様に、収益事業から生じた所得に対してのみ法人税が課税される。	3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				
志木市	生き生きまちづくり構想	1362	1362040	071210	市民活動の促進	NPO法人に対する寄附金の控除優遇措置	パブリックサポートテスト要件の緩和 一人からの寄附金の算入基準限度額の5%から25%程度に緩和 少額寄附金(現行1,000円未満)の算入除外規定を削除	認定NPO法人の認定要件の緩和により、NPO法人の活動の促進が図れる。	租税特別措置法 41の19、66の11の2 租税特別措置法施行令 39の22の2	NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの(認定NPO法人)に対する寄附金は、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる。	3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				
茨城県	『鹿島経済特区』推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	1276	1276060	071220	コンビナート内における副産品への石油税等の非課税化	コンビナート内の製造過程で発生する副産品について、コンビナート内で原料(製品)として取り引きされる場合、石油税及び揮発油税(還付制度の創設を含む)を非課税とする。	石油化学事業所で発生する留分を石油精製事業所でガソリン添加用として活用される場合、石油税の対象となる。灯軽油をエチレン製造用として使用する場合、石油税の還付制度がないなど、コンビナート内での原料のやりとりにも一部の品目で、2重課税がされているため、相互の留分の有効活用が促進されない状況にあることから、コンビナート内における副産品について、非課税とする。	石油化学事業所で発生する留分を石油精製事業所でガソリン添加用として活用される場合石油税の対象となる。灯軽油をエチレン製造用として使用する場合石油税の還付制度がない、など性状(カーボン数、比重等)用途等により石油税又は揮発油税の対象となり、コンビナート総合力強化を図る上でのコンビナート内における留分有効利用の妨げとなっている。	石油炭税法第3条、第4条 揮発油税法第1条、第3条	原油、石油製品等には石油炭税法が、揮発油には揮発油税が課される。(灯軽油をエチレン製造用として使用する場合は石油炭税法還付措置は、今通常国会に提出予定の改正法案にて措置する予定)	3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				
茨城県	『鹿島経済特区』推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	1276	1276120	071230	産業活性化のための新たな減価償却制度等の導入	新規設置または増設されるすべての機器設備(プラント等)を対象として、加速度償却制度の導入(事業環境に応じたフレキシブルな償却期間の設定)、残存価額制度の廃止、を内容とする減価償却制度の導入	日進月歩の最先端プラント等は、稼働期間が短い現状に即して、海外先進国並の加速度償却制度の導入や残存価額制度の廃止を進めるなど、欧米並の事業環境を整備し、我が国における産業の国際競争力強化や高付加価値化に向けたプラント等の構造転換を推進する。	我が国産業は、規制緩和の遅れ、事業環境の未整備等から国際競争力を失い、産業の海外流出(空洞化現象)を生じさせ、我が国経済・産業と雇用に大きな影響を及ぼしている。かかる事態を打破するためにも、海外と対抗できる競争力を有し、新たな立地意欲を創出できる産業拠点づくりが重要であり、海外と同等の事業環境整備として、事業環境に応じた減価償却制度の導入を図る必要がある。	法人税法第31条第1項	減価償却費として損金経理した金額のうち、償却限度額に達するまでの金額は、損金の額に算入する。	3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答	
茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	1279	1279010	071240	ユニバーサルデザインに関する優遇税制	・企業が、通路への手すりや階段スロープの設置など既存建物をバリアフリー化した場合、又は、ユニバーサルデザインに配慮した建物を建築した場合、法人税の減免など税制上の優遇措置を講じる。 ・住民がユニバーサルデザインに配慮した住宅を建築、増改築した場合、所得税の減免など税制上の優遇措置を講じる。	優遇税制措置により、圏域内のユニバーサルデザイン化が促進される。	企業が住民が自己の建物のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進める場合、その負担は大きい。企業の建物(商店等)や一般住宅等をバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化した場合の法人税、所得税の軽減措置がないため、このような軽減措置を講じることにより、企業、一般住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が一層促進される。	租税特別措置法第41条 法人税法第31条第1項	居住者が一定の要件を満たす居住用家屋を取得等をした場合、その者が一定の借入金等を有するときは、一定の要件のもと税額控除することができる。 減価償却費として損金経理した金額のうち、償却限度額に達するまでの金額は、損金の額に算入する。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの					
茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	1279	1279060	071250	健康増進・福祉機器展示施設等の整備に対する支援	・地方公共団体が行う健康増進や生きがい関連施設、福祉機器・住宅改修研究研修・展示施設等の整備に係る経費について、地方債対象に加える。 ・民間企業が健康増進や生きがい関連施設、福祉機器・住宅改修研究研修・展示施設等の整備を行う場合の低利融資制度を創設するとともに、法人税の減免等税制上の優遇措置を講じる。	健康増進や生きがい活動と併せ、福祉機器や住宅改修技術の研究や研修を行う拠点を整備することにより、広くユニバーサルデザインの普及を図るとともに、新たな福祉機器・住宅研究開発を支援することにより地域産業の活性化を図る。	健康増進・生きがい関連施設、福祉機器・住宅改修研究研修・展示施設の整備は、本格的な高齢社会を控え非常に重要であるが、地方公共団体の負担は大きく、また、民間が整備する場合も、公的な事業内容の側面もあることから、何らかの支援が必要である。現行では、これらに対する支援措置がないことから、整備を促進するうえでも、これらの措置は必要である。	法人税法第31条第1項	減価償却費として損金経理した金額のうち、償却限度額に達するまでの金額は、損金の額に算入する。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの					
茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	1279	1279070	071260	福祉機器・住宅改修技術の研究開発に関する助成措置	・民間企業が新たな福祉機器・住宅改修技術の研究・開発を行う場合の低利政策融資制度の創設し、また、法人税の減免等税制上の優遇措置を講じる。 ・地方公共団体が行う民間企業の福祉機器・住宅改修技術の研究・開発への支援措置に要する経費について、地方交付税に算入する。	民間企業が行う福祉機器・住宅改修技術の研究開発を支援することにより、地域産業の活性化を図る。	本格的な高齢社会を控え、福祉機器の活用、住宅改修の普及は地方公共団体の責務であり、新たな福祉機器・住宅改修技術の研究、開発は重要な課題である。これまで、一定の支援措置が講じられてきたが、そのうえで、さらに税制上の優遇措置や地方公共団体が支援した場合の地方交付税措置等支援策を講じることにより、一層企業活動が活性化し、地域振興が促進される。	租税特別措置法第42条の4第2項	試験研究費の額の12%(試験研究費割合が10%未満の場合には、10%+試験研究費割合×0.2)相当額の特別税額控除を認める。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの					
友部町	物流拠点の立地優位性を最大限活用した地域振興	1029	1029010	071270	流通業務団地内の都市計画変更に伴う譲渡所得特別控除の特例措置の適用	流通業務団地での立地ニーズに対応して事業計画変更を弾力的に行おうとする場合に、問題となる事業変更前における譲渡所得特別控除の特例措置の取扱いを明確にする。	流通業務地区での規制を緩和することにより、現状の景気状況を反映した投資意欲のある企業の進出を促進し、地域経済の活性化と地域雇用の創出を図る。	流通業務地区での規制を緩和することにより、現状の景気状況を反映した投資意欲のある企業の進出を促進し、地域経済の活性化と地域雇用の創出を図る。	租税特別措置法第33条の4	個人の有する土地等を収用交換等により譲渡した場合、一定の要件のもとその譲渡益から500万円の特別控除を差し引くことができる。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答	
真壁町	歴史的たぐずまいを活かした地域づくり	1004	1004030	071280	登録文化財相続の特例措置	当町は、歴史的建造物を有形文化財として登録することによって、それらを取り壊されることを防ぎ、あるべき景観の保持に力を注いでいるが、それら建造物の所有者の大多数が高齢者であるため、歴史的建造物やあるべき景観が世代に受け継ぎやすくするための措置	重要文化財に指定されている民家で、所有者の居住の用に供されているものの相続時の建物評価額は、6割控除という事例に準じて、登録文化財の民家で、所有者の居住に供されているもの相続税については、控除すべきである。	登録文化財が町外者に相続されると、空き家になってしまう。当町の場合、登録文化財が中心市街地に密集しているため、中心市街地の空洞化につながり、これに歯止めをかけるため。	昭和60年5月18日付直評8ほか「重要文化財に指定されている民家で所有者の居住の用に供されているものの評価について」通達(抜粋) 文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されている建造物のうち民家建築である家屋(これと一体をなしている土地を含む。)で、所有者の居住の用に供されているもの(以下これを「重文民家等」という。)の価額は、それが重文民家等でないものとして、昭和39年4月25日付直評56、直審(資)17「相続税財産評価に関する基本通達」の第2章(土地及び土地の上に存する権利)及び第3章(家屋及び家屋の上に存する権利)の定めにより評価した価額(以下「重文民家等でないものとした場合の価額」という。)から、その価額に100分の60の割合を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価する。	登録有形文化財については、文化財保護法による規制及び使用収益制限等を勘案して、個別に評価することとしている。	3: 対応は不可能		3: 対応は不可能 (理由) 重要文化財と登録有形文化財とは、文化財保護法による規制、使用収益制限及び所有者の経済的負担が相違していることから、所有者の居住の用に供されている登録有形文化財について、所有者の居住の用に供されている重要文化財(重文民家等)と同じ「6割控除」を適用することは相当でないと考えられる。	要望を実現するにはどうすればいいか再度検討されたい。	3		重要文化財と登録有形文化財とは、文化財保護法による規制、使用収益制限及び所有者の経済的負担が相違していることから、所有者の居住の用に供されている登録有形文化財について、所有者の居住の用に供されている重要文化財(重文民家等)と同じ「6割控除」を適用することは相当でないと考えられる。なお、登録有形文化財については、文化財保護法による規制及び使用収益制限等を勘案して個別に評価することとしている。	
川崎市	農環境の保全と市民交流等農地利用促進構想	1180	1180010	071290	相続税納税猶予適用拡大による農地の保全と都市農村交流の拡大	1 相続税納税猶予適用拡大による農地の保全と都市農村交流の拡大(市街化区域を除く。)において次の各号の規定に基づき、被相続人が使用又は収益をする権利を設定し又は農業相続人が設定する場合は相続特別措置法第70条の6に規定する相続税納税猶予の特例の適用を受けられるようにすること。 (1) 特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律第2条第2項に規定する特定農地貸付により市町村又は農業協同組合による権利が設定される場合 (2) 地方公共団体又は農地保有合理化法人が認定農業者又は教育、医療若しくは社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人(当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)に転貸するため使用又は収益をする権利を取得する場合 (3) 農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号の規定に基づく利用権設定等促進事業により使用又は収益をする権利が設定された場合 (4) 2の農園数増加のための農地の権利移動に係る規制緩和により使用又は収益をする権利が設定された場合	市が事業主体となり、連絡協議会等を設置し農業団体等との連携を図りながら、農家や法人等に対する説明会を開催し、農地の貸し手、借り手の希望者を募りながら両者を調整し、農地の活用・流動化を進めていく。農地の使用又は収益をする権利が設定されている農地について、相続税納税猶予の特例の適用を受けることが可能となれば、農地の遊休化を防ぐと同時に特定農地貸付による市民農園や法人による食農教育等(体験農園、学童農園、園芸療法等)の事業推進により、都市と農村の交流を図るための農地の流動化が促進され、農村における食農教育や園芸療法等の推進等新たな農地の活用策、営農モデルの創出等の可能性が広がると考えられる。 1年目 権利設定面積 1ヘクタール 3年目 権利設定面積 3ヘクタール	現行法においては、農地を特定農地貸付により市町村又は農業協同組合による権利が設定された場合や農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号の規定に基づく利用権設定等促進事業により使用又は収益をする権利が設定された場合など、農地の使用又は収益をする権利が設定されている農地については、相続特別措置法第70条の6に規定する相続税納税猶予の特例の適用を受けることができない。そのため、農地の貸し借りが進まず、営農意欲があり規模拡大したい農家の足かせともなり、農地が生産性のある状態として機能せず、また新たな活用にも結びつかないために、農地の保全・活用が図れない状況が起こっている。	相続特別措置法第70条の6	相続税の納税猶予 農地等(特定市街化区域農地等を除く)の相続人が農業を継続する場合に限り、農地価格のうち恒久的に農業の用に供されるべき農地として取引される場合に通常成立すると認められる価格(農業投資価格)を超える部分に対する相続税を猶予し、その相続人が死亡した場合には猶予税額の納付を免除する。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの					
三鷹市	公共事業に係る用地取得の円滑化	1172	1172010	071300	用地買収に係る特例農地の利子税免除及び残地の猶予特例の継続	1. 相続税猶予対象農地(特例農地)を公共事業として買収する場合に係る利子税を免除する。 2. 当該農地の2割を超える部分を公共事業用地として買収した場合にも、残地については、特例農地の継続ができるようにする。	公共事業用地の取得において大きな障害となっていた特例農地の円滑な取得が可能となる。	当該農地における相続税猶予が取り消されるだけでなく、利子税の納付も課せられる。また、買収が農地面積の2割を超える場合には、農地全体の猶予が取り消されている。これらの費用を用地価格に上乗せすることは非常に困難であり、買収の大きな障害となっている。	相続特別措置法第70条の6 相続特別措置法第70条の7	相続税の納税猶予 農地等(特定市街化区域農地等を除く)の相続人が農業を継続する場合に限り、農地価格のうち恒久的に農業の用に供されるべき農地として取引される場合に通常成立すると認められる価格(農業投資価格)を超える部分に対する相続税については、担保の提供を条件に納税を猶予し、その相続人が死亡した場合には猶予税額の納付を免除する。 なお、納税猶予の適用を受けている農地等の全部又は一部につき収容交換等による譲渡をした農地等に係る納税猶予額とともに納付すべき利子税の額は2分の1に軽減されている。	3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3: 対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
大阪府	内外企業の立地促進	2027	2027040	071310	研究で製造するアルコールに係る許可の免除	研究施設において研究の過程で製造されるアルコールについて、許可を免除	許可を免除することで、研究に係る事務処理を軽減し、活動を促進する。このため、研究機関について酒税法の酒類製造免許、アルコール事業法のアルコール製造業許可を免除する。	研究過程で製造されるアルコール類については、一般に流通する可能性が低く、許可の対象外としても大きな影響は発生しないと考えられる。また、研究過程でのアルコール製造は一過性、短期的なケースが多く許可をとるのが非効率。	酒税法第7条第1項、第2項、第3項 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第2編第7条第3項関係の1、第4項関係の2、第5項関係の2	酒類を製造しようとする者は、酒類の種類(品目)別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受ける必要があり、酒類の種類(品目)ごとに最低製造数量基準が定められている。ただし、試験のために酒類を製造しようとする場合に受ける製造免許(以下「試験製造免許」という。)には、最低製造数量基準は適用されない。	3及び5		試験のために酒類を製造しようとする場合であっても免許を受ける必要があるが、酒税法第7条第3項の規定により、この場合には最低製造数量基準は適用されない。 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第2編第7条第3項関係の1の定めにより、試験製造免許は、新商品開発、新技術開発等の目的で酒類の試験製造を行う場合など一定の場合に付与することとしている。 また、試験製造免許については、3年以内の期限を付して免許しているが、免許期限の延長を受けたい旨の申立があった場合は、最長5年間の延長を受けることが可能である。	要望を実現するにはどうすればいいか再度検討されたい。	3及び5	試験のために酒類を製造しようとする場合であっても免許を受ける必要があるが、試験製造免許は、最低製造数量基準が適用されないなど比較的ゆるやかな要件で取得可能である。 なお、一般的な酒類製造免許を初めて受ける場合は原則1年の期限を付しているが、試験製造免許については最長3年の期限としている。また、免許期限の延長を受けたい旨の申立があった場合は、一般的な酒類製造免許は1年ごとの延長としているが、試験製造免許については最長5年ごとの延長を受けることが可能である。	
荒尾市	荒尾市における中小企業及び観光と農漁業の共生対流活性化事業	2153	2153080	071320	梨の濁酒に対するとぶろく特区許可の適用	農林水産省の農業経営構造改善事業の経営構造施設整備事業により整備を考えている地域再生拠点施設の中のオーガニックレストランに荒尾梨工房(梨農家の出資、運営している任意組織。梨農家はまた米も作っている)が梨園を使用した梨の濁酒を製造し、提供を計画しているが構造改革特区において許可される濁酒の製造許可の特例措置を要請。	特産品加工施設で梨工房が地元の有機米と梨園を使った濁酒を製造し、拠点施設内のオーガニックレストランに提供し、梨の産地である荒尾のふるさとを味わってもらおう。	オーガニックレストランは有機、低農薬、健康をコンセプトに地元産の野菜、果物を食材にしたレストランであるので地元の有機米と特産品の梨を使った濁酒は料理にマッチし、市のイメージアップにつながり、梨の産地としてのPR効果やレストランの差別化と利用客の健康に資する。	酒税法第7条第2項	7	-	○酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の種類別に、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 一 清酒 六十キロリットル 二 合成清酒 六十キロリットル 三 しょうちゅう甲類 六十キロリットル 四 しょうちゅう乙類 十キロリットル 五 みりん 十キロリットル 六 ビール 六十キロリットル 七 果実酒類 六キロリットル 八 ウイスキー類 六キロリットル 九 スピリッツ類 六キロリットル 十 リキュール類 六キロリットル 十一 雑酒 六キロリットル					
長野県	コモンズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	1070	1070010	071330	酒類の製造免許要件の適用除外	レストラン、民宿等においてもっぱら飲用に供し、または販売するため、当該営業所敷地内においてワイン等果実酒を醸造する場合は、当該規定を適用しない。	酒税法上の製造数量制限の規定により、一般の農園レストランや農家民宿等では自ら醸造したワイン等を客に提供できず、地域の個性を發揮できにくい状況にあることから、当該数量制限を撤廃し、自家製ワインを客に提供することで、観光の活性化を図る。	酒税法上の製造数量制限の規定により、一定規模以上でなければワイン等を醸造することができず、農園レストランや農家民宿等において自家製ワインを提供できないため。	酒税法第7条第2項	7	-	○酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の種類別に、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 一 清酒 六十キロリットル 二 合成清酒 六十キロリットル 三 しょうちゅう甲類 六十キロリットル 四 しょうちゅう乙類 十キロリットル 五 みりん 十キロリットル 六 ビール 六十キロリットル 七 果実酒類 六キロリットル 八 ウイスキー類 六キロリットル 九 スピリッツ類 六キロリットル 十 リキュール類 六キロリットル 十一 雑酒 六キロリットル					
(株)つえービー	地域特産物の商品化事業	3111	3111020	071340	酒類製造・販売の許可取得要件の緩和	地域の伝統の中に裏打ちされた産物を残すために、小規模での酒類製造・販売の許可が得られるように規制を緩和して欲しい。	(実施内容) 酒税法による「酒類製造・販売」の規制要件の緩和(効果) 新たな地域特産物の育成とその商品と雇用の創出が図られる。	柚子の新商品開発とそのブランド化により、地域の活性化を図る必要がある。	酒税法第7条第2項	7	-	○酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の種類別に、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 一 清酒 六十キロリットル 二 合成清酒 六十キロリットル 三 しょうちゅう甲類 六十キロリットル 四 しょうちゅう乙類 十キロリットル 五 みりん 十キロリットル 六 ビール 六十キロリットル 七 果実酒類 六キロリットル 八 ウイスキー類 六キロリットル 九 スピリッツ類 六キロリットル 十 リキュール類 六キロリットル 十一 雑酒 六キロリットル					
京都府	京都の農村まるごと観光	2053	2053020	071350	交流施設が関わる酒類の販売促進	交流施設等が独自ブランドで酒類を販売する場合は、その販路がより拡大出来るように酒類卸売業免許の許可基準を緩和する。	検討中	・販売量が一定量以下の場合には卸売業の免許の取得ができない。 ・地域ごとに取得枠があり、容易に免許が取得できない。	酒税法第9条、第10条 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第2編第10条第10号関係の8	酒類の販売業免許は、販売方法に応じ、卸売業免許と小売業免許に分類され、更に、販売する酒類の範囲に応じ、例えば卸売業免許については、全酒類卸売業免許、洋酒卸売業免許等に区分され、免許区分に応じた要件が定められている。	5		ワインなどの洋酒の卸売業を行おうとする場合は、比較的要件がゆるやかな洋酒卸売業免許を受けることが可能である。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
奥野田葡萄酒醸造株式会社	Vins de Peys 特区(地ワイン特区)	3058	3058010	071360	国内収穫果実に「もろみワイン」の販売を認めて下さい。	酒税法には記載されていない「果実酒類」の運用解釈にある「葡萄は発酵しやすいから」という考え方を「国内収穫果実から製造する果実酒類に限り、チルド状態であれば主発酵は終了している」との解釈に変更していただきたいのです。もちろん万が一、販売後にあって再発酵した場合には「果実酒類」として規定されたアルコール分以内に留まるよう、製造者が留意、かつ確認することは必須です。	「もろみ甲州種ワイン」を販売したいのです。そのために、国内収穫果実から製造するワインに限り、酒税法の運用解釈を柔軟にしたいです。チルド輸送システムを利用すれば、甲州種ワインを酵母の旨味と共に、健康的に全国の皆さまにご提供できます。国内のワイナリーは、チルド状態での輸送と販売が可能になることで「売り場を十分に活かした商品開発」が可能になります。山梨県においては、県を代表する特産物と言っても過言ではない甲州種ぶどうの需要拡大につながり、その宣伝効果は、価格の下落を食い止める(山梨県以外のワイン産地においても、果実の需要拡大が可能)ことができます。国産ワインにしか出来ないフレッシュデリバリーなワインは、輸入ワインには真似の出来ない、新たな商品開発の機会を創造します。	もろみワインは現在、ワイナリー敷地内でのみ試飲が可能ですが、チルドで酵母の活性を無くした状態にしても、販売することは許されていません。ワイン以外のアルコール飲料(清酒、ビール)ではすでに、もろみに近い形の商品化、および販売が可能になっているのですが「葡萄は発酵しやすいから」という、酒税法には記載されていない運用解釈から、販売後にアルコール濃度変化の可能性のある状態での販売ができません(果実酒類の酒税法記載には「主たる発酵が終了している事が確認出来れば検定してよろしい」と記載されています)。国産ワインでも、チルド状態での輸送と販売が可能になっている「売り場を十分に活かした商品開発」を可能にするために、国内収穫果実から製造するワインに限り、酒税法の運用解釈を柔軟にしたいです。	酒税法第3条第14号 酒税法第44条第2項	ぶどうの搾汁を発酵させたもので主発酵が終わる前のものはもろみに該当する。 もろみを処分(移出)しようとする場合には、製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けなければならない。	3	-	果実酒もろみとは、果実の搾汁等に酵母を添加するなど発酵する手段を講じたもので、主発酵が終わっていないものをいい、これを商品として移出した場合には、移出後にアルコール発酵が進み税率の異なる酒類となることもあり、酒税の保全上問題があることから承認することはできない。 なお、提案に例示されている清酒、ビールについては、酵母を含んでいるものの主発酵が終わったものである。 したがって、果実酒についても主発酵が終わってはいれば酵母を含んだ清酒、ビールと同様の商品を作ることが国内収穫果実だけの製造に限らず可能である。	要望を実現するにはどうすればいいか再度検討されたい。	3		果実酒もろみとは、果実の搾汁等に酵母を添加するなど発酵する手段を講じたもので、主発酵が終わっていないものをいい、これを商品として移出した場合には、移出後にアルコール発酵が進み税率の異なる酒類となるなど、酒税の保全上問題があることから承認することはできない。 なお、提案に例示されている清酒、ビールについては、酵母を含んでいるものの主発酵が終わったものである。 したがって、果実酒についても主発酵が終わってはいれば酵母を含んだ清酒、ビールと同様の商品を作ることが国内収穫果実だけの製造に限らず可能である。
特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	3051	3051050	071370	収入事業に対する認可(小冊子の広報誌同様世帯配布及び情報収集への行政の協力)	地域再生目的の情報を地方自治体発行広報誌への掲載又は広報誌同様行政により配布可能にする。本事業のための広報誌等の行政の情報発信手段での活用化	母子家庭等に対する就業に関する情報提供。及び地域情報、商業、企業の広告を掲載した情報をデジタル・アナログにて行政情報提供手段にて発信。	通常広告収入等の収益事業に係わる民間情報は行政の情報発信手段は使用不可である。地域全世帯へ地域等の情報告知を徹底しなければ地域住民の意識下に情報は落ちない。今回の事業はこの周知徹底が出来なければ寝着心の育成も、官民一体となった地域メンテナンスも不可能である。配布作業のコスト削減と効率化が図れ運営費の負担削減。		6		提案内容は、厚生労働省など他省庁の所掌業務であるため					
福島県	福島空港を核とした地域の活性化構想	1196	1196020	071380	地域の活性化のために、特定の条件のもとに限定された外国貨物に係る関税の免税措置	地域の活性化・国際化のために、特定の事業者が、福島空港周辺地域において販売するため福島空港を利用して外国から輸入する物品に係る関税を免除する。	地域内の事業者が、地方空港周辺地域(空港内を含む)において販売することを目的として、特定の地方空港を利用して輸入する外国貨物に係る関税の免除を受け、当該輸入品を販売する店舗を地域内に設置することにより、当該地域内における商業の振興、地域経済の国際化などを図り、数多くの人やものが集う地域づくりを行う。	関税法では、特定の事業者が限定された地域での販売を目的として、特定の手段を利用して輸入する場合の関税の免税措置の定めがなく、こうした店舗を設置できない状況にあるため、地域経済の活性化・国際化及び海外との交流促進のために、このような場合の免税取扱が必要である。	関税法第3条	輸入貨物には、関税法及び関税率法その他関税に関する法律により、関税を課する。	3:対応は不可能(新たな税財政措置を伴うもの)	3:対応は不可能 新たな税財源措置を伴うもの					
福島県	福島空港を核とした地域の活性化構想	1196	1196030	071390	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の軽減	福島空港区域及び福島空港周辺地域において、行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において臨時の執務を求めるときは、手数料の額を2分の1に軽減する。	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料を軽減することにより、民間事業者による国際物流の効率化に向けた取り組みを推進し、貿易の振興を図る。	福島空港区域内における現在の臨時開庁申請件数は年間365回を超えないものの、昨今、民間事業者による福島空港周辺地域における保税蔵置場の設置など国際物流機能の整備の動きが活発になってきており、将来的には福島空港周辺地域などを含めた区域において、年間365回を超える申請件数が期待できることから、今後、地域の民間事業者による国際物流の効率化と貿易の振興を図るため臨時開庁手数料の軽減を図りたい。	関税法第98条、 第100条第1項第4号	税関の執務時間外に臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受け、必要な手数料を納付しなければならない。	3		国際物流の変化に応じた臨時開庁手数料の見直しに関する要望が物流業者等から出される一方、特定の受益者が存在する場合は税として国民一般に負担を求めるのではなく、その受益者に一定の負担を求めるべきであるという受益者負担の原則も重要である。このため、臨時開庁手数料については、平成16年4月から、7800円から4100円にすることとした。	要望を実現するにはどうすればいいか再度検討されたい。	3	国際物流の変化に応じた臨時開庁手数料の見直しに関する要望が物流業者等から出される一方、特定の受益者が存在する場合には税として国民一般に負担を求めるのではなく、その受益者に一定の負担を求めるべきであるという受益者負担の原則も重要である。このため、臨時開庁手数料については、平成16年4月から、7800円から4100円にすることとした。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理番号	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
名古屋港管理組合	名古屋港活性化構想	1103	1103060	071400	輸出申告及び積荷目録のNACCS使用の義務付けと義務付けに伴う料金体系の見直し	NACCS利用の内、輸出入申告においては、既に9割以上(特に輸入においてはほぼ100%)NACCSが利用されている。 また、テロ対策強化の面からも電子データによる積荷目録の事前提出義務付けが進められつつある。以上の点から、特に輸出入申告と積荷目録についてNACCS使用を義務付ける。	(2) 物流の効率性向上 東南アジア諸国や中国の経済発展・生産技術向上により、国内生産拠点の海外移転はますます進展しており、中部地域の製造業は、国内完結型生産体制から海外と分担する国際水平分業体制へと移り変わり、物流システムの最適化に向けたSCMの構築を進めている。 名古屋港も企業のロジスティクス戦略に合わせた取組みを展開していくことが、中部地域の国際競争力の強化につながる。	現在、輸出入申告について既にほぼ全てがNACCSを利用していることから、義務付けは規制強化につながらず、国民のコンセンサスを獲得することも可能であると考えられる。また、海外においても義務付けによって、物流の効率化の推進を図っていることから、これに対抗していく措置は重要である。 また、テロ対策の面からの積荷目録の電子データによる提出については、昨今の世界情勢からその必要性は高いと考えられる。さらに、わが国がこの対策に遅れた場合、特に日本経済を支える輸出企業等に損害を被ることも予想される。 輸出入申告と積荷目録のNACCS利用の特例扱いの廃止、義務付けによるこの部分の従量料金の無料化は、従来これらの手続が紙ベースで無料で行われていた時の代替と位置付けるものである。 また、現在、NACCSを利用していない中小の通関業者においても、平成15年3月よりインターネットによるNACCSの利用が可能になり基本料金が不要になったことと併せ、今回の措置により利用が可能になりについては、わが国の貿易の振興に資するものとする。	通関情報処理システム(NACCS)は、税関手続及びこれに密接に関連する民間業務を処理する官民共同利用システムで、航空システムと海上システムがあり、独立行政法人通関情報処理センター(センター)が運営している。 関税法等に基づく税関手続は、書面で行うことが原則であり、NACCSによる税関手続の処理は、関税法等の特例を定めた電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(NACCS特例法)に基づき行われている。 NACCSは独立採算のシステムであり、その運営経費は、NACCSを利用する官(税関)と民(民間利用者)との受益割合に基づき、官と民の各利用者により負担され、民間利用者は、海上貨物通関情報処理システム利用規程及び航空貨物通関情報処理システム利用規程に基づき、基本料金と業務を処理することに必要となる料金(従量料金)等をセンターに支払っている。	通関情報処理システム(NACCS)は、税関手続及びこれに密接に関連する民間業務を処理する官民共同利用システムで、航空システムと海上システムがあり、独立行政法人通関情報処理センター(センター)が運営している。 関税法等に基づく税関手続は、書面で行うことが原則であり、NACCSによる税関手続の処理は、関税法等の特例を定めた電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(NACCS特例法)に基づき行われている。 NACCSは独立採算のシステムであり、その運営経費は、NACCSを利用する官(税関)と民(民間利用者)との受益割合に基づき、官と民の各利用者により負担され、民間利用者は、海上貨物通関情報処理システム利用規程及び航空貨物通関情報処理システム利用規程に基づき、基本料金と業務を処理することに必要となる料金(従量料金)等をセンターに支払っている。	3 NACCS料金の無料化については、新たな税財源措置を伴うもの	NACCSの使用の義務付けについて NACCSによる税関手続の処理は、書面による手続を原則とする関税法等の特例として行われているもので、NACCSを使用するか否かは利用者の経営判断に委ねられており、輸出入申告等について一律にNACCSの使用を義務付けることは困難である。 積荷目録の電子データによる提出の義務付けについては、安全かつ効率的な国際物流の実現に向けて諸外国においていかなる取組みが行われているかを調査し、我が国の物流セキュリティ対策と物流効率化の推進を図る観点から、我が国における国際物流の実態や内外貿易関係者の電子化の進展状況を踏まえつつ、総合的に検討して行く必要があると考えている。 NACCS料金の無料化について NACCSは、税関に対する申告、申請等の官手続のみならず、これに密接に関連する民間業務を併せて処理することにより、国際物流の円滑な処理を行っている。このため、税関は、申告、申請等の官手続に係る国が行うべき部分についてはNACCSの経費を負担している一方で、民間利用者は、入力された貨物情報の利用者間における相互利用、輸入申告のための税額計算等を行うことができ、利便性の向上等の利益を享受しているため、センターは、民間利用者からシステムの利用料金を徴収しているものである。 NACCSの利用料金を無料化することは、民間業務を処理するのに必要なコストをすべて一般国民の租税負担に求めることであり、受益者負担の原則を根拠から覆すことになるため、適切ではないと考えている。	要望を実現するにはどうすればいいか再度検討された。	3 NACCS料金の無料化については、新たな税財源措置を伴うもの	NACCSの使用の義務付けについて NACCSによる税関手続の処理は、書面による手続を原則とする関税法等の特例として行われているもので、NACCSを使用するか否かは利用者の経営判断に委ねられており、輸出入申告等について一律にNACCSの使用を義務付けることは困難である。 積荷目録の電子データによる提出の義務付けについては、安全かつ効率的な国際物流の実現に向けて諸外国においていかなる取組みが行われているかを調査し、我が国の物流セキュリティ対策と物流効率化の推進を図る観点から、我が国における国際物流の実態や内外貿易関係者の電子化の進展状況を踏まえつつ、総合的に検討して行く必要があると考えている。 NACCS料金の無料化について NACCSは、税関に対する申告、申請等の官手続のみならず、これに密接に関連する民間業務を併せて処理することにより、国際物流の円滑な処理を行っている。このため、税関は、申告、申請等の官手続に係る国が行うべき部分についてはNACCSの経費を負担している一方で、民間利用者は、入力された貨物情報の利用者間における相互利用、輸入申告のための税額計算等を行うことができ、利便性の向上等の利益を享受しているため、センターは、民間利用者からシステムの利用料金を徴収しているものである。 NACCSの利用料金を無料化することは、民間業務を処理するのに必要なコストをすべて一般国民の租税負担に求めることであり、受益者負担の原則を根拠から覆すことになるため、適切ではないと考えている。		
月館町	国有施設の開放・有効活用による地域再生計画	1082	1082010	071410	国の機関・施設、遊休国有地等の利活用を促し、その使用に当たっての規制を大幅に緩和する。	国の機関・施設、遊休国有地等は、自由に使用することを市区町村や住民にPRする。その使い方やアイデアは住民に委ねる。当然、管理上問題ないよう、義務も負ってもらうのは当然である。申告許可制でなく、届出制で。	おそらく、現状は「私的」なものには使用させないであろうし、申請主義で、その内容も「期間がどうの、内容が」とか細かく、結局なんやかや「使用させない」方向に持っていくこととしているのでは、役所は問題がないほうが楽だから、地域再生を目指すからには、多少のリスクは必要。住民活動支援、性善説で。	国有財産法第18条第3項 「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」(昭33年1月7日蔵管第1号)通達 国有財産法第20条 普通財産取扱規則第30条第5項第2号	・庁舎等の行政財産は、国有財産法第18条第3項により、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができることとされており、当該財産を所管する各府省庁の長が許可を行っている。 なお、その統一的な基準は左記通達で定めている。 ・未利用地等の普通財産は、国有財産法第20条及び普通財産取扱規則第30条第5項の規定により貸し付けることができるとされており、当該財産を管理及び処分するうえで支障のない範囲で一時的に貸し付けることは可能である。	5	庁舎等の行政財産の使用許可については、国有財産法第18条第3項及び左記通達の規定により、用途又は目的を妨げない限度において、当該財産を管理する部局の長の判断により対応してきたところであるが、今後とも具体的な要望を踏まえつつ適切に対処してまいりたい。 また、未利用地等の普通財産の一時貸付については、国有財産法第20条及び普通財産取扱規則第30条第5項の規定により、当該財産の管理処分に支障がない範囲であれば対応が可能である。	要望は、申告許可制から届出制にすることを求めたいか。	5 (ただし届出制については3)	庁舎等の行政財産の使用許可については、国有財産法第18条第3項及び左記通達の規定により、用途又は目的を妨げない限度において、当該財産を管理する部局の長の判断により対応してきたところであるが、今後とも具体的な要望を踏まえつつ適切に対処してまいりたい。 また、未利用地等の普通財産の一時貸付については、国有財産法第20条及び普通財産取扱規則第30条第5項の規定により、当該財産の管理処分に支障がない範囲であれば対応が可能である。 なお、国有財産は、特定の行政目的に供している財産等であり、目的以外の使用については、当該目的・用途を妨げないことについて個別の検討が必要であることから、届出制には馴染まないものである。			
八尾市	駅前未利用大規模国有地を活用した地域再生	2074	2074010	071420	国有財産法に基づく、国有地の普通財産の譲与規定の適用範囲の拡大	当該国有地を広域経済の活性化及び雇用創出のために、有効活用するためには、現在の状態では、民間活力の導入を図ることは困難であり、地元自治体が、都市基盤(道路、公園、駅前広場など)の整備を実施することが必要条件となるが、国有地の買収は、現在の財政状況では困難である。そのため、国有地の無償譲渡による支援措置があれば、都市基盤整備事業を実施することができ、国有地の売却についても、民間事業者等への売却による商業施設等の導入が実現できる。	現行の国有財産法では、地元自治体がまちづくりのために、国有地に道路、公園、駅前広場等の公共施設を整備する場合であっても、買収しなければならない		6	空港整備特別会計に所属する普通財産の処分条件の設定については、国土交通大臣の所掌である。							

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答	
八尾市	駅前未利用大規模国有地を活用した地域再生	2074	2074020	071430	国有地売却の具体的な手法の柔軟な取扱	国が国有地を売却するには、原則として、一般競争入札であるが、駅前立地、長年未利用であり、9haという大規模な土地であるため、入札によってどのような事業者が買収するかがわからない状況では、地域特性や周辺地域の市民生活に重大な影響を及ぼすため、地域再生構想により、望ましいまちづくりを明確にして、それを前提として、一般競争入札に条件設定を行うことや事業コンペなどの多様な手法で実施することを特例として行う。この場合、地元自治体等と協働して実施する旨を盛り込む。	当該国有地を広域経済の活性化及び雇用創出のために、有効活用するためには、公共施設の整備だけでなく、民間活力の導入が必要であるが、公共施設以外の土地については、地元自治体で購入することは不可能であるため、国側での売却となるが、通常一般競争入札で売却することは、地域の望ましいまちづくりにはならない。そのため、地域のまちづくりにそった、都市機能を導入するために、一般競争入札のみの手法ではなく、事業コンペなどの多様な手法で実施できる支援が必要である。このことが、結果的に国有地の有効な売却につながる。	国が国有地を民間事業者当へ売却するに際しては、単に一般競争入札のみの方法で行うのではなく、地域再生構想に基づいて、地元自治体と協議の上、一般競争入札に一定の条件を付けることや事業コンペなどの随意契約の手法も取り入れられなければ、地域特性を活かしたまちづくりは困難である。		6		空港整備特別会計に所属する普通財産の処分条件の設定については、国土交通大臣の所掌である。						
横浜市	ナショナルアートパーク構想	1253	1253020	071440	国有地の譲渡または無償貸与	民間による文化芸術活動や商業施設利用等のため、国有地の横浜市への譲与または無償貸与を行う。	都心臨海部の国有地において、民間による文化芸術活動や商業施設利用等を進め、ウォーターフロントの賑わいを創出する。	横浜市が国有地の譲与または無償貸与を受けることにより、民間による文化芸術活動や商業施設利用等を円滑に進めることができる。	国有財産法第22条第1項及び第2項(無償貸付) 第二十二條 普通財産は、左に掲げる場合において、これを地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区(以下公共団体という。)に、無償で貸し付けることができる。 一 公共団体において、緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、炭酸処理施設、と畜場又は信号機、道路標識その他公用若しくは公用に供する政令で定める小規模な施設の用に供するとき。 二 公共団体において、保護を要する生活困窮者の収容の用に供するとき。 三 公共団体において、災害が発生した場合における応急措置の用に供するとき。 四・五(略) 2 前項の無償貸付は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行うことができない。	国有財産の無償貸付等は公共性が極めて高い場合に限り認められる。	3		新たな税財政措置を伴うもの。					
臼杵市	スローライフと地場産業と観光の融合による日本の正しいふるさとづくり	2010	2010030	071450	地域産品加工製造を行うため、補助金施設の目的外使用の認可	臼杵市の新しい顔である「うすきいろ(白杵色・薄黄色)カボス」を利用した特産品の開発及び製造加工の一部を臼杵市給食センターで行うため、補助金施設の目的外使用の認可についてお願いしたい。その際、「地方債の繰上償還」「補助金の返還」といった事項が考えられることから、その点についても支援措置が図られるようお願いしたい。	完熟カボスを原材料として新たに付加価値のある地域産品づくりを行う。その具体的内容として 1. カボス生産農家の活性化。 2. 一部加工に携わる雇用の創出。 3. 流通に携わる雇用の創出。 4. 流通販売等活性化。等が図られ、ひいては石仏、フグに続く臼杵市を代表する特産品への成長が期待できる。	給食センターの有効活用のために、目的外使用の認可をいただきたい。その際、「地方債の繰上償還」「補助金の返還」といった事項が考えられることから、当該事業が円滑に推進できるよう、これら要件が不要となる措置をお願いしたい。	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条 ・財政融資資金普通地方長期資金等借用証書特約条項第4条及び第10条第11項 財政融資資金地方資金管理事務処理細則第56条及び第57条	・補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各府省庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各府省庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。 ・地方公共団体が財政融資資金地方資金の貸付けを受けて取得した財産について処分行為を行った場合は、債権管理上、当該処分財産に見合う貸付債権金額の繰上償還を求めることが原則であるが、一定の要件に該当する場合は、繰上償還を猶予することができることとなっている。	・6 ・5		・本件は、給食センター施設の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。 ・財産処分について、当初の貸付け目的に照らしての妥当性や形態を鑑みることなく一律に繰上償還の猶予を認めることは困難であるが、公用若しくは公共の用に供するため、又は住民福祉の向上に資するため、財政融資資金により取得した財産等を所定の用途以外に使用変更しようとする場合で、やむを得ない理由があると認められる場合は、現行の規定により対応可能である。 なお、個別具体的なことについては、財務局にご相談願いたい。	要望内容は実現できるのか、確認されたい。	6 5		・本件に係る転用については、承認の判断を行うこととされている国土交通省が対応すべき問題である。 ・財産処分について、当初の貸付け目的に照らしての妥当性や形態を鑑みることなく一律に繰上償還の猶予を認めることは困難であるが、公用若しくは公共の用に供するため、又は住民福祉の向上に資するため、財政融資資金により取得した財産等を所定の用途以外に使用変更しようとする場合で、やむを得ない理由があると認められる場合は、現行の規定により実現可能である。 なお、個別具体的なことについては、財務局にご相談願いたい。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町 合併協議会 大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町	生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり ふるさと再生構想	2133	2133010	071460	公の施設の市民等の活用	公民館等の公共施設の利用制限の緩和と施設及び設備改修に係る制限の緩和	住民自治の拠点機能を新設拡充することが求められており、補助制度を導入して建設した公民館施設等の公の施設の利用制限の緩和が求められる。「住民安心サロン」や「福祉食堂」、「情報拠点」などとしての活用を考えている。なお、利用者としては「地域自主組織」を想定しており、施設の自主管理とあわせ、地方自治法244条の2による長期かつ独占的利用も検討。これにより、市民主体のまちづくりの推進、コミュニティビジネスの立ち上げ、地域経済の活性化を図る。	地域の自主組織が、補助制度の活用により建設された公の施設を利用する際に、建設当初の目的とは異なる利用をするための規制緩和が必要。利用目的の限定や、施設の改修や改修の制限の緩和。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。	6		本件は、公民館施設等の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。				
財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構/学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた自律・循環の地域づくり	3043	3043090	071470	地域通貨による環境価値創出実証実験の円滑運営に資する体制整備	【地域通貨】 地域通貨による環境価値創出実証実験の円滑運営に資する体制整備 生活密着型環境新技術の社会システムへの定着を実証実験するための価値体系の創出。 市民レベルでの地域通貨による二酸化炭素排出権取引を念頭に置いた、循環財(エネルギー)循環ネットワークの実証実験とコミュニティ・ビジネスの育成環境の醸成。	本構想では上記の研究の社会実証実験を前提とし、環境に配慮する様々な価値の取引を想定し、これを一般通貨経済からブロックする形の新たな価値体系として「地域環境通貨」を提案する。 地域通貨の流通圏域を想定している本地域と、取引の対象である循環財の流通する圏域の一致が期待できるもの、例えば、域内で完結する流通の完結すべき一般廃棄物、あるいはこれを利用した地域でのリサイクルの取り組み(バイオマス)、これらのエネルギーを使った域内の交通、域内の自動車に限ったE10の試行実験、さらに試験的に作られた生ゴミ堆肥による有機野菜の地産地消を対象と考える。これらの生活密着型環境新技術を社会に定着することを意図するとき、社会実証実験において別な価値体系を持つことは有意義であり、かつこれらを活用したコミュニティ・ビジネスを育成する際、市場獲得に優位であると考えられる。 研究的な要素としては、これらの行為が実経済活動との比較で、排出権取引としてどの程度の価値を有するかを定量的に検証し、その循環財の循環圏域の適正規模の検証と流通の活性を観る。	地域通貨の導入メリットは、一般国民通貨と一線を画して、各地域で保護を意図する価値観に新たな価値を定義づける事が出来る。地域通貨は日本ではエコマネーともよばれ、福祉・環境ボランティア活動へ波及し様々な実験が始まっているが、実経済にまで影響を及ぼすほどの地域通貨流通は創出されていない。 本構想では地域通貨を、将来的には市民レベルでの二酸化炭素排出権取引に相当するような取引を想定し、地域内で活動するコミュニティ・ビジネス的な要素の活動は積極的に取り込み、新技術が社会に定着する際の諸問題を検証するとともに、こうした技術利用のための「エコユーザー」の動機付けとする。	紙幣類似証券取締法	地域通貨は紙幣類似証券取締法との関係が問題になり得るが、一般的に「どこでも、誰でも、何にでも」利用できるものではないことから、直ちに同法に抵触するとは考えていない。	5	地域通貨と紙幣類似証券取締法の関係は(38.制度等の現状)に記載したとおりであり、今回の提案についても、直ちに同法に抵触するとは考えていない。	要望内容は実現できるのか、確認されたい。	5	地域通貨と紙幣類似証券取締法の関係は(38.制度等の現状)に記載したとおりであり、今回の提案についても、直ちに同法に抵触するとは考えていない。		
潮来市 麻生町 北浦町 玉造町	行方ふるさと創生プロジェクト	1215	1215010	071480	中間支援組織(民間による公益的専門的組織)の活動支援	[その他] 地方公共団体が中間支援組織に対し創業支援委託等を行う場合、その委託費等を地方交付税に算入民間(地域住民、地域企業)からの寄付等に対する優遇税制措置	地域に密着した創業者探し、成功事例集による広報活動を通じた、起業家の掘起し、その後の支援を行う。	官民協働、地域密着型の創業支援が可能になり、コミュニティ・ビジネスの創業促進に繋がる。	所得税法 78 所得税法施行令 217 法人税法 37 法人税法施行令 77 租税特別措置法 41の19、66の11の2 租税特別措置法施行令 39の22の2	公益法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして、特定の業務を主たる目的とし、運営組織及び経理が適正であると認められること等につき主務大臣の認定を受けたもの(特定公益増進法人)に対する寄附金は、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる。 NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの(認定NPO法人)に対する寄附金は、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる。	3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
二セコ町	公共施設住民組織による運営及び財産の委譲	1378	1378010	071490	公共施設財産の住民組織への委譲及び管理運営権限の委譲の円滑化 ・公共施設財産の住民組織への財産及び管理運営権限の委譲の円滑化 ・地方公共団体事務の住民組織への事務委譲の円滑化	公共施設財産の住民組織への委譲及び運営の際の地方自治法第244条及び244条の2、補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律第22条の適用除外。 地方公共団体事務の住民組織への事務委譲 ・畜犬、野犬捕討、動物愛護事務 ・一般廃棄物の収集及び処理事務 ・道路の維持管理、除排雪に関する事務 ・保育所、幼稚園、学童保育に関する事務 ・産業政策の立案、事業実施に関する事務 ・公営住宅の管理運営に関する事務 ・上下水道の維持管理、運営に関する事務	補助金等により設置した公共施設財産を住民組織へ委譲し、より柔軟かつ効率的な運営を図りたいが、このような財産委譲をする場合、補助金返還等を行わなければならないが、現実には、財政的負担が厳しいため、円滑に進まない状況にある。また、公共団体事務の一部に、住民組織へ移譲した方がより、効率的な運用が図られるものがあるが、個々の法律の制限があるため、事務委譲できない状況にある。これら事務の委譲を一括して行うことにより、更なる住民自治が図られ地域再生につながるものと期待される。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受け、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。 ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。	3		補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が、国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために支出されているものであることに鑑み、補助事業者が補助金により取得された財産を補助目的どおりで使用し、補助目的の達成が図られるよう、設けられているものである。 なお、補助金等適正化法及び同施行令上、補助金により取得された財産であっても、耐用年数等を勘案して各省各庁の長が定める期間が経過した場合には自由に処分できることとされているが、当該財産取得後の事情の変更等により転用することの合理性がある場合には、各省各庁の長の承認を受けることにより、補助目的外に転用することは可能である。	要請は、公共施設財産の住民組織への財産及び管理運営権限の移譲の円滑化を求めるものであり、これについて検討し回答されたい。	3		補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が、国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために支出されているものであることに鑑み、補助事業者が補助金により取得された財産を補助目的どおりで使用し、補助目的の達成が図られるよう、設けられているものである。 なお、補助金等適正化法及び同施行令上、補助金により取得された財産であっても、耐用年数等を勘案して各省各庁の長が定める期間が経過した場合には自由に処分できることとされているが、当該財産取得後の事情の変更等により転用することの合理性がある場合には、各省各庁の長の承認を受けることにより、補助目的外に転用することは可能であり、具体的な補助金を想定しているのであれば、補助金交付官庁に問い合わせされたい。	
北海道二十世紀総合研究所	地方分権・民間主体型統計分析の実施	3036	3036010	071500	地域経済動向に関する統計の一元化と地方主体の実態把握	1. 国で実施されている統計業務の都道府県(市町村)への移管 2. 公的主体で管理・実施している統計作業、集計作業の民間へのアウトソーシングの推進	1. 地域の各種統計(人口、商業、工業、雇用動向、景気動向、企業データベース等)で国で実施されているもの(都道府県(市町村)移管) 2. 地域企業による統計の一元管理とした雇用管理を含む 3. 地域企業による、地元企業や住民が利用しやすい(利用促進につながる)形式へのデータの加工、公表手法、デザインの検討 4. 上記は、北海道での「道州制特区」の枠組みで、試行することも考えられる。	1. 失業率のように、地域では四半期ベースのみ公表されるため、月々細かい雇用政策の立案が困難な状況にある。 2. 景気動向や世論調査等複数のアンケート調査等が同一企業や個人に依頼される結果、多大な手数をかけている。 3. 一部統計については、都道府県レベルのデータ公表に留まり、市町村レベルでの施策推進に不十分なデータもある。 4. 総務省アンケートによれば、こうした統計結果が市民や企業に有効活用されているとはいえない状況にある。 以上に対して、地域の民間企業の一元管理の上で統計調査等を実施すれば、データの地域密着化やデータ集計・管理の効率化が図られるとともに、データの有効活用を推進する。また、調査員の募集・管理も地域企業が実施することにより、地域での雇用創出につながる。	統計法 民間給与実態統計調査規則(大蔵省令)	統計法に規定する指定統計として「民間給与実態統計調査」を国税庁において実施。 毎年の民間給与の実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、租税負担の検討等租税に関する制度及び税務行政の基本資料とすることを目的とし、国税局から給与所得の源泉徴収義務者に調査票を送付し回答を得る方法によって実施。	6	6	個別統計調査に係る提案ではないため、統計調査全般についての総合調整を所掌する総務省において対応することが適当。				
大阪府社会起業家サポーターズ(大阪府社会起業家委員会、おおさか元気ネット)	地域コミュニティ活動の活性化	2034	2034030	071510	認定特定非営利活動法人の認定に係る権限の移譲	認定特定非営利活動法人の認定に係る権限について、特定非営利活動法人の認定等を行っている大阪府知事を一元的な窓口とするなど、権限の移譲を図りたい。	NPO活動に係る窓口の一元化および認証等を実施している大阪府におけるNPOの活動実態に関する情報の集中管理化。NPOが地域社会に欠かせない存在として、さらに発展するためには、NPOの活動に係る手続き等のワンストップ化を進めていくことが不可欠である。一方で、NPOを騙った悪質な事件も見られ、NPOに係る情報の集中化を図り、今後のNPO活動の安定的な発展を図る。	NPO活動に係る窓口の一元化を図るとともに、認定に当たっては、認証等している府知事が行う方が効率的・効果的であるため。さらに、NPO関連情報を集中管理することによって、府民のNPOに対する理解が促進され、NPO活動の発展を図る必要があるため。	租税特別措置法 41の19、66の11の2 租税特別措置法施行令 39の22の2	NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの(認定NPO法人)に対する寄附金は、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる。	3: 対応は不可能		3: 対応は不可能 認定機関は、国税における措置の認定であること、全国一律の基準で適用される必要があること、諸外国の例等を踏まえ、国税庁長官とされているところ。地方公共団体が、個々に認定を行うことは適当ではない。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		3: 対応は不可能 認定NPO法人の認定は、国税の負担が軽減される対象を認定する行為であるため、税負担の公平性を確保する観点から、国税当局が行うことが適当であり、地方公共団体が個々に認定を行うことは適当ではない。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
つくば市	筑波研究学園都市のリニューアル及びつくばエクスプレスを活用した地域活性化構想	1388	1388030	071520	サイエンス型コンベンション観光都市の創成	(施策の利便性の向上) ・つくばの魅力向上のための貴重な地域資源である研究機関等の展示施設の充実及び見学体制を整備するための予算措置の拡充。 ・見学, 体験型観光農園, 市民農園整備に向けた研究成果の実証など研究機関等の連携強化, アグリビジネスにおけるマーケティング調査等支援体制づくり。 (各種施策の連携) ・市内に集積する研究機関等を周遊(学)する見学コース等の設定による見学者誘致のための各府省庁(各独法)連携による支援体制づくり及びフィルムコミッションへの積極的な参加。・情報の共有化を促進するための各府省庁(各独法)連携による支援体制づくり(権限委譲) ・土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	各研究機関の研究成果や科学技術を普及啓発するため, 各府省庁が連携して広報予算枠の拡充を図るとともに, 各研究機関が連携して見学コースの設定などに関し公開促進を図る。特に, 観光農園, 市民農園の整備における研究機関等の研究成果の実証をはじめ関係機関の連携強化, 支援体制づくりを構築する。	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化を促進し, 市内研究機関の連携強化により, 「つくば」が持つ特異性を発揮することで, 地域活性化を図る。	-	-	6	-	-				
つくば市	筑波研究学園都市のリニューアル及びつくばエクスプレスを活用した地域活性化構想	1388	1388040	071530	サイエンス型コンベンション観光都市の創成	(施策の利便性の向上) ・つくばの魅力向上のための貴重な地域資源である研究機関等の展示施設の充実及び見学体制を整備するための予算措置の拡充。 ・見学, 体験型観光農園, 市民農園整備に向けた研究成果の実証など研究機関等の連携強化, アグリビジネスにおけるマーケティング調査等支援体制づくり。 (各種施策の連携) ・市内に集積する研究機関等を周遊(学)する見学コース等の設定による見学者誘致のための各府省庁(各独法)連携による支援体制づくり及びフィルムコミッションへの積極的な参加。・情報の共有化を促進するための各府省庁(各独法)連携による支援体制づくり(権限委譲) ・土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	各研究機関が保有し, かつ公開可能な報告書, 論文等をはじめ紹介情報について, 市立図書館等公共施設との連携, 情報の相互共有を図る。	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化を促進し, 市内研究機関の連携強化により, 「つくば」が持つ特異性を発揮することで, 地域活性化を図る。	図書館等から要望がある場合には, 報告書等を送付している。	5							
つくば市	筑波研究学園都市のリニューアル及びつくばエクスプレスを活用した地域活性化構想	1388	1388050	071540	サイエンス型コンベンション観光都市の創成	(施策の利便性の向上) ・つくばの魅力向上のための貴重な地域資源である研究機関等の展示施設の充実及び見学体制を整備するための予算措置の拡充。 ・見学, 体験型観光農園, 市民農園整備に向けた研究成果の実証など研究機関等の連携強化, アグリビジネスにおけるマーケティング調査等支援体制づくり。 (各種施策の連携) ・市内に集積する研究機関等を周遊(学)する見学コース等の設定による見学者誘致のための各府省庁(各独法)連携による支援体制づくり及びフィルムコミッションへの積極的な参加。・情報の共有化を促進するための各府省庁(各独法)連携による支援体制づくり(権限委譲) ・土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	大学, 各研究機関が保有する施設(体育施設等)使用許可の容易化を図る。	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化を促進し, 市内研究機関の連携強化により, 「つくば」が持つ特異性を発揮することで, 地域活性化を図る。		6		国立大学は国立大学法人法(平成15年7月16日法律第112号)の施行により平成16年4月1日をもって国立大学法人となり, また, 試験研究施設のうち独立行政法人となったものは, 国有財産法の対象外となる。 したがって, 法人化以降, 大学又は試験研究施設が保有する施設の使用については, 各法人の判断で行われるものである。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容(事項名)	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
つくば市	筑波研究学園都市のリニューアル及びつくばエクスプレスを活用した地域活性化構想	1388	1388060	071550	サイエンス型コンベンション観光都市の創成	(施策の利便性の向上) ・つくばの魅力向上のための貴重な地域資源である研究機関等の展示施設の充実及び見学体制を整備するための予算措置の拡充。 ・見学、体験型観光農園、市民農園整備に向けた研究成果の実証など研究機関等の連携強化、アグリビジネスにおけるマーケティング調査等支援体制づくり。 (各種施策の連携) ・市内に集積する研究機関等を周遊(学)する見学コース等の設定による見学者誘致のための各府省庁(各独法)連携による支援体制づくり及びフィルムコミッションへの積極的な参加。 ・情報の共有化を促進するための各府省庁(各独法)連携による支援体制づくり(権限委譲) ・土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許可権の県知事への権限委譲。	観光振興を事業目的とする法人化に係る権限の委譲を基に、土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化を促進し、組織の機能強化を図る。	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化を促進し、市内研究機関の連携強化により、「つくば」が持つ特異性を発揮することで、地域活性化を図る。			6		6:担当でない 観光振興を事業目的とする法人化に係る権限は当省の所管外である。				
青森県	国際線を核とした地域の活性化	1107	1107010	071560	C I Q 関係機関の連携と体制強化(県職員による応援も含む)	・地域の活性化、ビジット・ジャパン・キャンペーン推進のため、地方空港におけるC I Q 関係要員の充実及び弾力的な相互応援など、関係府庁の連携と柔軟な体制の確保による地方空港の国際化促進に向けた支援 ・国際線運航時におけるC I Q 関係業務について、県職員の応援が可能となるような制度の導入	青森・ソウル線の増便をはじめとする青森空港の国際化促進	C I Q は、それぞれ所管省庁が分かれており、各機関の連携により体制が整わないと国際線の運航ができないため	青森空港における国際定期便に係る税関業務については、青森空港出張所を設置し、職員を配置するとともに、必要に応じ近隣官署からの応援により適切に対応している。	3		税関業務は国が行うべき業務であり、現状をみても、青森空港における税関業務については、青森空港出張所を設置し、職員を配置するとともに、必要に応じ近隣官署からの応援により、支障なく対応してきている。	要望を実現するにはどうすればいいか再度検討されたい。	3		税関業務は国が行うべき業務であり、現状をみても、青森空港における税関業務については、青森空港出張所を設置し、職員を配置するとともに、必要に応じ近隣官署からの応援により、支障なく対応してきている。	
神奈川県	都市住民と協働した都市農業地域の活性化	1286	1286020	071570	農家以外のものが生産した農産物の販売機会の確保	・直売所の整備に対する助成の対象を農家以外のものにも拡充する。 ・学校給食センターを兼ねた農産物加工所に対する助成 ・直売所の設置に関する農地法、都市計画法、建築基準法の緩和 ・果実酒等加工品の製造販売の規制の緩和	農家以外のものが生産した農産物を販売する直売所の設置 学校給食センターを兼ねた農産物加工所の設置 直売所の特産品として、果実酒等の加工品の販売	・直売所、加工所の施設整備に対する補助事業の採択要件を緩和することにより柔軟な施策を展開できる。 ・農地法等の規制により直売所等の設置が困難になっている。 ・酒税法の規制により、果実酒の製造販売が難しい。	酒税法第7条第2項	7	-	○酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の種類別に、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 一 清酒 六十キロリットル 二 合成清酒 六十キロリットル 三 しょうちゆう甲類 六十キロリットル 四 しょうちゆう乙類 十キロリットル 五 みりん 十キロリットル 六 ビール 六十キロリットル 七 果実酒類 六キロリットル 八 ウイスキー類 六キロリットル 九 スピリッツ類 六キロリットル 十 リキュール類 六キロリットル 十一 雑酒 六キロリットル					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答	
釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	1185	1185090	071580	補助・起債制度の弾力的運用及び適用範囲の拡大並びに利便性向上	一般廃棄物処理施設の建設において、いわゆる「迷惑施設」として温水を利用した施設の設置要望が出されるのが通例である。これに対応するため、従来補助や起債の対象外事業であったものを、必要性や効果等が客観的に認められる場合につき適用範囲を拡大する。また、他省庁の所管する補助を利用した施設を併設する場合においても、当該施設内若しくは合築の方法を許容すると同時に、補助金所管課及び担当窓口も一本化するなど、施策連携を強める。	ごみ処理の広域化に伴ない、PFIの手法も視野に入れて一般廃棄物処理施設を建設することとしており、併せて廃棄物発電のほか、温浴施設や温水養殖施設の併設も検討している。これらの施設整備によって、公共部門におけるCO2の排出抑制はもちろんだが、観光資源の豊富な周辺特性も相まって集客効果が期待され、環境学習の面においても効果がある。また、新規養殖魚やアワビなどの安定生産と市場開拓が進み、漁家の所得が回復するなど基幹産業の一つである漁業が振興し、ひいては地域の活性化と雇用の拡大が図られる。	従来、適債事業や補助基準に制限があると同時に窓口が各府省庁に及ぶため、結果として個々の補助金や起債ごとに建物や構築物を分離するなど、複合的な施設の建設が難しく、行政コストの上昇も招いていた。本提案により、国、地方、事業者の効率的な事務事業の執行と財源配分が進む。		6		現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱」等においては、廃棄物処理施設等の整備に係る費用の一部に対して補助することができるとされている。		6	要望は、補助金所管課及び担当窓口の一本化を求めるものであり、これについて検討し回答された。			補助金所管課及び担当窓口の一本化については、関係省間で検討すべき事項である。
福岡県	青少年科学技術立県運動	2138	2138010	071590	科学技術に対する関心と理解の増進を目的とする取り組みに対する支援	・地域における科学技術振興に対する地方財政措置(地方債償還金利息の交付税への算入等) ・地域における特色ある科学技術啓発活動に対する補助金の創設 ・国等の実施する科学関連施策の集中実施	・技術者、教育者等のOB人材の組織化及び活動の支援(科学技術教育に熱心な学校と外部講師(会員)のマッチングなど)を実施する。 ・県内企業等に対して施設を利用した青少年向け活動を促すとともに、インターネットや本運動の広報ツールを活用した青少年に対する情報提供を行う ・日本科学未来館で蓄積されたノウハウを積極的に導入する等、県の青少年科学館等の活動強化をはかるとともに、当該科学館と他の科学関連教育施設等との協働促進等により青少年が科学技術に触れる場の広がりをはかる ・校外活動や活動成果発表の場の提供、科学関連NPO等との相互交流の促進等を通じ、小中高校における科学関連活動の活性化をはかる。 ・科学教育や産業教育において、学校間交流のみならず、高校生による科学実験の実演や研究作品のデモなどを通じた小中高校等、縦の交流をモデル的に実施し、教育現場への情報還元等を行う。 ・過去8年間にわたって取り組んできたサイエンスマンス(科学技術創造月間)事業のノウハウを活かし、年間を通じた本運動の周知徹底に資するイベントの開催や誘致等により効果的な気運醸成をすすめる。	青少年科学技術立県運動の推進のためには、国立研究施設や研究員等の活用が不可欠であるが、一定の手続きが必要であり、そのための要件は欠かせない。また同様に、地域だけの取り組みでは限界があることから、国等の主催イベントの併催や財政措置等の積極的な協力が必要である。	租税特別措置法 41の19、66の11の2 租税特別措置法施行令 39の22の2	・6	・3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの	・交付税に算入するか否かについては一義的には総務省から答えるべきもの ・3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの						
神奈川県	都市住民と協働した都市農業地域の活性化	1286	1286010	071600	都市住民の農業への参入の促進	・農地賃借面積制限の緩和 ・農地を相続した場合の相続税の徴収猶予措置の拡充	農家以外の農業への参入の条件整備を行う 地方公共団体による農地のあっせん	・農地法には厳格な賃借規制があるため、農家以外からの農業への参入の支障となっている。 ・農地を賃した場合、相続税の徴収猶予措置が適用されないことから、農地の賃借が進まない。	租税特別措置法第70条の6	相続税の納税猶予 農地等(特定市街化区域農地等を除く)の相続人が農業を継続する場合に限り、農地価格のうち恒久的に農業の用に供されるべき農地として取引される場合に通常成立すると認められる価格(農業投資価格)を超える部分に対する相続税については、担保の提供を条件に納税を猶予し、その相続人が死亡した場合等には猶予税額の納付を免除する。	3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの		3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構/学校法人早稲田大学	エコユースの育成と参加を通じた「自律・循環」の地域づくり	3043	3043030	071610	バイオエタノール混合燃料の利用・取扱に関する課税措置の緩和(非課税化) 自動車用燃料としてすでに課税済みのガソリンにエタノールを混和するプロセスを販売店において実施した場合、法律の規定により販売店に揮発油税等が新規に課税されることとなるが、本プロジェクトが限られた地域における実証事業であること、および将来的なアルコール類混和率の向上と「エコ燃料」としての普及拡大を視野に入れたパイロット事業であることを勘案して、当該課税措置の緩和(非課税化)による支援措置を提案したい。	バイオエタノール混合燃料の利用・取扱に関する課税措置の緩和(非課税化) 自動車用燃料としてすでに課税済みのガソリンにエタノールを混和するプロセスを販売店において実施した場合、法律の規定により販売店に揮発油税等が新規に課税されることとなるが、本プロジェクトが限られた地域における実証事業であること、および将来的なアルコール類混和率の向上と「エコ燃料」としての普及拡大を視野に入れたパイロット事業であることを勘案して、当該課税措置の緩和(非課税化)による支援措置を提案したい。	バイオマス由来のバイオエタノールを既存のガソリンや重油等に混入して製造する「エコ燃料」を、本庄地域内において実車・実機に導入し実際に活用することにより、原料バイオマスの確保から収集・運搬、生成プロセス技術、保管・貯蔵技術、供給インフラ整備、利活用対象機器の整備、アフターケアなど、「エコ燃料」の普及を促進し社会システムに定着させていくための総合的な実証研究を実施する。 具体的には、原料確保-燃料生成-燃料輸送-販売-燃料利用機器-部品の製造-販売(整備・再利用を含む)、燃焼装置管理(ボイラ等)などに関わる関連事業者に、燃料消費者である一般家庭を含めた実証実験の実施と並行して、地域的な「エコ燃料」の普及促進のための組織(エコユース・ネットワーク)を設置・運営する。 *各種利用機器等の信頼性評価の実施による機器等の改良および効率的利用の技術的ノウハウの開発を含む。 こうした取り組みを進める中で、地域住民をはじめとするエコユースの育成と参加をさらに促進しつつ、地域内の資源循環に資するバイオマス利用を拡大し、地球温暖化防止に寄与するカーボンニュートラルのエネルギー利用を促すとともに、参加事業者にとつての新規ビジネス機会を創出することが可能となり、新規技術のみならず、先導的な社会システムとしての新規性を創出することが期待される。	現行制度では、自動車ガソリンをはじめとする揮発油には、製造場から出荷する際に製造者に対して揮発油税および地方道路税が課税されており、その際のアルコール混和量はガソリンに対して最大3%と規定されている。しかし、かかる課税済燃料に販売段階でさらにアルコール燃料を混和する場合には、その全量に対して改めて揮発油税等が課せられることになる。 本プロジェクトでは、自動車ガソリンへのバイオエタノールの混和量を5~20%前後まで高めた混合燃料にも対応可能な機器・装置・インフラの改良・開発と実証評価が不可欠である。このため、当該法制度(揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律)に関して、限定された地域におけるエコ燃料の製造および販売を促進するために、エタノール燃料混合に関わる課税措置の緩和(非課税化)が必要である。	揮発油税法第1条、第3条、第6条	3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの	3:対応は不可能 新たな税財政措置を伴うもの						
会津坂下町	NPO等による福祉サービスの提供施設の整備	1214	1214050	071620	国庫補助等で整備した公営住宅について目的外使用の容認	補助金の返還や起債の繰上げ償還などの免除や改造に要する経費の起算などの緩和策	既存の施設である公営住宅の一部を利用する。	国庫補助により整備した公営住宅を他の目的へ転用する場合について、補助金の返還、国土交通大臣の承認を不要とする。	・財政融資資金普通地方長期資金等借用証書特約条項第4条及び第10条第1項 財政融資資金地方資金管理事務処理細則第56条及び第57条 ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	5 6		・財産処分について、当初の貸付け目的に照らしての妥当性や形態を鑑みることなく一律に繰上償還の猶予を認めることは困難であるが、公用若しくは公共の用に供するため、又は住民福祉の向上に資するため、財政融資資金により取得した財産等を所定の用途以外に使用変更しようとする場合で、やむを得ない理由があると認められる場合は、現行の規定により対応可能である。 なお、個別具体的なことについては、財務局にご相談願いたい。 ・本件は、公営住宅の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。	要望内容は実現できるのか、確認されたい。	5 6		財産処分について、当初の貸付け目的に照らしての妥当性や形態を鑑みることなく一律に繰上償還の猶予を認めることは困難であるが、公用若しくは公共の用に供するため、又は住民福祉の向上に資するため、財政融資資金により取得した財産等を所定の用途以外に使用変更しようとする場合で、やむを得ない理由があると認められる場合は、現行の規定により実現可能である。 なお、個別具体的なことについては、財務局にご相談願いたい。 ・本件に係る転用については、承認の判断を行うこととされている国土交通省が対応すべき問題である。	
㈱東京リーガルマインド	「民間事業者」の範囲	3078	3078010	071630	民間委託先を株式会社等の事業法人に限定	行政サービスの民間委託先を株式会社等の普通法人に限定	行政サービスの委託先を普通法人に限定し、民間事業者による入札・プロポーザルによるコンペティションを通じて、リーズナブルな行政サービスを実施する。	民間活力による地域経済の活性化を実現させるため			6						
㈱北海道二十一世紀総合研究所	行政サービスの民間委託推進に向けた地域データベース構築	3037	3037010	071640	行政保有資産(台帳等)の公表と電子化によるメンテナンス計画の策定	1. データベース構築のための行政保有データの民間への開放推進 2. 民間化に向けたデータベース構築のための資金助成措置の拡充 (従来のPFI事業計画策定補助の内容の拡大 PFI指針策定や計画策定のみでなく、PPP推進に向けたデータ整備も対象とする)	1. 台帳ベースで記録されている行政データ(特に財産データ)の電子化の推進 2. 電子化による行政財産の長期メンテナンス計画の策定(民間委託のための基盤づくり) 3. 上記事業を民間主体で実施	公共分野の民間へのアウトソーシング拡大のためには、行政財産や行政サービスについてのデータ整理や量的な把握が不可欠である。特に、データベースの構築が求められる。この問題解決を図るためには、行政財産の現状に関するデータを民間に開放するとともに、総合的なデータベースの作成を行う必要がある。	平成13年5月24日 財理第1858号 「国有財産増減及び現在額報告書の調製等について」	5		国有財産のうち行政財産については、平成12年4月より情報提供を開始。普通財産についても平成15年3月より情報提供開始。これにより、国が所有する財産については、すべて情報提供済み。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理番号	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
愛媛県	しまなみ海道住民総参加の手作り観光振興(観光・交流・まちづくり)構想	2151	2151010	071650	観光業の起業促進	行政財産の民間貸与等による観光産業の振興 ・行政財産の民間への貸与、民間による改築、転用や目的外使用の承認 しまなみ沿線を対象とした旅行業(クルージングツアーや周遊ツアーの募集催行)の自由化 ・NPOをはじめ地域住民が地域の観光資源の周知・PRを図る目的で行うツアーについて旅行業法の適用を除外 ・利用する船舶についての要件を緩和(漁船をクルージング船として使用する際の検査の簡略化)	[具体的な取組み] しまなみ海道沿線の公共の主要観光・物販はほとんどが国の補助事業を活用して建設されているため利用方法が制限されているが、これらの行政財産を民間事業者やNPO、個人が活用できることとし、建設に伴う初期投資を抑えることにより民間や地域住民の観光産業への参入を促す。 提案地域は特に、村上水軍にまつわる歴史的・文化的観光資源が豊富であることから、歴史を活用した観光を推進するために、NPO法人など歴史を語る者が簡易にツアーを催行できるようにしたり、複雑な海底に起因する激しい潮流のもとで自然景観に溶け込んだしまなみ海道の人工美を堪能できるよう、操縦技術に長けた者が特色あるクルージングツアーを催行したりできるように旅行業法の規定を緩和し、地域住民の持つ歴史や文化の知識、技等を活用して地域資源を紹介するツアーの催行を容易にし、地域に根ざした観光産業を振興する。 漁船をクルージング船として使用する際に義務付けられている船舶安全法上の中間検査を免除する。 [効果] 観光業の起業が容易になる。 観光業を中心とした就業機会の確保 高齢者の活用	地方自治法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等により行政財産の目的外使用が制限されているため、長期経済不況の中で、施設建設に伴う初期投資がネックとなり、民間事業者等の観光産業への参入に支障をきたしている。 また、旅行業法の規定により旅行ツアーを実施するには許可を得る必要があるため、地域住民が自発的に地域資源を活用して観光ツアーを実施しようとしても容易ではない。 さらに、漁船を使ったクルージングが容易にできるよう、3年ごとの検査を見直し、6年ごとの定期検査のみとする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	6		本件は、観光施設等の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。					
山方町	廃校利用と都市交流	1007	1007010	071660	・補助事業等により取得した財産の処分制限の解除 ・廃校利用への民間参入と税制優遇	・町が交流拠点施設として廃校を改修する際、リニューアル債の活用を認めるとともに償還金利を地方交付税に算入 ・改修した廃校をNPO法人や民間企業等への貸与を認め、営利事業となる都市農村交流事業の拠点施設として活用する ・事業運営するNPO法人等が、運営資金として、民間から資金を集めた場合、その資金に対する優遇税制措置	NPO法人等が廃校を野外活動やコミュニティ・ビジネス活動の拠点施設として活用する。それに伴い体験活動を指導する地域の人材の活用や地域特産物の活用が図られ、地域雇用の創出や経済効果が得られる。	地域の拠点となっていた学校の廃校により、地域が停滞している。この施設を民間事業者等に開放し都市交流を図り活気を取り戻し、荒廃が進んでいる農地や文化伝統を継承する。	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条 ・租税特別措置法 41の19、66の11の2、租税特別措置法施行令 39の22の2	・6 ・3:対応は新たな税財政措置を伴うもの		・6: 本件は、統廃合等により廃校となった学校施設の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。交付税に算入するか否かについては一義的には総務省から答えるべき ・3:対応は新たな税財政措置を伴うもの					
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325040	071670	省エネ法に基づくエネルギー管理指定工場に関する事務	現在、経済産業省関東経済産業局に報告されている県内のエネルギー管理指定工場におけるエネルギー使用量の報告等の事務を、政令県に全て移譲	・エネルギーの効率的利用の推進、多様な自然環境の保全と復元、森林・林業の多面的機能の発揮など様々な政策手法を組み合わせ、地域における環境に関する総合的な事務事業を実施する。 ・環境に関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした経済社会システムから、最適生産・最適消費・最少廃棄を基調とする経済社会システムへの変革を促進し、「環境の世紀」にふさわしい「美しい地球文明」のモデル県をめざすためには、電源三法交付金の交付事務、国立公園内の行為の許認可、国有林野の管理などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。		6		国立公園内の行為の許認可については環境大臣の所掌、国有林野の管理については農林水産大臣の所掌である。					
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325420	071680	生活衛生同業組合の振興計画の認定及び振興計画の実施状況の報告	生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合の振興計画に係る認定権限を国が全国統一基準を定めた上で政令県に移譲する。また、振興計画の実施状況の報告先を政令県とする。	・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許認可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。		6		所管外である。(厚生労働省から地域再生本部に連絡済みとのこと)					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
磐梯町	仏都・会津のシンボル磐梯町への定住化構想(過疎地域からの脱却のための地域再生)	1232	1232030	071690	事業主体の町とPFI事業者の合同実施の認定	補助事業の事業主体を拡大し、町とPFI事業者などの組み合わせた形でも対象とする	事業主体の拡大を図ることにより、PFIを含む民間と町との新たな共同事業を取り組むことにより新規雇用の創出が図られる。	民間を含む新たな事業主体を認定することにより、雇用の拡大と市場の活性化が図られる。			6		補助金の交付の可否は、事業を所管する各府省庁からの要求をもとに個別の各事業分野ごとに判断されるべき問題であり、一義的には各府省庁において対応すべきものと考えられる。				
平田村	平田ICを活用した地域活性化・交流促進事業構想	1271	1271010	071700	国と県で二元化している醸造施設に対する補助体制の一元化	醸造施設に対する補助金の統合化を進め、また窓口を一本化する。	冷涼な気候で醸造適地と言われる立地条件を活かした醸造技術研究開発や平田村産酒造好適米・新酵母菌を使用した新ブランド高品質酒や、「モルトランド」で熟成した高付加価値原酒の製造・販売を、平田村・東京農業大学・民間企業と連携しながら実施し、地域活性化、広域・観光交流の活性化を促すものです。また、新たな商品開発は村の特産品となるとともに、製造者の生き甲斐等にもつながるものです。	醸造施設に対する補助金がバラバラに行われていて使い勝手がよくないので統合化し、窓口も一本化していただきたい。			3		新たな従来型の税財政措置を伴うもの	窓口の一本化について、提案の趣旨を踏まえ検討されたい。	3		醸造施設等に対する補助事業は現行制度では存在しないため、そもそも窓口の一本化を議論することはできない。
滝川市	バイオマス・ランドたきかわ	1391	1391030	071710	・産廃受入れにかかる補助金適正化法規制緩和	国庫補助を一般廃棄物処理施設で受けたメタン発酵施設の産廃受入れに係る補助金返還の要件緩和	・滝川市が加入する一部事務組合が運営している広域生ごみメタン発酵施設において、産廃として焼却または埋立されている食品残渣を受け入れたい	・一般廃棄物処理施設として国庫補助を受け建設したため、産廃を受入れた場合には補助金の返還があり有用な資源である食品残渣を受入れできない	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条		6		本件は、廃棄物処理施設の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。				
神戸市	神戸港再生構想	2023	2023070	071720	補助金返還要件の緩和による再開発事業の促進	公共クレーンを売却する場合における、震災復興時に投入された国庫補助金返還の免除	阪神・淡路大震災により被災した神戸港の港湾施設をを復旧したが、震災以降利用率が下がっている。施設の有効利用を図るための処分にあたり、国庫補助金の返還が必要となるが、この国庫補助金の返還を免除されることにより、神戸港の財政支援に寄与し、神戸港の活性化につながる。	公共クレーンを売却する場合において、震災復興時に投入された国庫補助金の返還が必要となるが、基本的に機能回復するために投入された費用であり、この費用を返還することは、港湾管理者の負担となっている。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条		6		本件は、港湾施設等の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
岡山県	ITフロンティア岡山の創造	2164	2164030	071730	国庫補助で整備した地域公共ネットワークの全面開放	総務省の地域インターネット基盤施設整備事業、広域的域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業、地域インターネット導入促進事業により整備した地域公共ネットワークを、ラストワンマイルの整備に活用できるよう、民間通信事業者に無条件に開放。	地域公共ネットワークを活用して民間通信事業者によるCATV、DSL、無線LANなどの事業展開を推進することにより、高速インターネットカバー率100%を早期に実現し、全県域におけるIPv6網の整備を促進する。	過疎・中山間地域等条件不利地域へのラストワンマイル整備のためには、国庫補助により整備した地域公共ネットワークを民間通信事業者へ開放することにより、進出コストを低減することが不可欠である。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。	6		本件は、地域公共ネットワークの有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。				
八戸市	ゼロエミッションとマイクログリッドによる八戸地域再生構想	1131	1131020	071740	補助事業の取得用地に対する、処分制限を適用しない特例条項の設定	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第22条ただし書きに規定する政令で定める場合に、地方自治体による新エネルギー発電機器設置等、本来の補助事業を害しない範囲で導入され、かつ社会的・地域的に価値のあるものについて規定する。	地方公共団体が、補助事業等により取得した下水道処理場の用地等を、本来の目的を阻害しない範囲で、下水道処理から発生するバイオマスエネルギーである、メタンガスなどを有効に活用するために、同用地内に発電機器・熱供給機器・近隣地域への配電設備などを設置する際に、従来の法規制を緩和し、財産の処分の制限を適用しないものとし、もって、市街地における新エネルギー等の導入を促進する。	現在、独立行政法人NEDOからの委託事業を受け、新エネルギーのみを利用した実証研究を行っている。この実証研究は、汚水処理から生じたメタンガスを用いて熱供給を行い、かつ電力については近隣へ送電する計画である。この計画に伴い、国土交通省と協議し、現在は「目的外使用」により下水道処理場を使用しているが、今後、法に基づき補助金返還を要求されれば、発電施設・送電施設の運用が困難となる。	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。	6		本件は、下水道処理場の用地等の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。					
珠洲にラスベガスを創る研究会	観光立国に即した対内直接投資推進地域(観光立国エクスプリメント・グランド・プロジェクト)	3044	3044010	071750	対内直接投資推進事業と国際観光を大きく結びつけ、能登半島珠洲市において大きく展開する。	観光立国の集中支援と対内直接投資事業を組み合わせ、半島振興法の指定地域である石川県珠洲市に指定地域を設け、事業税の免除や減税、建築基準法の緩和、用地取得の代行取得、国際化に対応するための教育施設の進出に対するの優遇措置、外資企業誘致に係る費用の支援拡大、海外からの観光客に対するのビザの免除、観光に関する珠洲市の権限を政令指定都市並みの権限委譲、観光に関して必要と認められた沿岸付近に対する規制の大幅な緩和を求めるものである。	対内直接投資推進事業と国際観光を大きく結びつけ、能登半島珠洲市において大きく展開する。	日本国としてみた観光に係るお金の動きは、イン1に対しアウト4となっており、完全なる出超状態となっております。先進諸国ではインが大きく、この現状を是正する必要性が今後さらに重要視されるでしょう。現在の製造中心の産業構造では発展途上国には大枠としては太刀打ちできない状況が訪れると恐れられます。その為、他先進諸国のように、付加価値のあるサービス産業、即ち国際観光にシフトすべく、政府は観光立国関係閣僚会議などを設けています。今後は大きな重点国策として更に観光を浴びる事と考えています。能登半島の珠洲市蛸島町の鉢ヶ崎リゾート周辺には、海あり山ありの広大な敷地(最大100万坪まで可能)は日本でまれな敷地であると考えます。		6	地方税に係る提案であるため。	提案者は、用地取得の為の財政支援措置や国有地としての代行取得についても要望しており、これについて検討し回答されたい。	6 3 新たな税財政措置を伴うもの	地方税に係る提案であるため。また要望の内容は新たな税財政措置を伴うものである。			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.措置等の分類の見直し	46.措置等の方法の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
高郷村	太古のロマンあふれる川と緑の重たかさよ村はまご夢博物館	1150	1150020	071760	都市交流による受入れとさらには、温泉保養施設の施設拡充のため宿泊施設整備の支援措置	現制度の宿泊施設等補助事業は採択条件も厳しく、当時の保養施設整備時では建設が不可能であった。今回、施設利用者(村外)の中からも宿泊施設整備の要望も高い。誘客を期待し計画している。地域再生のため、地域の経済効果や雇用創設を図るねらいであり、従来のような投資的効果を追従するばかりの問題ではない。また、補助事業により建設した施設の目的外利用に対する規制(補助金適法化)の緩和も提案する。	都市交流の受け入れと温泉保養施設の利用者の宿泊を目的とする宿泊施設の建設を計画している。建設場所 温泉保養施設敷地内 建築規模 2階建 1,000㎡ 客室 10室 研修・ホール・食堂・厨房・	現補助制度採択要件に該当しなく、さらには財源不足により計画実施を断念していた。今回、補助と地方債の組み合わせの制度改正を提案し、急願の施設を整備したい。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	6		本件は、宿泊施設等の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。						
愛知県豊田市	都市農山村共生活性化構想	1192	1192070	071770	既存公共施設の再生・有効活用に係る連携	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、施行令の利便性向上により、国庫補助施設の目的外利用の手続き簡素化に伴い、その再生・有効活用するための施策について連携を図る。「地域資源の再生・有効活用、地域資源活用促進事業(総務省)」	国庫補助を受けた廃校予定の学校施設等を利用しての、地域連携交流促進施設建設を促進して、都市住民の農業や山村地域住民との交流を活性化させることにより、地域活性化を促す。	国庫補助施設の目的外利用が認められ、かつその利用促進策を連携させることにより事業の推進の円滑化が図れる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	6		本件は、統廃合等により廃校となった学校施設の有効活用という個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。						
会津高田町	雇用創出再生事業	1014	1014010	071780	過疎地域自立促進特別措置法第31条の措置期間10年に延長	過疎地域自立促進特別措置法第31条、地方税の課税免除及不均一課税の措置期間を10年に延長するとともに基準財政収入額からの控除期間もあわせて延長して欲しい。また、町民税の法人税割についても同様の措置を新設して欲しい。上記の措置分を町では基金を設置し積立を行い、企業の新規採用に対して支援金を交付する。町村合併に係る建設計画の中で、工業地域内に複合文化施設を計画しているが、工業用地造成に係る補助金の返還措置を免除して欲しい。	財政状況の厳しい中で、雇用創出に向けた支援財源を確保するため、課税免除措置による財源を新規雇用した企業に対し交付する。	過疎地域自立促進特別措置法第31条、地方税の課税免除及不均一課税の措置では企業が積極的に立地するメリットとしては薄い。措置する期間を10年に延長するとともに基準財政収入額からの控除期間もあわせて延長して欲しい。また、町民税の法人税割についても同様の措置を新設することにより、企業立地の促進を図る。		6	地方税に係る提案であるため。							
大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町	生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくりふるさと行政効率化構想	2134	2134010	071790	一部事務組合等の変更の際の規制緩和	市町村合併の枠組みと既存の一部事務組合の構成市町村が異なることから、補助金等に関する規制の特例。	本地域のCATVの場合、一部事務組合の解散、新たな一部事務組合の設置が必要となる。一部事務組合の離合を行う場合には、施設整備の際の補助金の返還や電気通信の許認可に関する規制が生じるため、特例を求めらる。事務組合の業務を新市で一体となすことで住民サービスの向上、効率的な行政財産運営、市民と行政一体となった地域情報化施策の推進を図る。	補助金等に関する規制の緩和により、新たな一部事務組合の設立が必要なくなり、行政区域と一体となって、サービスを展開することが可能となる。		6		本件は、補助金の交付対象に係る個別具体的な要望なので、補助金交付官庁の運用の問題として処理されるべきものである。						

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
福島県	ベンチャーランドふくしま	1197	1197030	071800	ベンチャー企業の官公需への積極的な登用を図ると共に、国がそれを認定するような制度の創設	ベンチャー企業の創出と存続を支援するため、地方自治体が積極的にベンチャー企業が開発した製品や、技術を登用することは既に各自治体でも実施されているところであるが、ベンチャー企業がさらに市場を他県、他地域に求めたときに、どうしても実績のなさや、経営的な安定性がなから、参加できない状況であるため、国がベンチャー企業を認定するような制度を制定し、その認定を受けたベンチャー企業は全国で官公需の入札等に参加できる資格認定制度を制定する。	官公需の発注に際して、ベンチャー企業の信頼度を認定する全国的な一律の制度を設け、一定の要件(経営状況や客観的機能性や信頼性などが確認できること等)を満たし認定を受けたベンチャー企業は、受注実績の有無にかかわらず官公需に参加できる仕組みを創設する。	官公需については、実績を重視した発注先の選考方法をとっており、実績を有しないベンチャー企業等は官公需への参加が実質困難な状況にある。	1 関連法令 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第72条 2 財務省所管の物品製造等の契約に係る競争参加者資格審査事務等取扱要領の制定について(平成12年12月27日蔵会第4095号) 3 財務省所管の建設工事等の契約に係る競争参加者資格審査事務等取扱要領の制定について(平成12年12月27日蔵会第4096号)	物品製造等に要する資格審査は総務省において、一元的に実施しており、新規設立法人等の資格審査申請については、最初の決算前であれば、財務諸書類の提出は不要とするなどの特例措置を設けて運用しているところである。一方、建設工事等に要する資格審査は各省において、実施しているところであり、財務省においては、新規設立法人等の資格審査申請については、最初の決算直後に資格を得ようとする者に配慮して、随時に資格審査申請ができるようにして運用しているところである。	5		1 財務省所管の物品製造等の契約に係る競争参加者資格審査事務等取扱要領の制定について(平成12年12月27日蔵会第4095号)中の資格審査申請受付処理要領第5章その他5-3新規設立法人等の申請を適用することにより対応可能である。 2 財務省所管の建設工事等の契約に係る競争参加者資格審査事務等取扱要領の制定について(平成12年12月27日蔵会第4096号)第6(申請書の提出及び資格審査の時期)を適用することにより対応可能である。	要望内容は実現できるのか、確認されたい。	6		官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律を主管する省庁は中小企業庁であるため。
堺市	中心市街地賑わい再生構想	2089	2089010	071810	中心市街地整備における国の総合窓口の設置	地域再生本部に国有財産の活用に関する総合調整窓口を設置		各府省庁との調整を円滑に進めるため。						当初の検討要請に対し、担当省庁全てが分類「6」と回答したため、当室にて検討したところ、貴省が担当省庁と、考えられる。については、提案内容が実現できないか、検討し回答されたい。			協議の事務的な窓口の一元化については該当地域によって事情が異なるため、今回の提案については今後具体的に関係する省庁が判明した時点で、どの省庁が窓口になり得るか等関係省庁間での事務的な検討が必要になると考える
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325110	071820	租税特別措置法に定める非課税証明	租税特別措置法に定める基準に適合した病院として建替えをする場合に認められる特別償却に係る証明事務を政令県に委譲する。公益法人等の行う医療保健業で収益事業に該当しないものの物件の証明事務を政令県に委譲する。	・質の高い医療サービスの提供と人材の確保、地域に根ざした保健・福祉サービスの提供、子どもが健やかに生まれ育つ県づくりの推進、障害のある人に対するサービスの充実など様々な政策手法を組み合わせ、地域における安心社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安心社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	健康長寿をめざしながら、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重しながら、多くの活躍の場を持って心豊かに過ごせるようにすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う「安心社会」づくりをめざすためには、保険医療機関の指導・監督、政府管掌健康保険の事業運営、生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関の指定及び監督などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。					当初は、財務省に対しては検討要請は行わなかったが、要望の内容は、租税特別措置法に定める非課税証明書に関するものであり、提案内容が実現できないか、検討し回答されたい。	3 対応は不可能		3 対応は不可能 これらの措置の適用要件を満たしていることの証明事務は、 ・ 国税の措置にかかる証明であり、国の行うべき事務であること ・ 適用要件の適否は全国一律の基準で判断される必要があることから、厚生労働大臣又はその指揮下にある地方厚生局長が証明を行うこととされている。本提案のように地方公共団体が個々に証明を行うことは適当ではない。	
志木市	活き活きまちづくり構想	1362	1362010	071830	地域通貨(無期限型)の発行及び流通	現在期限付きの「前払い式証券」の恒常的な利用の認定。	市内限定の地域通貨を発行することにより他市への購買力の歯止めを図り、市内商店の商業振興を図る。	現在期限付きの「前払い式証券」の恒常的な利用の認定。「紙幣類似証券取締法」の抵触解除	紙幣類似証券取締法	地域通貨は紙幣類似証券取締法との関係が問題になり得るが、一般的に「どこでも、誰でも、何にでも」利用できるものではないことから、直ちに同法に抵触するとは考えていない。				提案内容から貴省が担当と思われるので、検討し回答されたい。	5		地域通貨と紙幣類似証券取締法の関係は(38. 制度等の現状)に記載したとおりであり、今回の提案についても、直ちに同法に抵触するとは考えていない。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類の見直し	46. 措置等の方法の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
新座市	新座市 観光による地域再生構想	1312	1312040	071840	新規創業者融資制度の条件緩和	観光地整備事業の一つとして、うどん・そば等の産業集積を行うに当たって、新規事業者向けの国(国民生活金融公庫)の事業者向け融資制度について、当該地域に限り一定の条件緩和をすることにより、新規開業について優遇制度を設ける。 現状、同融資制度については、融資申込み当たって、雇用創出を伴う事業を行うこと、技術やサービス等に工夫を加え、多様なニーズに対応する事業を始められる等の諸要件が該当要件であるほか、運用で自己資金50%以上あることや職務経験等厳しい要件が掲げられている。 こうした諸要件を、当該地域・業種について、市の発行する紹介状等を交付することにより、国民生活金融公庫からの融資を受け易くすることを提案する。	市中央部の観光地の整備に当たり、うどん・そば等の産業集積を図るが、新規事業の開拓及び雇用の促進を図る観点から、当該地域・業種に限って、現行の「新創業者融資制度」(国民生活金融公庫)を利用し易くする。 具体的には、当該融資制度の申込み当たって、市を窓口にし、開業に当たって市が事業計画等を指導するが、この際に、市の観光基本計画に合致した創業者については、市が国民生活金融公庫に対して、紹介状を交付する。 この紹介状をもって、国民生活金融公庫は、当該融資申込者への融資について、特段の配慮を図っていただく。	現行の同制度は、融資申込みに当たって、雇用創出を伴う事業を行うこと、技術やサービス等に工夫を加え、多様なニーズに対応する事業を始められる等の諸要件が該当要件であるほか、運用で自己資金50%以上あることや職務経験等厳しい要件が掲げられている。 このことが、新規事業者の資金調達を困難にし、開業する妨げになっている。			3		ご提案については、新たな予算措置が前提となり、不可能である。		3		新規開業支援資金の融資条件は、新規事業者の事業の継続と返済能力の確実性を担保する条件でありことから、融資条件の緩和の提案に対しては、新たな財政負担に繋がらないよう慎重に検討する必要がある。 ご提案の内容は、現行制度の枠組みを大幅に超えた取扱いとなるため、事業の継続性や返済リスクの算定は極めて困難であり、新たな財政負担に繋がる蓋然性が極めて高いと判断されることから対応は困難である。
福井県	創業バリアフリー日本一構想	1089	1089010	071850	中小企業の資金調達要件の緩和	国民生活金融公庫の新創業者融資制度における自己資金要件を緩和することとし、全国で最も中小企業の新規創業を容易にする環境を整備する。	提案している支援措置とともに、本県独自の「創業特別支援資金」においても自己資金要件を撤廃したり、第三者保証人を不要とする制度を設けることとし、全国で最も中小企業の新規創業を容易にする環境を整備する。	現状の制度では、新規創業時にある程度の資力のある者しか融資が受けられず、新規創業の支障となっている。		自己資金要件については国民生活金融公庫法第19条 業務方法書に定めており、緩和にはその改正が必要。	3		ご提案については、新たな予算措置が前提となり、不可能である。		3		新規開業支援資金の融資条件は、新規事業者の事業の継続と返済能力の確実性を担保する条件でありことから、融資条件の緩和の提案に対しては、新たな財政負担に繋がらないよう慎重に検討する必要がある。 ご提案の内容は、現行制度の枠組みを大幅に超えた取扱いとなるため、事業の継続性や返済リスクの算定は極めて困難であり、新たな財政負担に繋がる蓋然性が極めて高いと判断されることから対応は困難である。